岡崎市地域包括ケア計画

（第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

令和9（2027）年度～令和 11（2029）年度

【案】

介護保険事業費の見込み及び保険料に関する内容は、本計画（案）に掲載しておりません。
国から介護報酬や保険料所得段階等が示された後、本計画に掲載いたします。

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
　１　計画策定の趣旨 2
　２　計画の位置づけ 3
　３　計画の期間 6
　４　計画の策定体制 7
　５　日常生活圏域 8

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題 13
　１　人口・世帯・要介護認定者数・認知症有病者数 14
　２　介護保険事業の状況 36
　３　アンケート調査結果から見た現状と課題 44
　４　第９期計画の評価と課題 49
　５　計画の見直しについて 55

第３章　基本理念と基本目標 57
　１　基本理念 58
　２　基本目標 59
　３　施策体系 63

第４章　分野別施策の展開 65
　基本目標１　共生の地域づくりの推進 66
　基本目標２　介護予防と健康づくりの推進 76
　基本目標３　認知症と共に生きる施策の推進　（岡崎市認知症施策推進計画） 84
　基本目標４　在宅生活の支援 92
　基本目標５　介護保険制度の適正な運営 98

第５章　介護保険事業の運営 103
　１　介護保険事業費等の推計手順 104
　２　介護保険サービス量の実績と見込み 105

第６章　計画の推進に向けて 124
　１　介護保険制度持続のために（共助・公助） 125
　２　一人ひとりができること（自助） 125
　３　住民主体の取組による地域づくり（互助） 126
　４　計画の進捗管理 127
　５　保険者機能の強化に向けた評価指標 127

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

（1）高齢者を取り巻く状況の変化

日本の総人口は、2025 年 10 月 1 日現在、1 億 2,322 万人、65 歳以上人口は、3,622 万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は 29.4%となっています。今後、65 歳以上人口は、2043 年に 3,953 万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。一方、65 歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、2070 年には 38.7%に達し、国民の 2.6 人に 1 人が 65 歳以上となる社会が到来すると推計されています。

国の高齢者福祉の分野においては、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途として、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。今後は、支援を必要とする高齢者のさらなる増加の時代を迎え、介護保険サービスの確保や医療と介護の連携の充実、地域で高齢者を支える体制づくり、認知症施策の推進等、地域包括ケアシステムの深化と推進が、喫緊の課題となっています。

また、高齢者の中でも支援を必要とする人が多くなる 85 歳以上人口が増加する一方で、高齢者世代の支え手となってきた団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年にかけて、高齢者を支える世代の減少という問題にも注目が集まっており、中長期的な視点に立った、支援のための基盤整備が特に課題となっています。加えて、ひとり暮らし高齢者世帯の増加や認知症高齢者の増加等、介護・医療のサービスの確保だけではなく、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが求められています。

こうした状況の中、国においては、2024 年 1 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を施行し、それに基づく「認知症施策推進基本計画」が 2024 年 12 月に策定されました。基本法に明記された共生社会の実現を目指す上では、認知症の人の声が尊重される社会の形成と共に、「新しい認知症観」に基づき認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められます。

また、2025 年 10 月には、改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法)」が施行されました。単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、高齢者、低額所得者、障がい者等、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズの増加に対応するための取組の充実が図られています。

本市においては、近年の総人口は緩やかな減少傾向で推移していますが、高齢化率は 2026 年 10 月 1 日時点で 25.3%となっており、上昇が続いています。国全体と比較すると高齢化のペースは遅くなっていますが、将来的には、人口減少、高齢化率の上昇とともに、85 歳以上人口の増加が見込まれており、医療・介護のニーズの増大や、支援を必要とする高齢者のさらなる増加に備えた取組が課題となっています。

（２）計画策定の趣旨

本市では、高齢者施策と介護保険事業の一体的な推進を図るため、３年を１期とする「岡崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。2018 年３月に策定した第７期計画（平成 30（2018）年度～令和２（2020）年度）からは、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を一層推進するため、「岡崎市地域包括ケア計画」に名称を変更しています。

本市における高齢化の進展や支援を必要とする高齢者の増加をはじめとする今日的な課題を踏まえ、また、国における各種の法制度の動向に対応しながら、本市の高齢者施策及び介護保険事業を総合的かつ計画的に推進するため、令和８（2026）年度を最終年度とする第９期計画の終了に伴い、「岡崎市地域包括ケア計画（第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の８に定める「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に定める「市町村介護保険事業計画」です。

「介護保険事業計画」は、本市における介護保険事業の円滑な実施等について定めるもので、「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」は、介護保険の給付対象とならない高齢者に対する生きがい対策をはじめとした施策の実施等について定めるものです。本計画は、これらを一体的に作成しています。

なお、本計画では、主に高齢者福祉に関する公的なサービスや住民活動への支援等、公的な責任において実施するものを取り扱うこととし、その他の住民主体の活動等については「岡崎市地域福祉計画」に定めています。

（２）上位計画及び関連計画

本計画は、本市の上位計画である総合計画、地域福祉計画をはじめ、障がい者基本計画、健康おかざき 21 計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、地域防災計画等の本市の関連計画、愛知県高齢者福祉保健医療計画、愛知県地域保健医療計画等関係機関の計画と整合や連携を図りつつ策定し、推進していきます。

なお、第７次岡崎市総合計画（後期計画）（2026 年３月策定）では、基本的な方向性を示す総合政策指針において、令和 32（2050）年度を目標年度とした本市のあるべき将来都市像を「一歩先の暮らしで三河を拓く　中枢・中核都市おかざき」と定め、その実現に向けて、策定から 10 年間の分野別指針を 10 項目定めています。

本計画は、10 の分野別指針のうち、主に「（５）健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり」の推進に資するものです。

【参考】（５）健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり
　後期高齢者の急激な増加を迎える中にあっても、各主体が我が事として活躍する地域共生社会の実現により保健・医療・福祉・地域が一体となって取り組むことで、誰もが生きがいや役割を持って活躍できるまちを目指します。
（「岡崎市総合政策指針」（2019 年 12 月議決）より抜粋）

また、本市は、ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の考え方を取り入れ、だれひとり取り残さないまちづくりを推進しており、2020 年７月に「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。

ＳＤＧｓは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に示された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

本計画は、17 のゴールのうち、「１．貧困をなくそう」や「２．飢餓をゼロに」、「３．すべての人に健康と福祉を」、「５．ジェンダー平等を実現しよう」、「８．働きがいも経済成長も」、「11.住み続けられるまちづくりを」等に関する課題解決に資するものです。

■ＳＤＧｓにおける 17 のゴール

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。		国内及び国家間の格差を是正する。
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。		都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。		持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。		海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。		陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。
	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。		持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
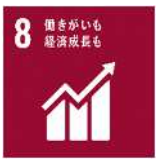	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。		持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。		

3 計画の期間

本計画の期間は、令和９（2027）年度から同 11（2029）年度までの３年間とし、各年度において点検・評価を行います。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年にかけて、高齢化率の上昇と高齢者を支える世代の減少が続くと見込まれることから、2040 年までの中長期的な視点から、各種介護保険サービスのニーズ等の見込みを定め、それに対応した施策展開を目指します。

■計画の期間

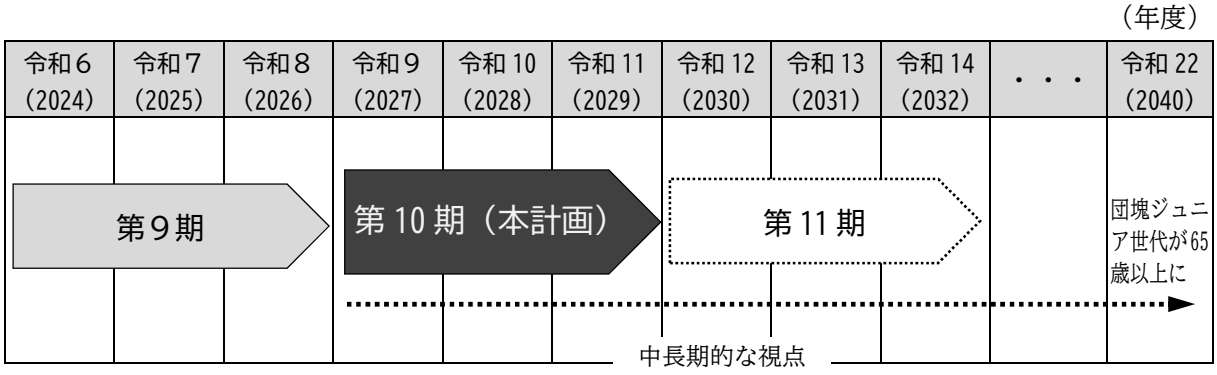

2040 年問題とは？

団塊の世代（1947～1949 年生まれ）の子どもの世代である団塊ジュニア世代（1970 年代前半生まれ）が 2040 年までに 65 歳以上となり、日本の高齢者人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口（15～64 歳）が減少し、増大する医療・介護のニーズに対して、サービスの担い手が大きく不足することが予想されている問題です。

4 計画の策定体制

（1）調査の実施

計画の策定にあたり、高齢者のニーズ等を把握するために、2025 年 11 月に「介護保険等実態調査（アンケート調査)」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

調査対象	調査方法	配付数	有効回収数	有効回収率
①一般高齢者（要介護の認定を受けていない、65 歳以上の市民）	①、③は郵送配付･郵送回収(各台帳から対象者を無作為抽出)。②、④～⑦は郵送配付・郵送またはウェブでの回収（②は対象者を無作為抽出。④～⑥は本市でサービスを提供する事業者全数。⑦は１事業所当たり２名までを各事業者の任意で抽出)。	3,600	2,630	73.1%
②若年者（要介護等の認定を受けていない、40～64 歳の市民）		1,500	698	46.5%
③在宅サービス利用者（要介護等の認定を受けた市民のうち、在宅介護サービスを利用している市民）		1,500	741	49.4%
④居宅介護支援事業者		92	81	88.0%
⑤在宅介護サービス事業者		328	236	72.0%
⑥入所施設事業者		119	86	72.3%
⑦ケアマネジャー（介護支援事業者調査の対象となった事業所に勤務するケアマネジャー)		184	134	72.8%

（2）意見等の聴取

計画の策定にあたり、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者等から専門的な意見等を聴取するため、「岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催しました。

5 日常生活圏域

（1）圏域の設定

本市における日常生活圏域は、第９期計画に引き続き、支所区域の８圏域を設定します。

これらの日常生活圏域を基本に、地域密着型サービス等の提供や地域における継続的な支援体制の整備を進めていくことで、介護が必要な状態になっても、認知症になっても、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができる仕組みの構築を目指します。

令和９（2027）年度からは、各日常生活圏域内に小学校区を担当区域とした地域包括支援センターが 19 か所、加えて後方支援や総合調整等を担う基幹型地域包括支援センター１か所という体制となり、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的、継続的に提供できる地域包括ケアシステムの充実・強化を推進します。

■日常生活圏域と地域包括支援センター

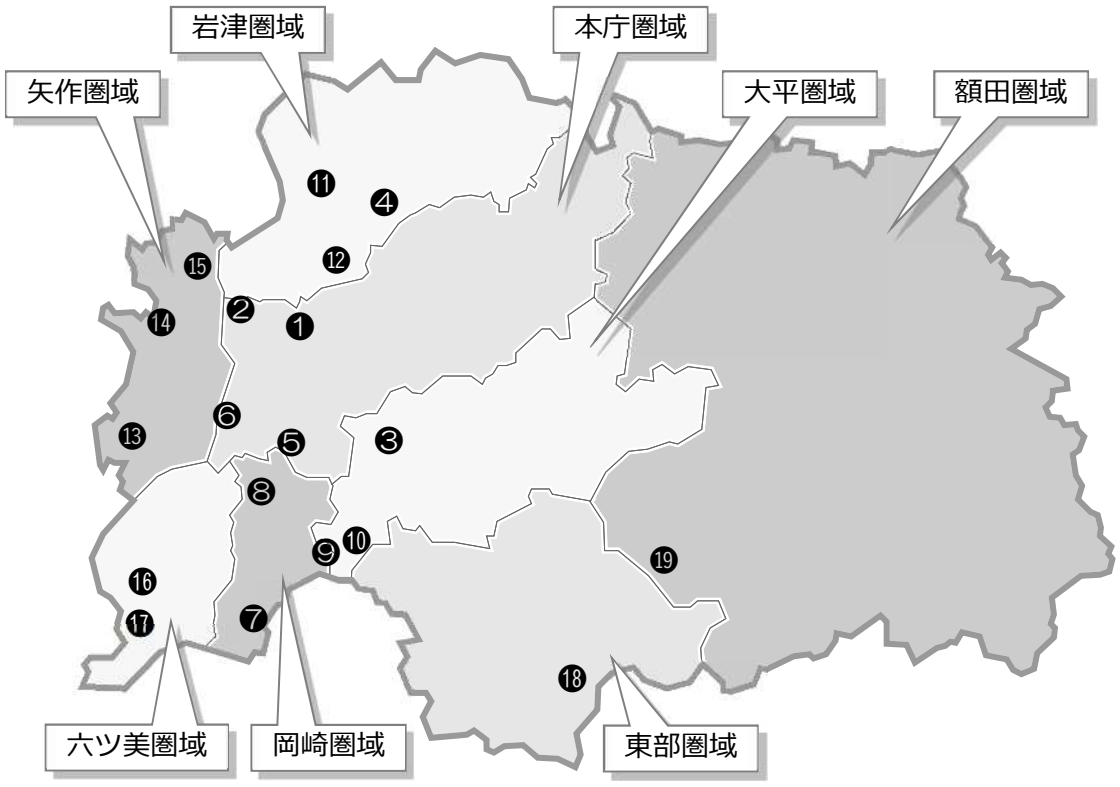

■地域包括支援センター

	名 称	所在地	担当小学校区
❶	中央地域福祉センター	梅園町	梅園、愛宕
❷	ひな	日名南町	広幡、井田
❸	岡崎東	洞町	根石、男川、生平、秦梨
❹	真福	真福寺町	常磐南、常磐東、常磐
❺	竜美	竜美西	三島、竜美丘
❻	さくらの里	中岡崎町	六名、連尺
❼	なのはな苑	福岡町	岡崎、福岡
❽	スクエアガーデン	羽根町	羽根、城南
❾	ふじ	美合町	上地、小豆坂
❿	高年者センター岡崎	美合町	美合、緑丘
⓫	北部地域福祉センター	岩津町	恵田、奥殿、細川、岩津
⓬	さくら	堂前町	大樹寺、大門
⓭	やはぎ苑	上佐々木町	矢作南
⓮	西部地域福祉センター	宇頭町	矢作東、矢作西
⓯	はしめ	橋目町	矢作北、北野
⓰	南部地域福祉センター	下青野町	六ツ美北部、六ツ美西部
⓱	むつみ	合歓木町	六ツ美中部、六ツ美南部
⓲	東部地域福祉センター	山綱町	竜谷、藤川、山中、本宿
⓳	額田	樫山町	豊富、夏山、宮崎、形埜、下山

■日常生活圏域別人口（2026 年 10 月 1 日現在）

圏 域	総人口	高齢者人口	高齢化率（%）
本 庁	111,688	28,933	25.9（25.0）
岡 崎	59,992	14,023	23.4（22.4）
大 平	31,648	8,141	25.7（25.2）
東 部	19,762	6,260	31.7（30.7）
岩 津	47,200	12,521	26.5（25.8）
矢 作	58,659	13,437	22.9（22.1）
六ツ美	43,716	9,933	22.7（21.2）
額 田	6,933	2,922	42.1（39.8）
市全域	**379,598**	**96,170**	**25.3（24.4）**

※高齢化率の（ ）内は 2023 年の数値

資料：岡崎市住民基本台帳

■圏域別高齢化率・認定率（高齢化率は 2026 年 10 月 1 日、認定率は 2026 年 9 月 30 日現在）

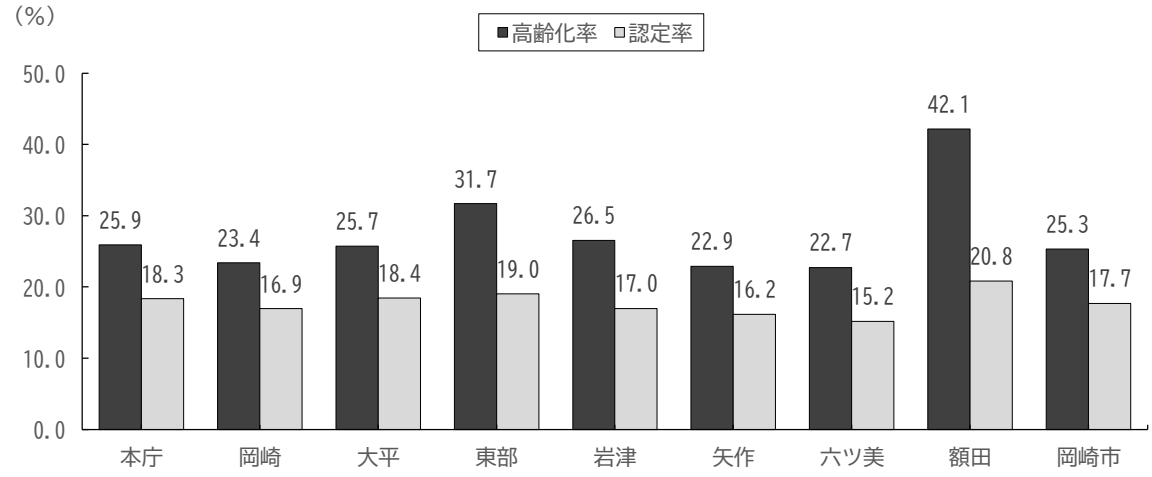

（2）地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域において、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国においては、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途として、介護が必要な状態になっても、認知症になっても、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築を目指した取組が進められてきました。今後は、支援を必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれており、引き続き地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

また、高齢化がさらに進み、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年に向け、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に取り組み、介護保険制度の持続可能性を確保することが求められています。

そのためには、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉等の公的支援の枠組みや、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係にとらわれず、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けた取組が必要です。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、大規模災害や新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえて、地域づくりや多職種の連携強化を進める必要があります。

岡崎市の地域包括ケアシステムの姿

医療



・病院（急性期、回復期、慢性期）
・地域の連携病院
・有床診療所
・かかりつけ医、歯科診療所、薬局
・在宅医療サポートセンター

入院
通院

在宅支援
訪問診療

住まい



・自宅
・有料老人ホーム
・サービス付き高齢者向け住宅
など

訪問

通所
入所

介護



居宅サービス
・訪問介護
・デイサービス
・福祉用具貸与など

施設サービス
・特別養護老人ホーム
・老人保健施設
・介護医療院

認知症施策



・認知症ケアパス
・認知症サポーター
・認知症カフェ、本人交流会
・初期集中支援チーム

生活支援・介護予防



・ごまんぞく体操
・老人クラブ
・通いの場
・多世代交流
・地域での見守り

相談支援
・地域包括支援センター
・ケアマネジャー

だれもが いつまでも いきいきと 健やかに暮らすまちをめざして

第2章

高齢者を取り巻く現状と課題

1 人口・世帯・要介護認定者数・認知症有病者数

（1）高齢者人口の推移と将来展望

本市の人口は 2026 年 10 月 1 日時点で 37 万 9,598 人となっており、近年は緩やかな減少傾向が続いています。一方、高齢者人口は増加が続いており、2026 年の高齢者人口は 96,170 人、高齢化率は 25.3%となっています。

将来的にも、少子高齢化と人口減少が続く見込みで、高齢化率は 2029 年には 26.2%、2040 年には 31.2%に達する見込みです。また、高齢者のうち 65 歳から 84 歳の人口は、当面はほぼ横ばいで推移しますが、より支援を必要とする人が多くなる 85 歳以上人口が増加する見込みとなっています。

■年齢 6 区分推計人口の推移（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

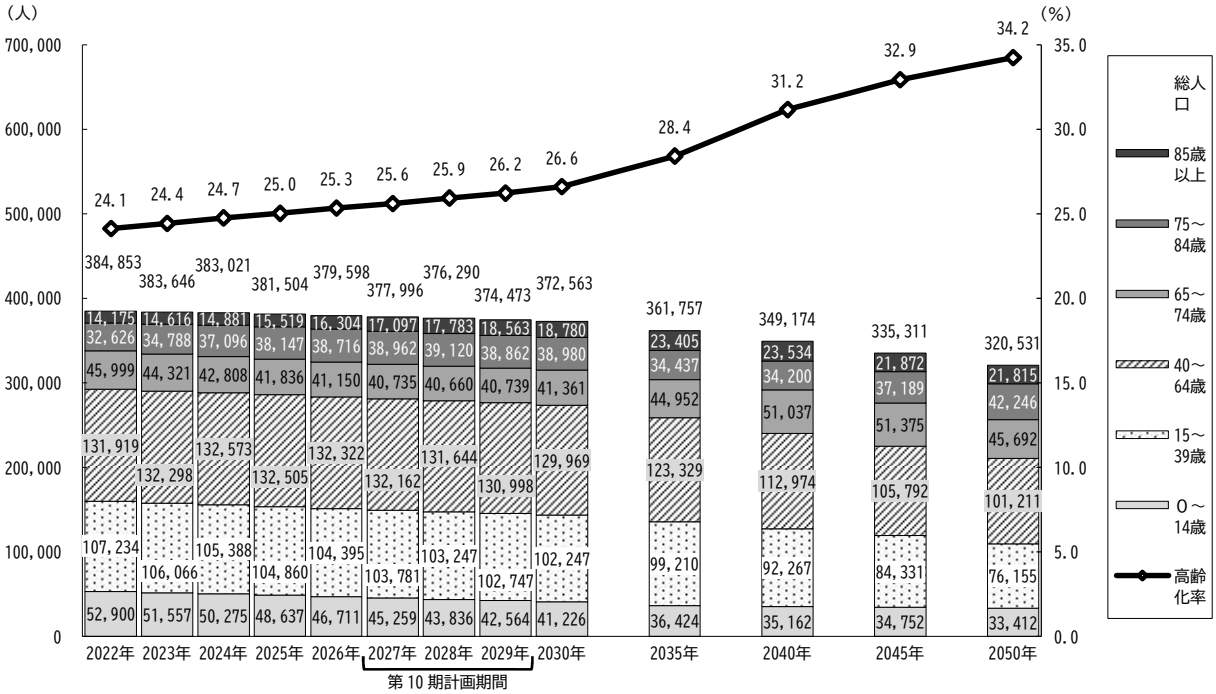

資料：住民基本台帳（2026 年まで）

■年齢６区分別人口割合の推移と将来推計（各年 10 月１日時点、2027 年以降が推計値）

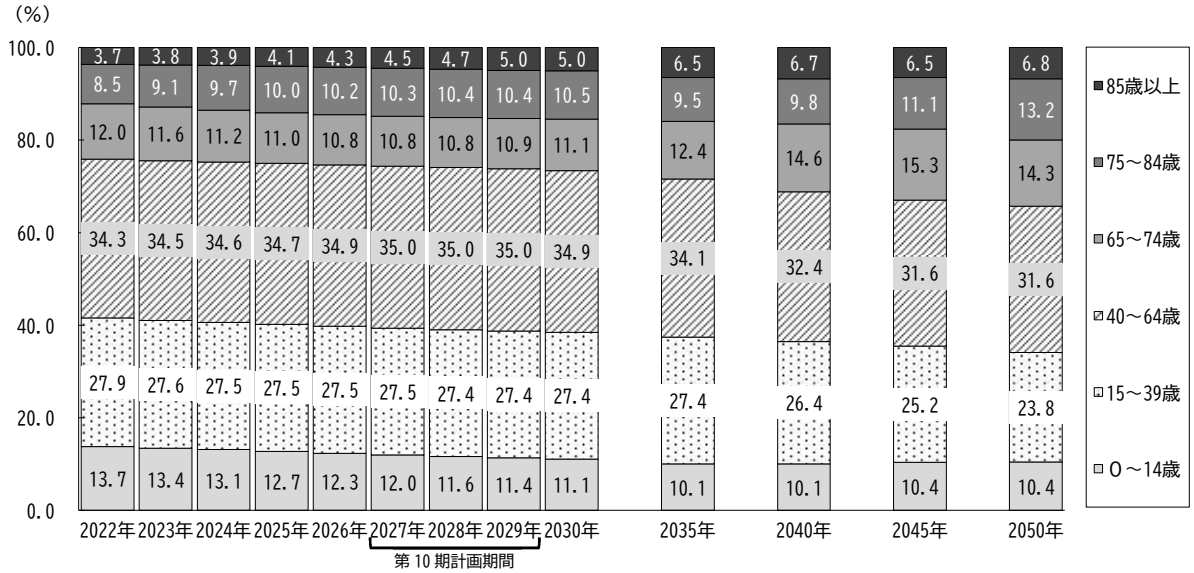

※少数第２位の四捨五入のため、合計が 100%ちょうどにならない場合があります。

資料：住民基本台帳（2026 年まで）

（2）高齢者世帯

65 歳以上のいる世帯数は増加が続いており、65 歳以上夫婦のみの世帯数、65 歳以上単身世帯数も増加しています。特に令和２年から令和７年にかけて、65 歳以上単身世帯数の伸びが大きくなっています。

■高齢者世帯の推移（国勢調査）

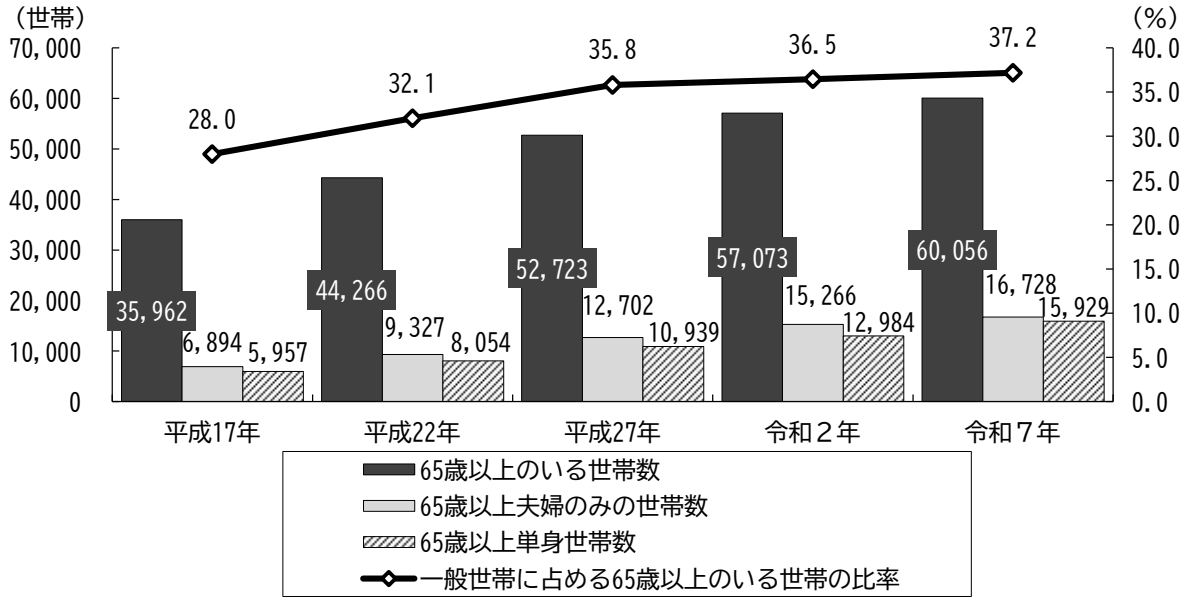

資料：国勢調査

高齢者夫婦のみ世帯、高齢者単身世帯の割合は、これまでは国・県を下回って推移していましたが、いずれも増加傾向となっており、令和７年には高齢者夫婦のみ世帯の割合は県を上回り、高齢者単身世帯の割合も県の数値に近づいています。

■一般世帯における高齢者夫婦のみ世帯の割合

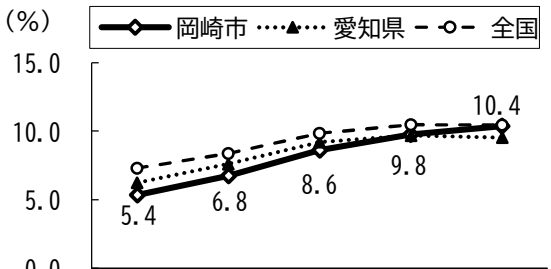

	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年	令和７年
岡崎市	5.4	6.8	8.6	9.8	10.4
愛知県	6.2	7.6	9.2	9.7	9.5
全国	7.3	8.4	9.8	10.5	10.4

■一般世帯における高齢者単身世帯の割合

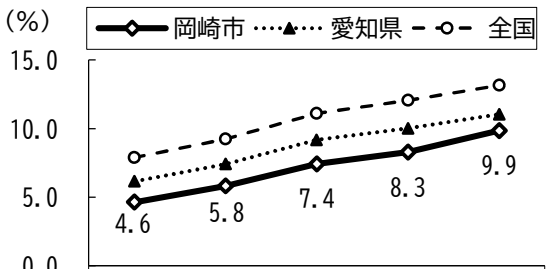

	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年	令和７年
岡崎市	4.6	5.8	7.4	8.3	9.9
愛知県	6.2	7.4	9.2	10.0	11.0
全国	7.9	9.2	11.1	12.1	13.2

資料：国勢調査

（3）要介護認定者数の推移と将来展望

2026 年９月 30 日時点の本市の要介護（要支援）認定者数は 17,424 人で、増加傾向となっています。今後も、85 歳以上人口の増加に伴い、2040 年ごろまでは認定者数が増加していく見込みです。

次ページのグラフのとおり、認定者数の増加にともない、第 1 号被保険者の認定率も当面は上昇が見込まれ、ピークとなる 2040 年頃には 20%程度となる見込みです。

■要介護度別認定者数の推移と将来推計（各年９月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

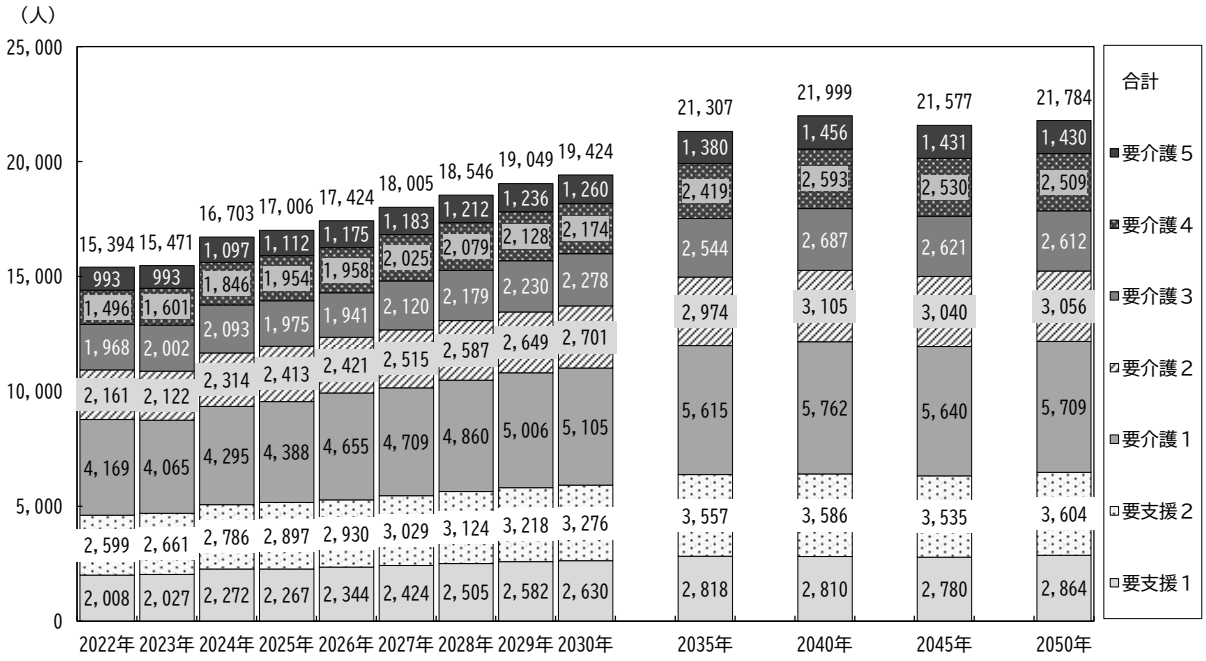

資料：介護保険事業状況報告（2026 年まで）

■要介護度別認定者割合の推移と将来推計（各年９月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

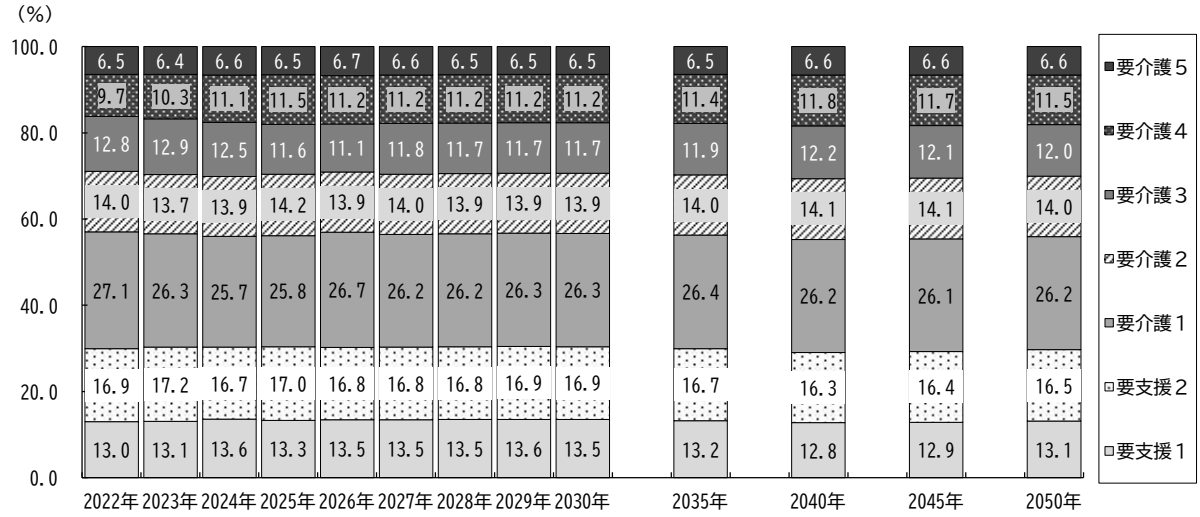

※少数第２位の四捨五入のため、合計が 100%ちょうどにならない場合があります。

資料：介護保険事業状況報告（2026 年まで）

■要介護認定率の推移と将来推計（各年９月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

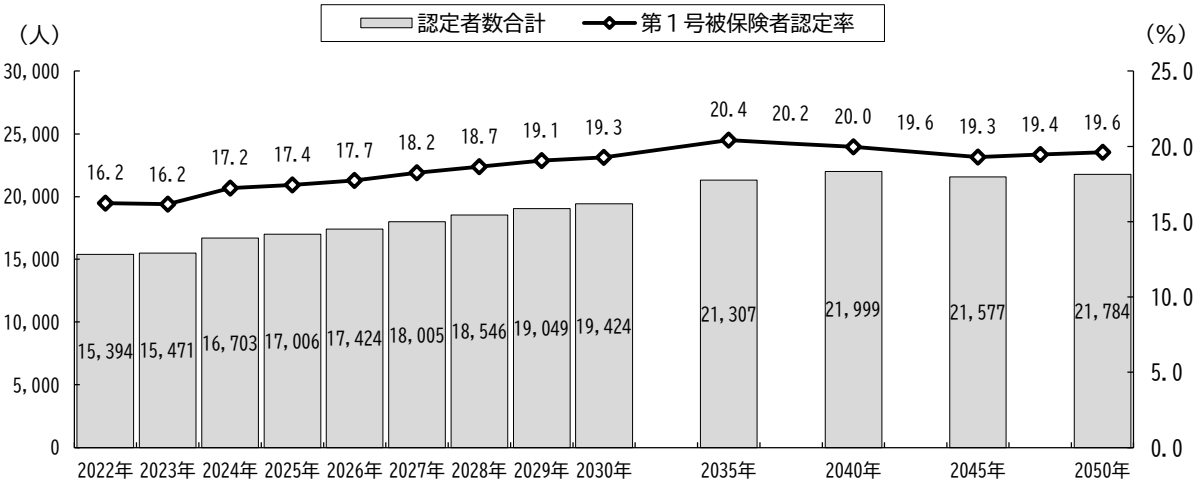

※認定率の分母には、各年齢区分の人口（推計）を用いて算出しています。

資料：介護保険事業状況報告（2026 年まで）

（４）認知症高齢者数の推計

令和５年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」（国立大学法人九州大学）において示された年齢階級別認知症有病率を、本市の将来推計人口に乗じて認知症有病者数を推計しました。同報告書では、2022 年から 2023 年にかけて実施された有病率調査から導かれた年齢階級別有病率が、将来にわたって変わらないと仮定して、認知症有病者数の推計を行っており、本推計においても同様の考え方を用いています。

これによると、本市の認知症有病者数は 2040 年ごろまで増加が続き、その後は横ばいで推移する見込みです。

■認知症有病者数の推計（各年 10 月 1 日時点）

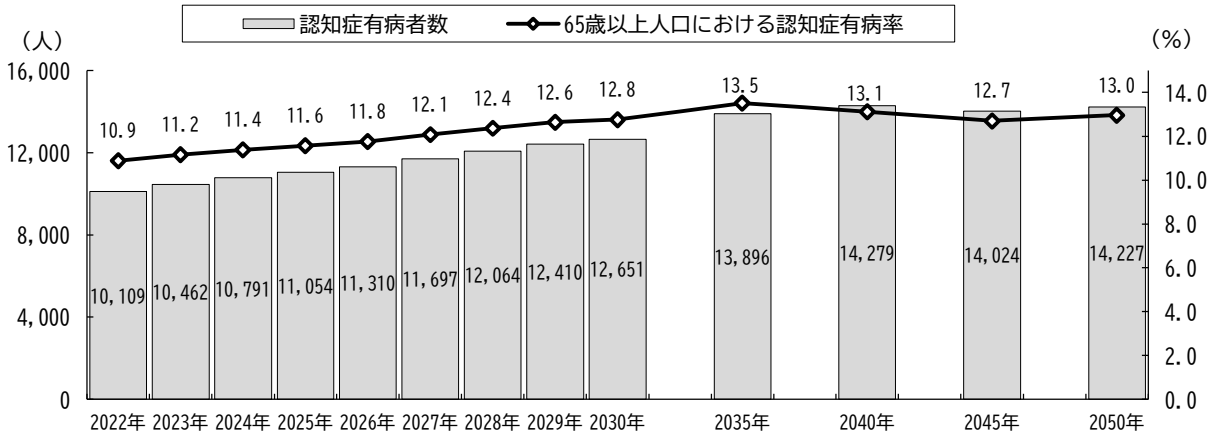

■【参考】推計認知症有病率（%）

	男性	女性
65～69 歳	1.1	1.0
70～74 歳	2.8	3.1
75～79 歳	6.0	7.4
80～84 歳	15.9	16.9
85～89 歳	25.2	37.2
90 歳以上	36.6	55.1

資料：令和５年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究 報告書」（国立大学法人九州大学）

（5）圏域別の推計

①本庁地区

■人口推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

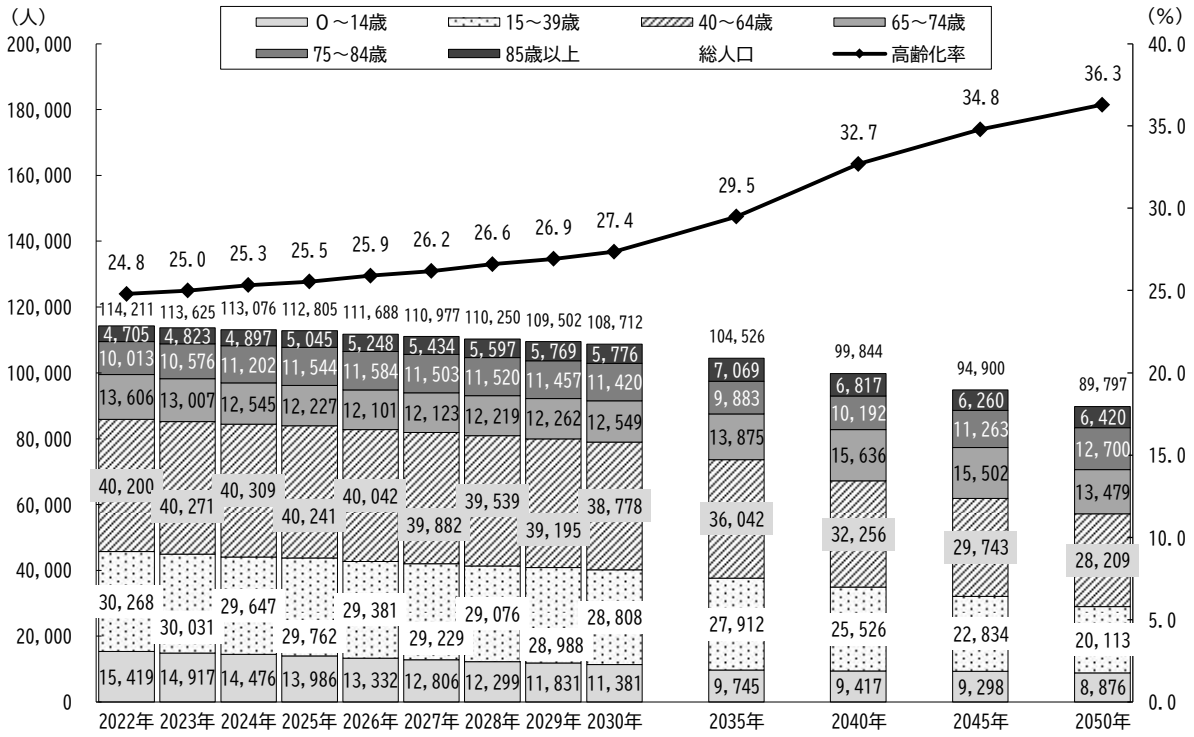

■年齢別人口割合推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

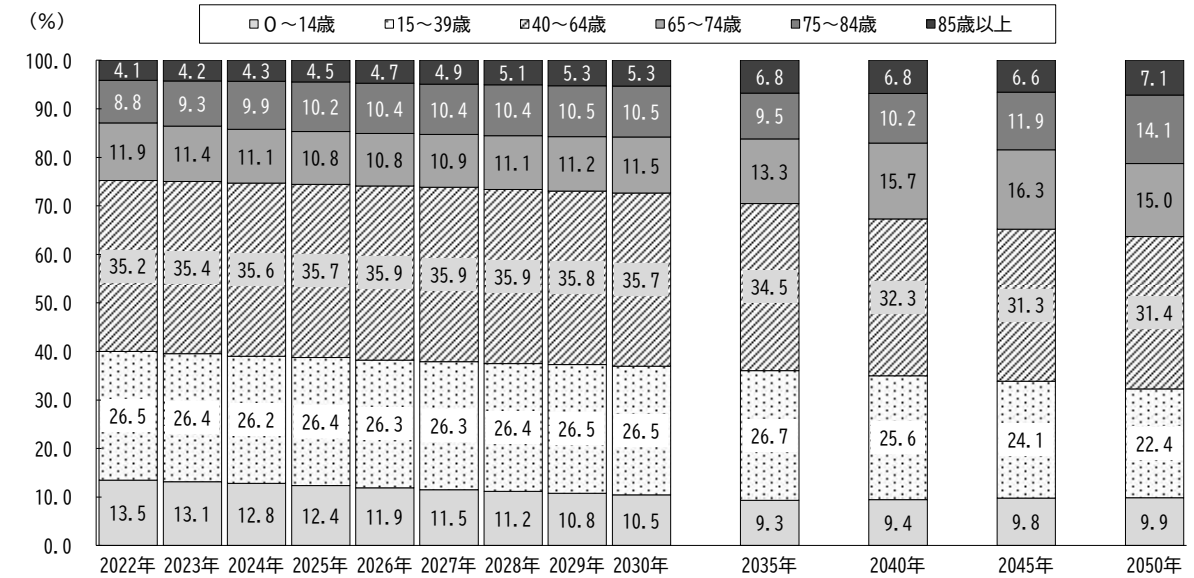

■認定者数推計（各年 9 月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

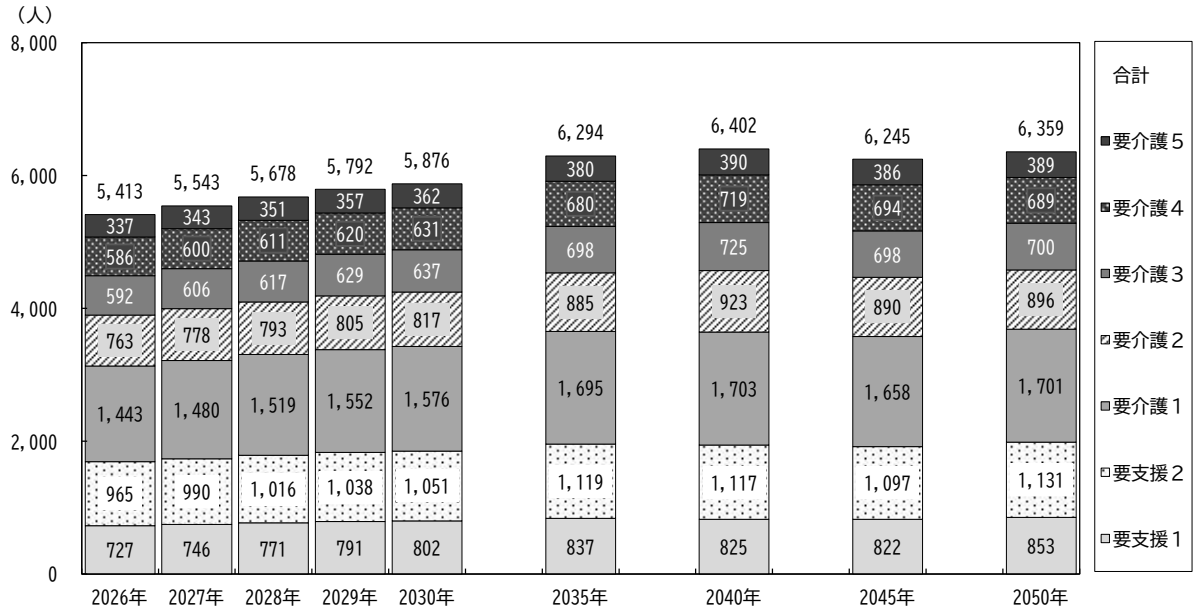

■認知症有病者数推計（各年 10 月 1 日時点）

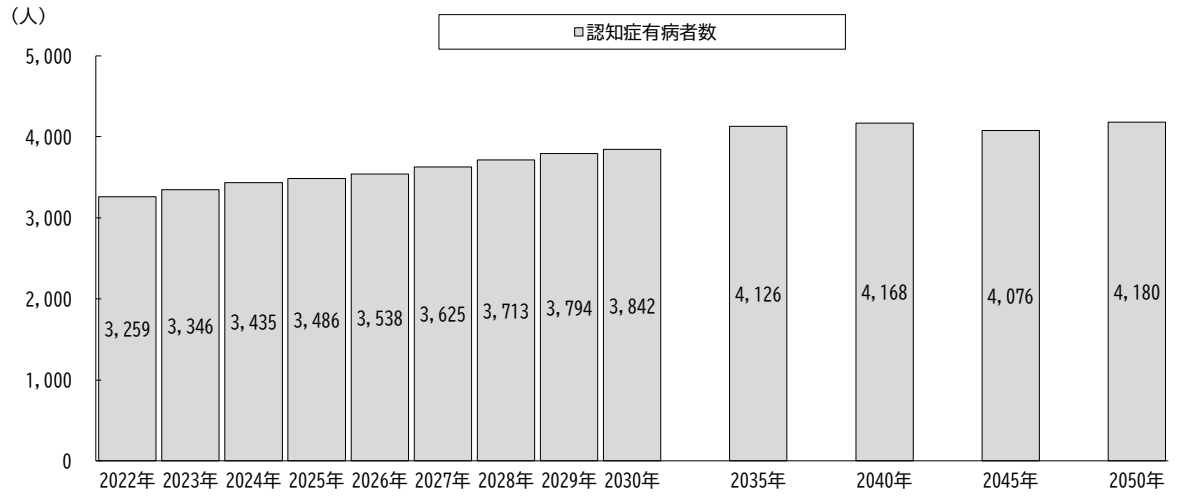

②岡崎地区

■人口推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

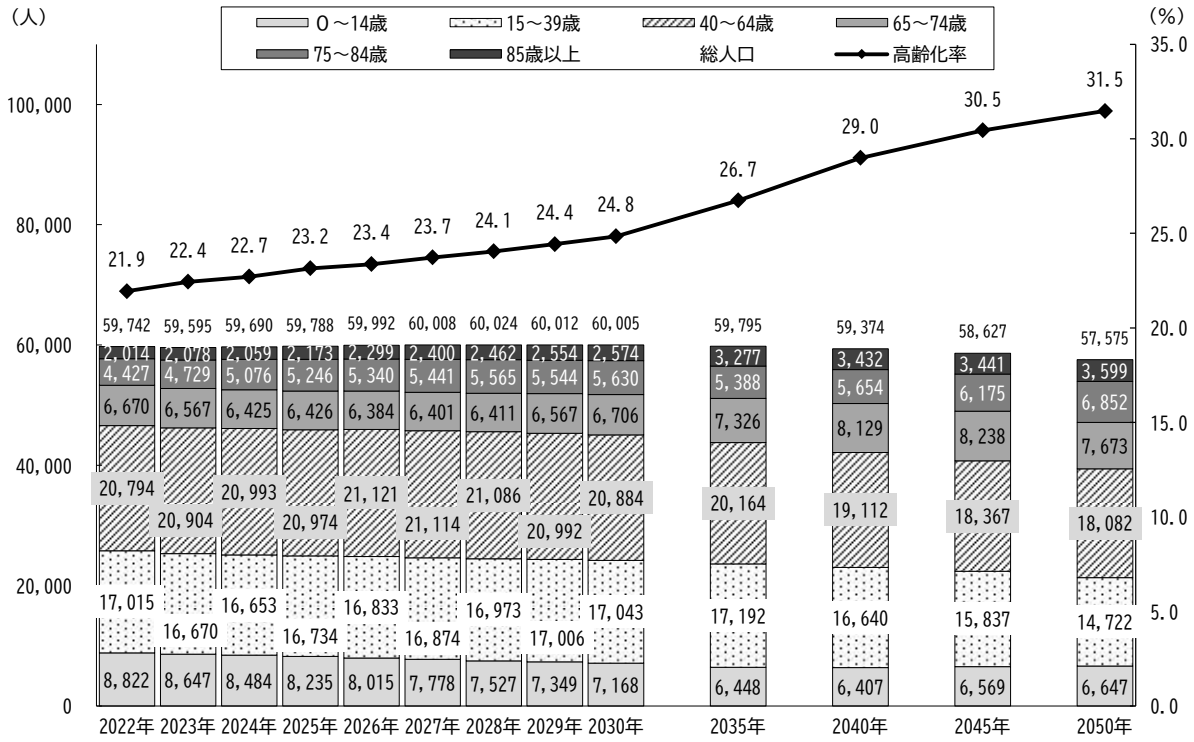

■年齢別人口割合推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

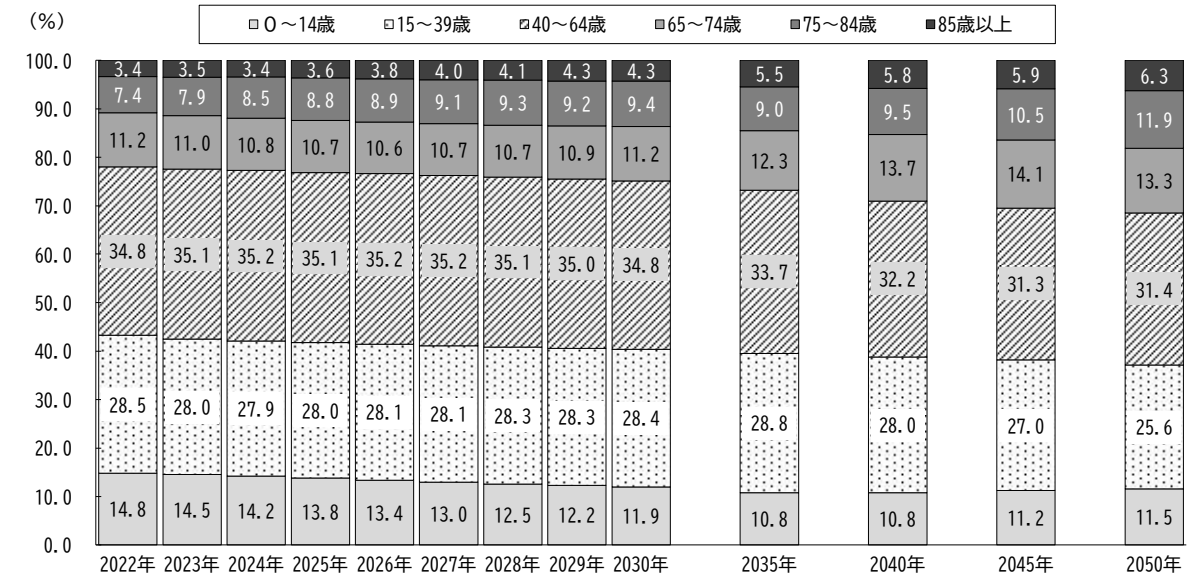

■認定者数推計（各年 9 月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

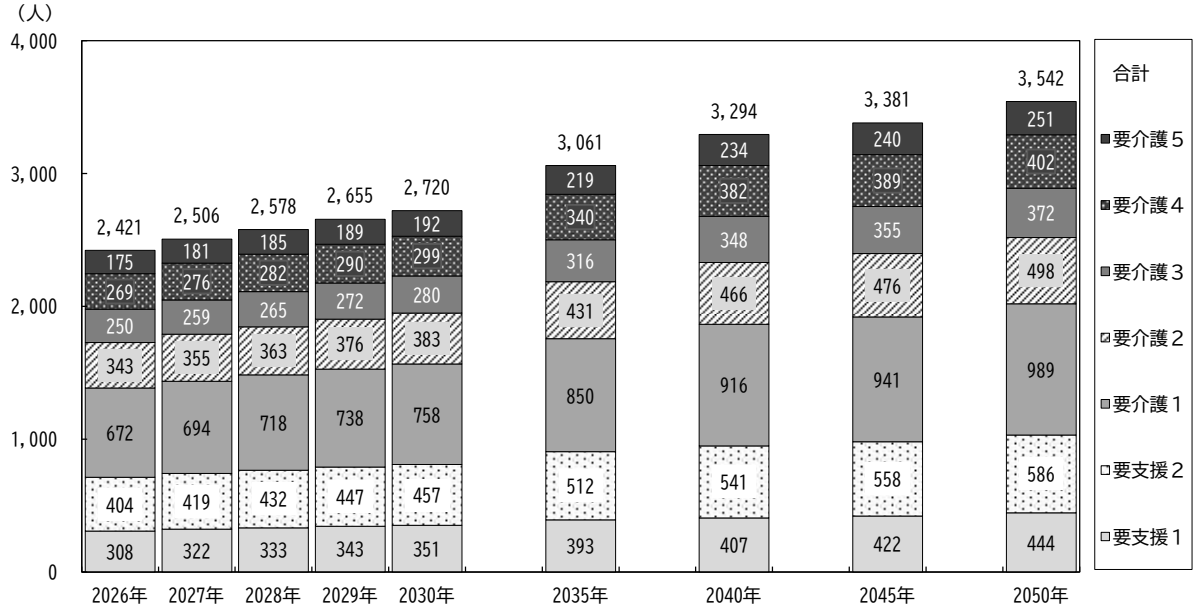

■認知症有病者数推計（各年 10 月 1 日時点）

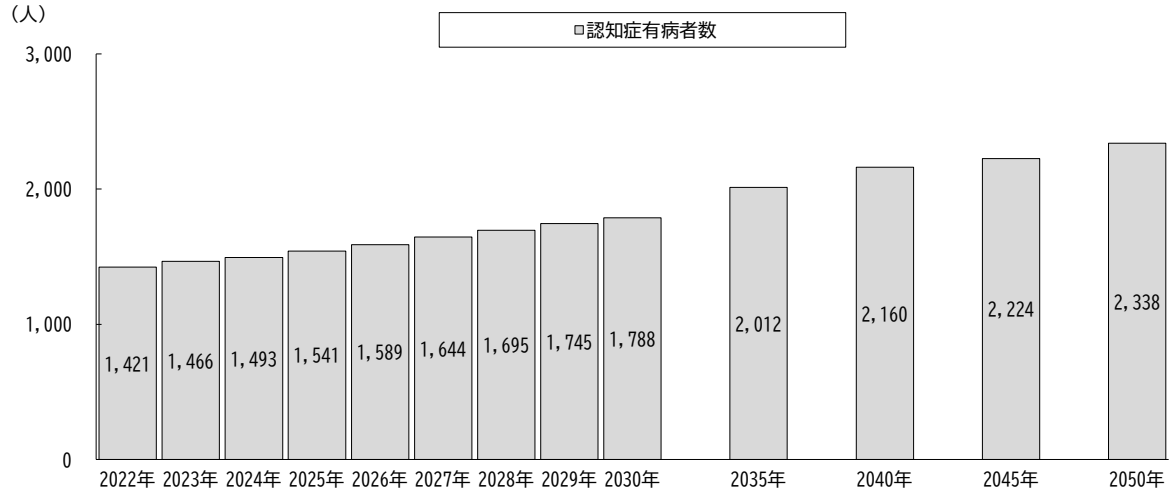

③大平地区

■人口推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

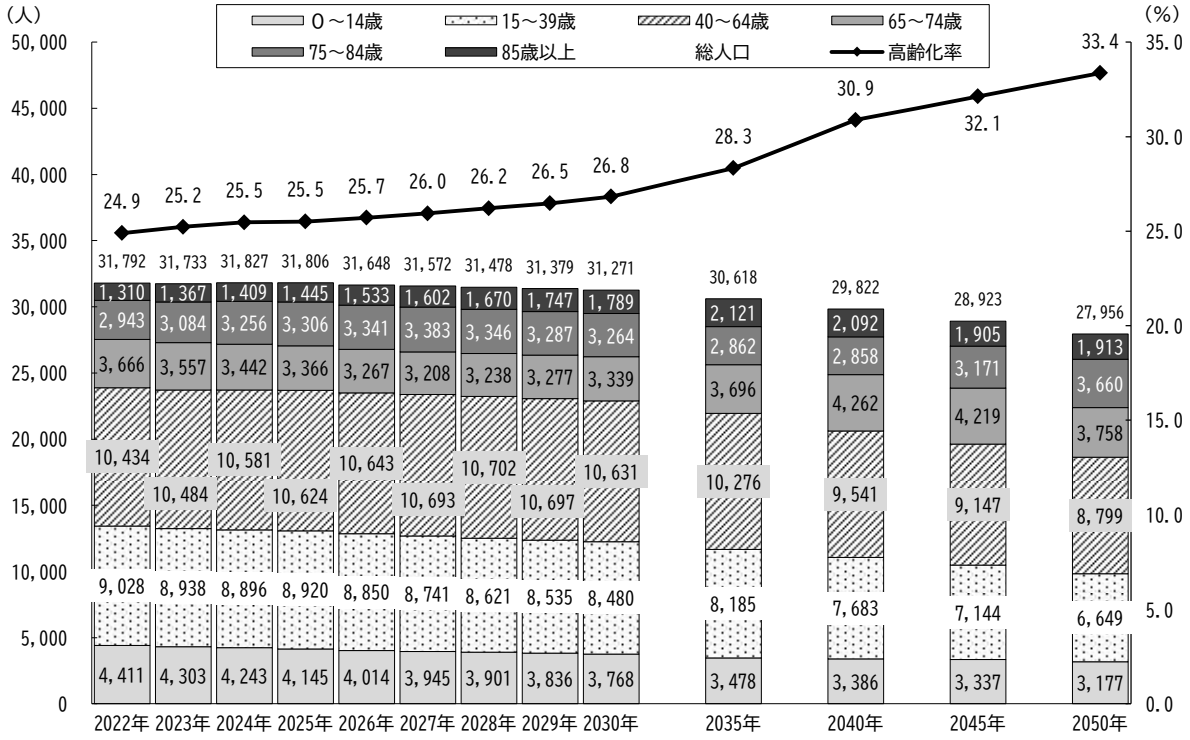

■年齢別人口割合推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

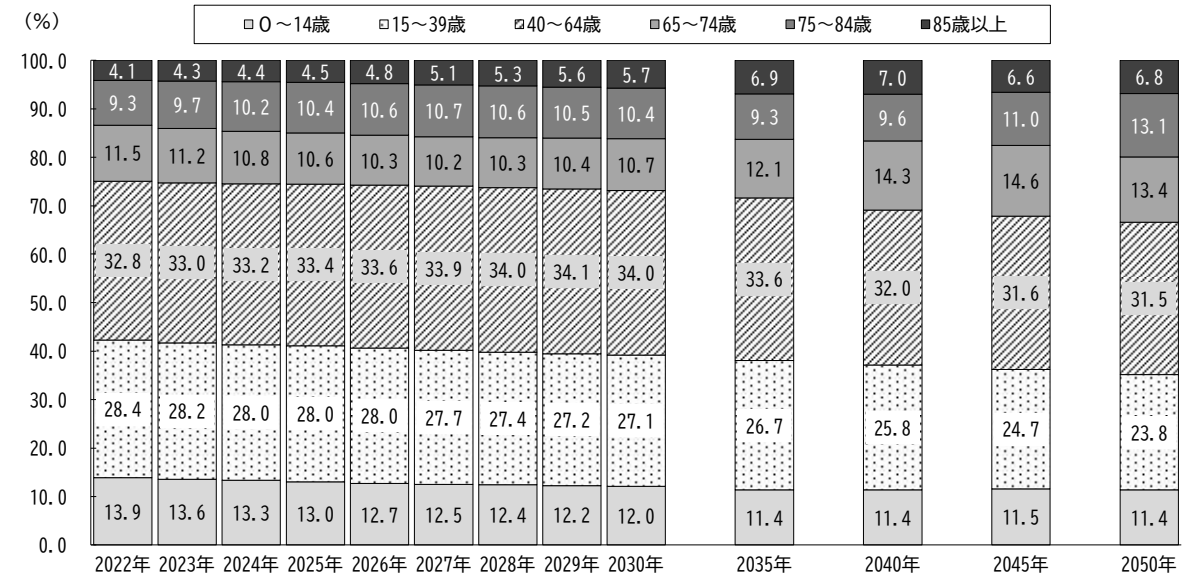

■認定者数推計（各年 9 月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

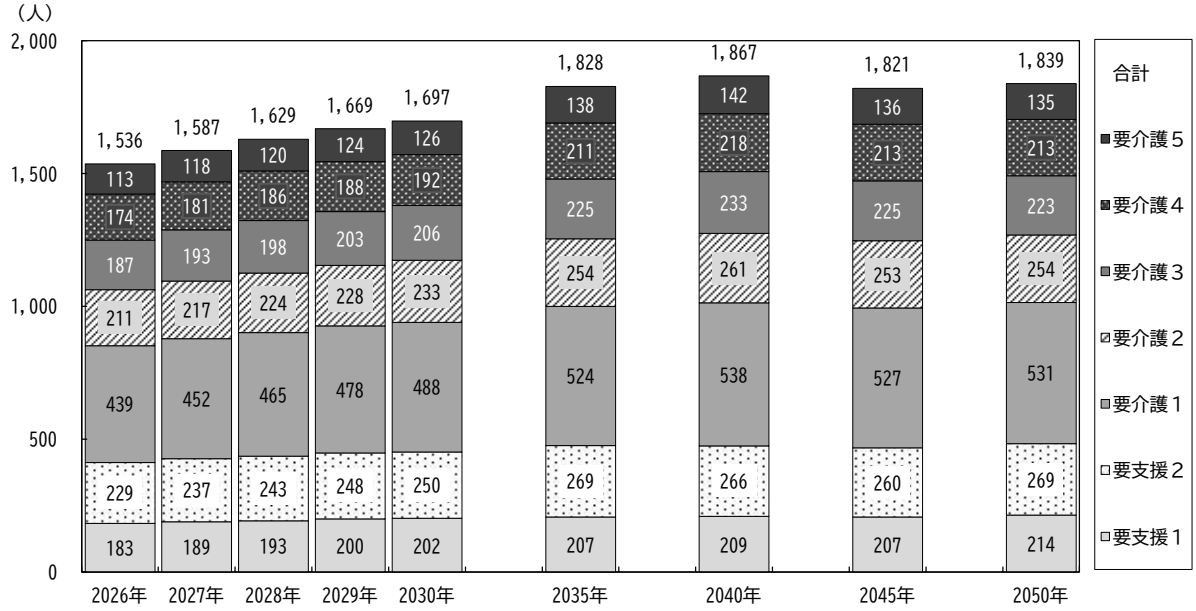

■認知症有病者数推計（各年 10 月 1 日時点）

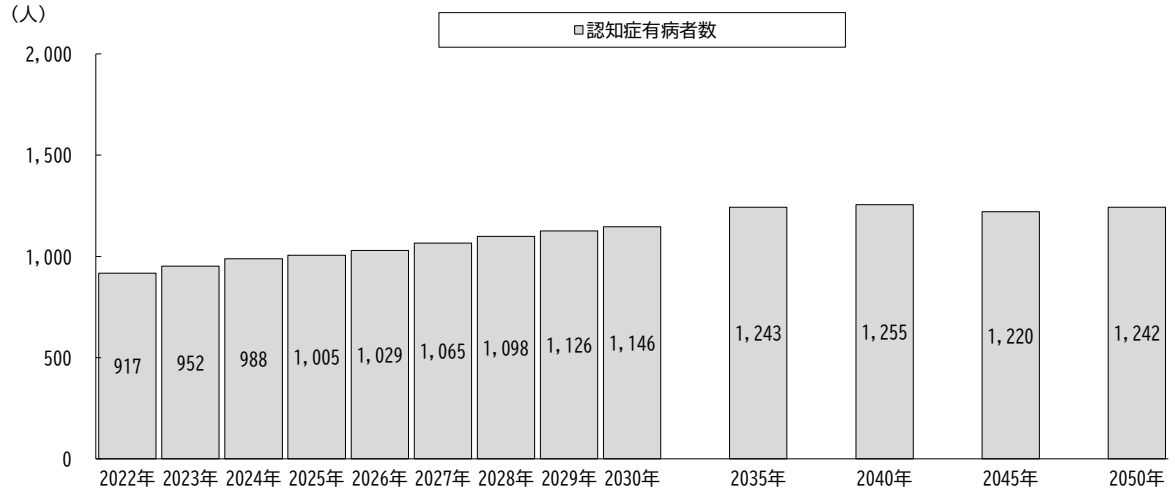

④東部地区

■人口推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

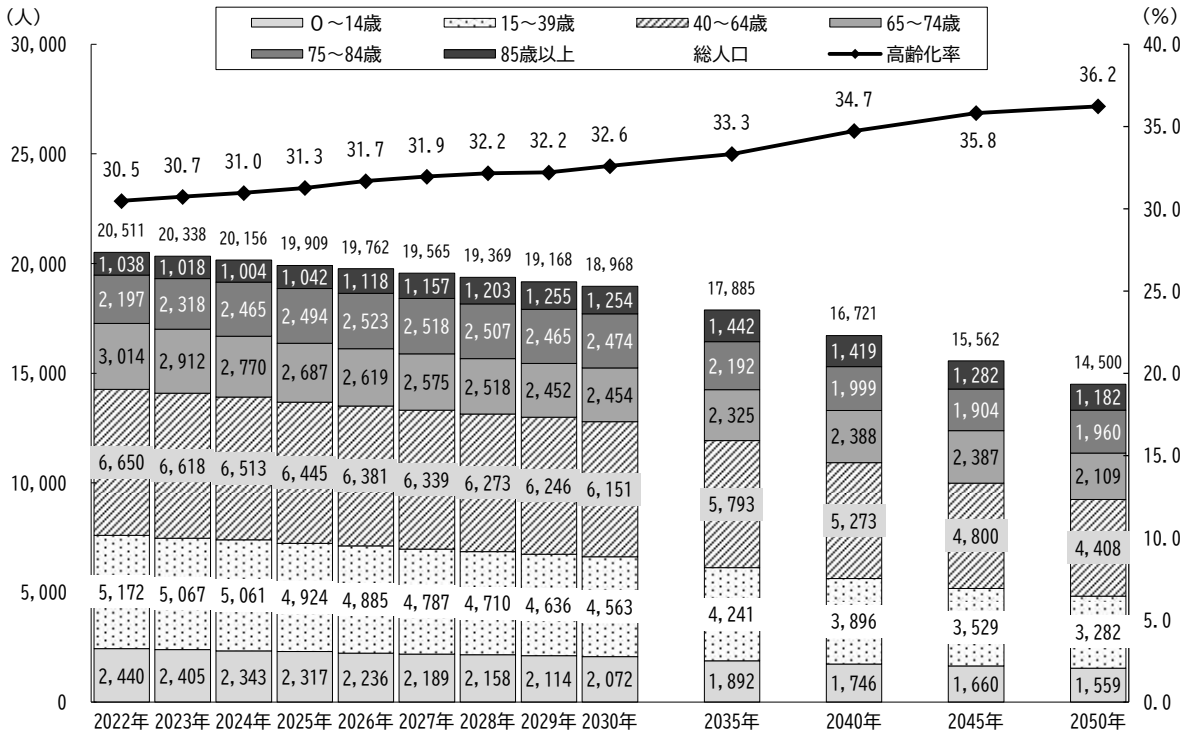

■年齢別人口割合推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

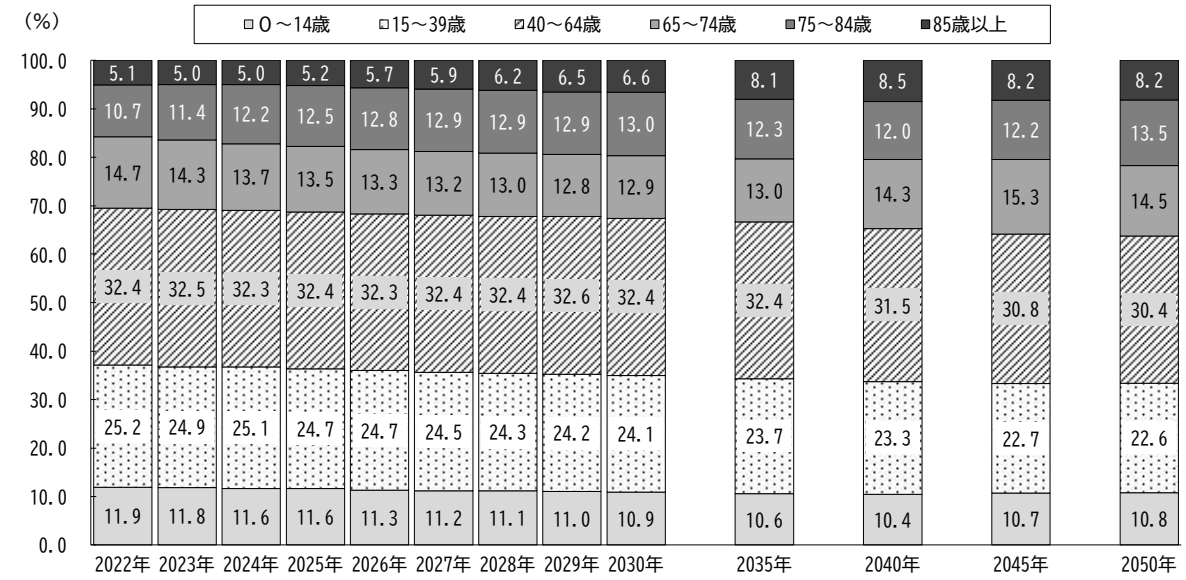

■認定者数推計（各年 9 月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

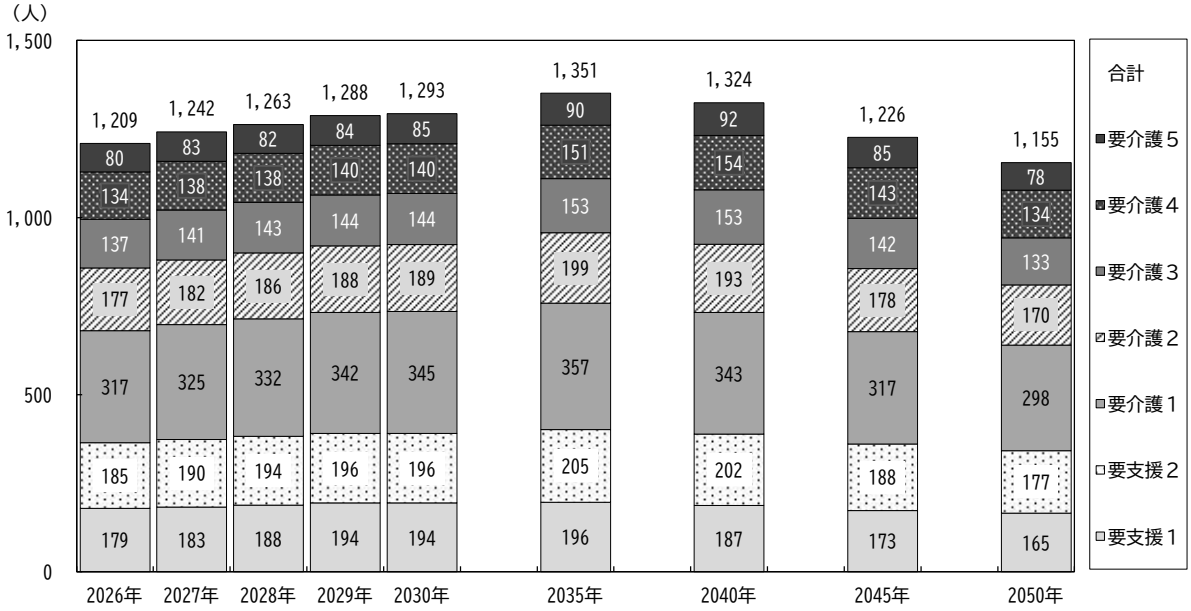

■認知症有病者数推計（各年 10 月 1 日時点）

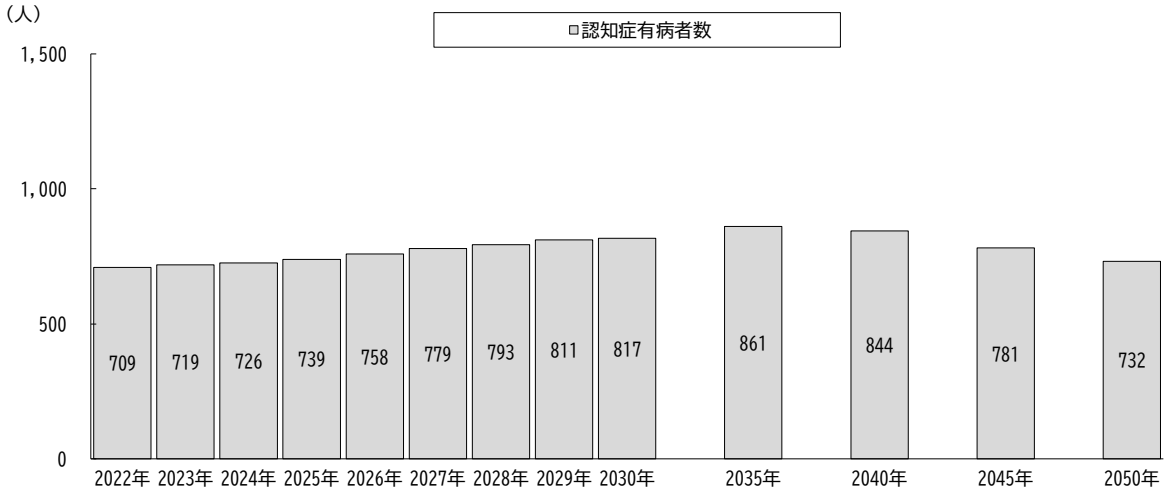

⑤岩津地区

■人口推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

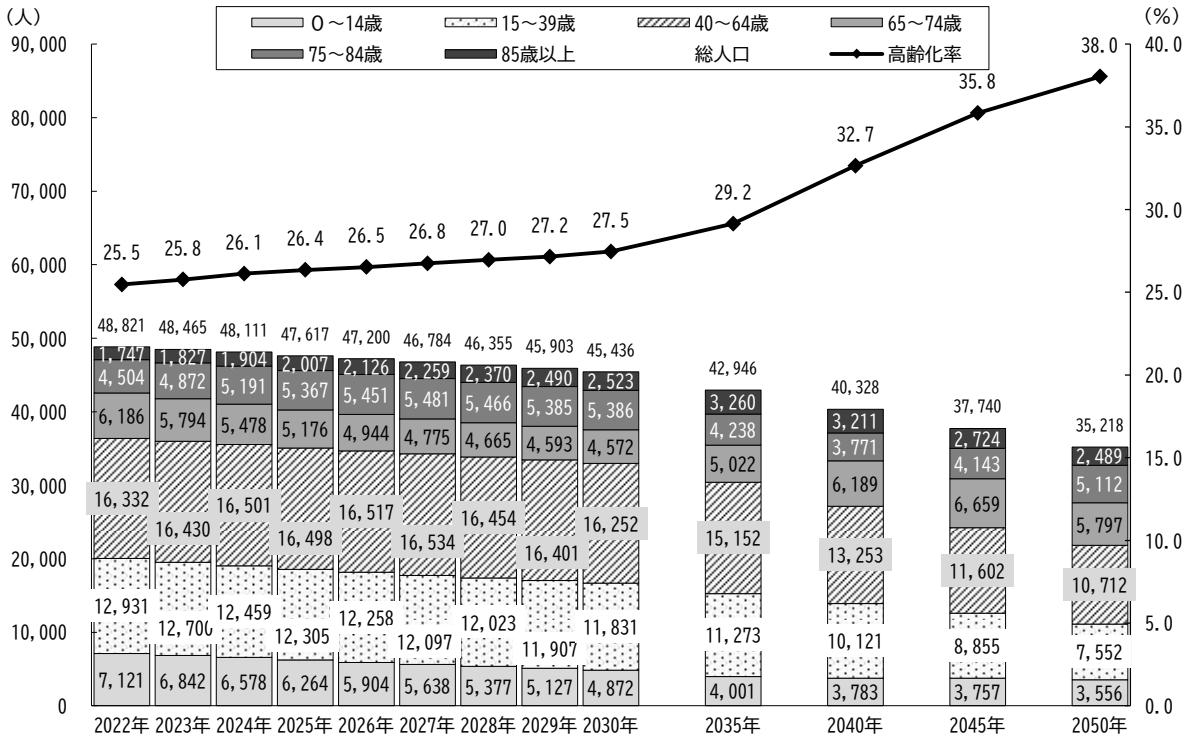

■年齢別人口割合推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

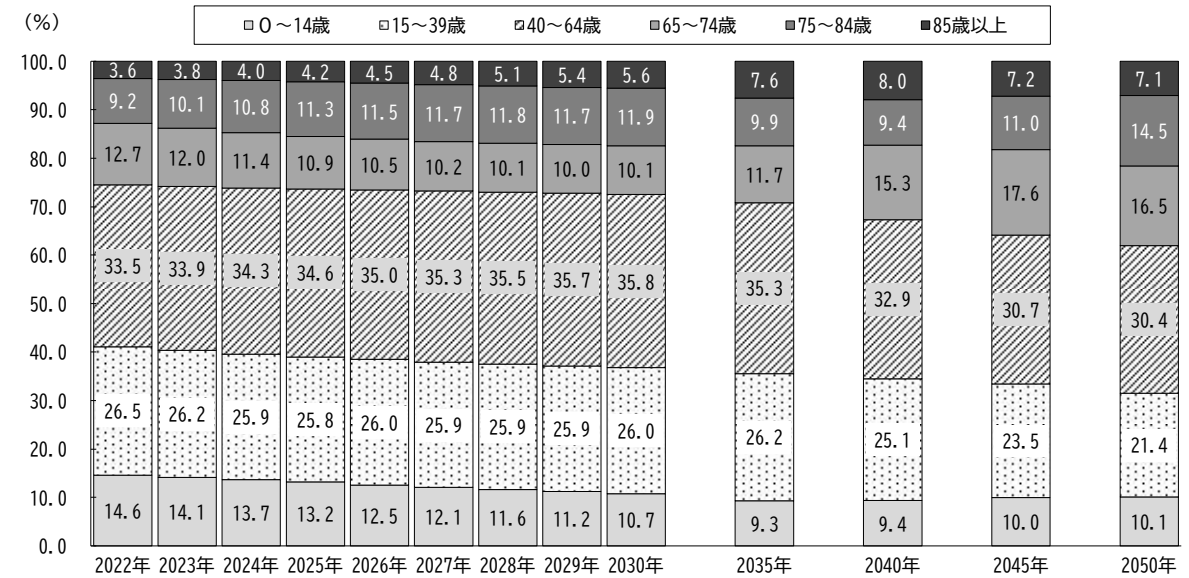

■認定者数推計（各年 9 月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

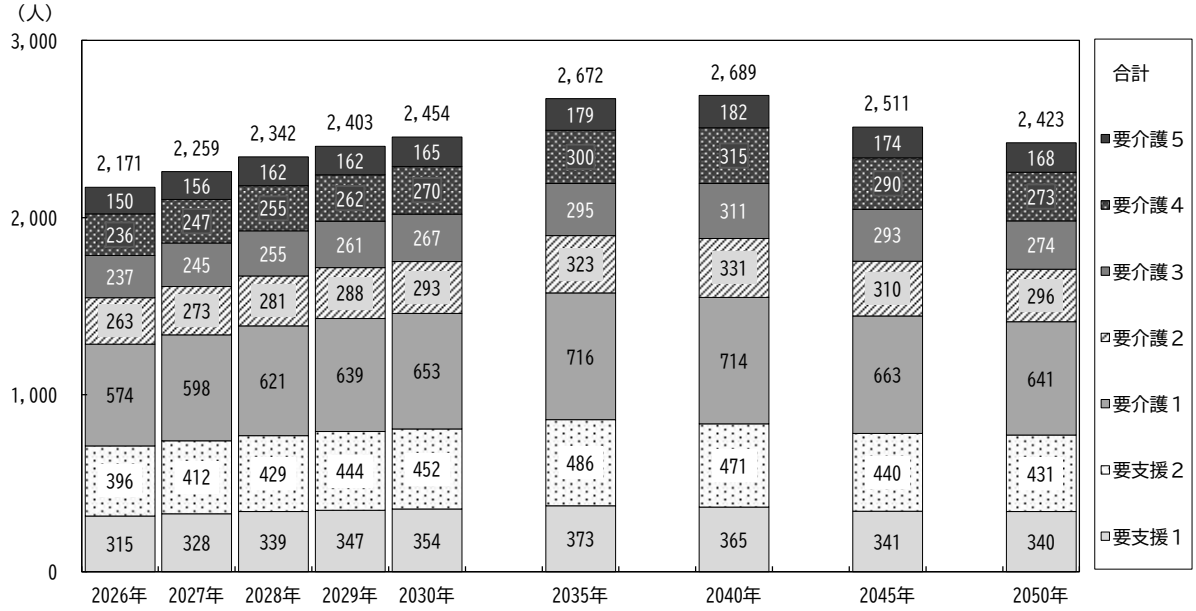

■認知症有病者数推計（各年 10 月 1 日時点）

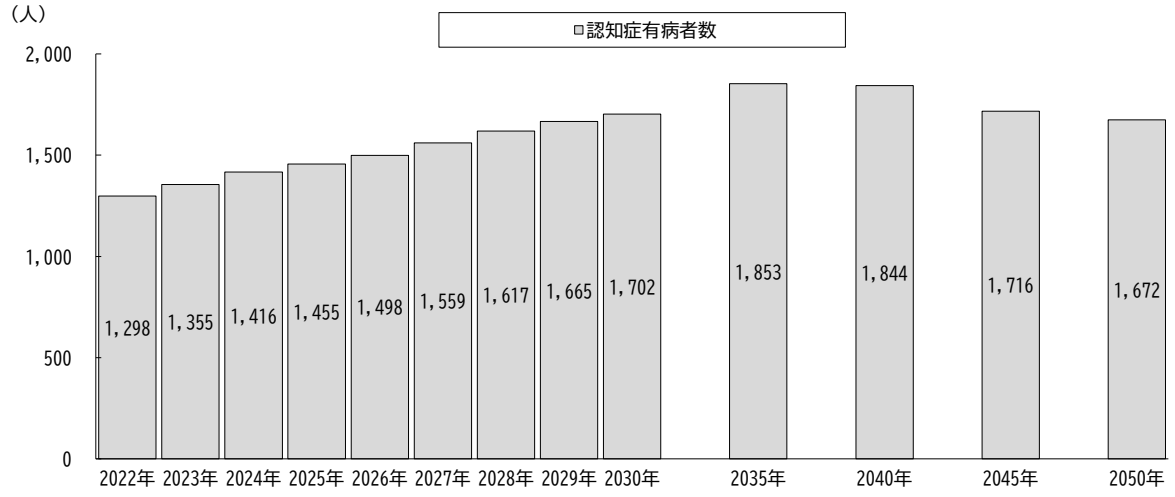

⑥矢作地区

■人口推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

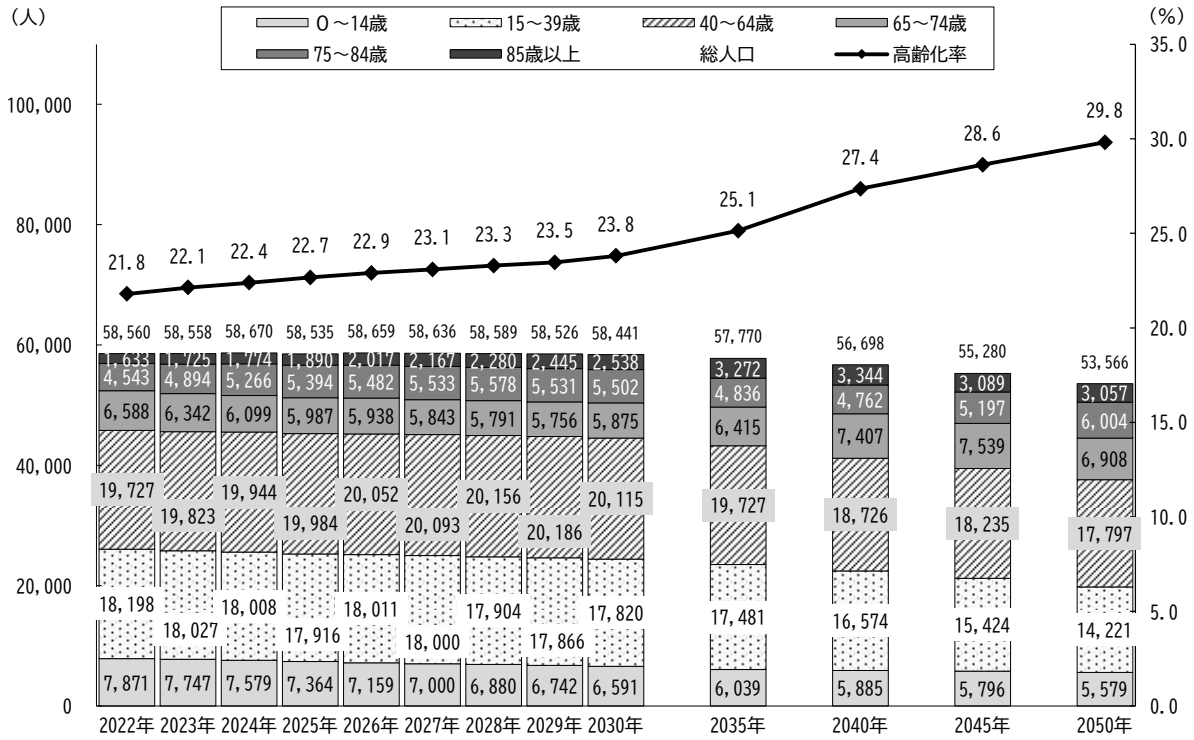

■年齢別人口割合推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

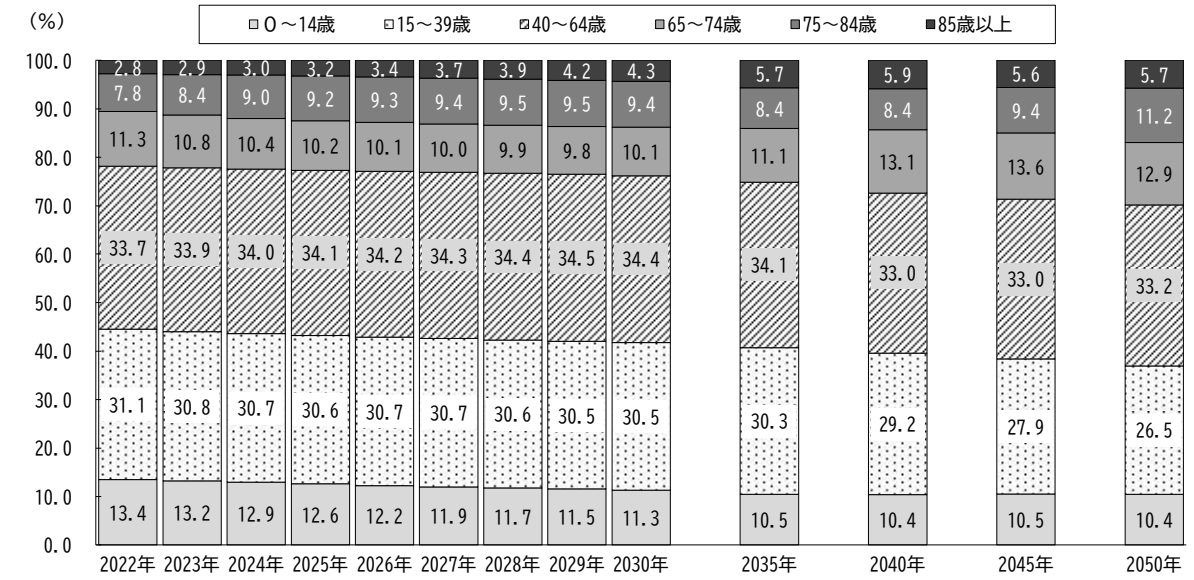

■認定者数推計（各年 9 月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

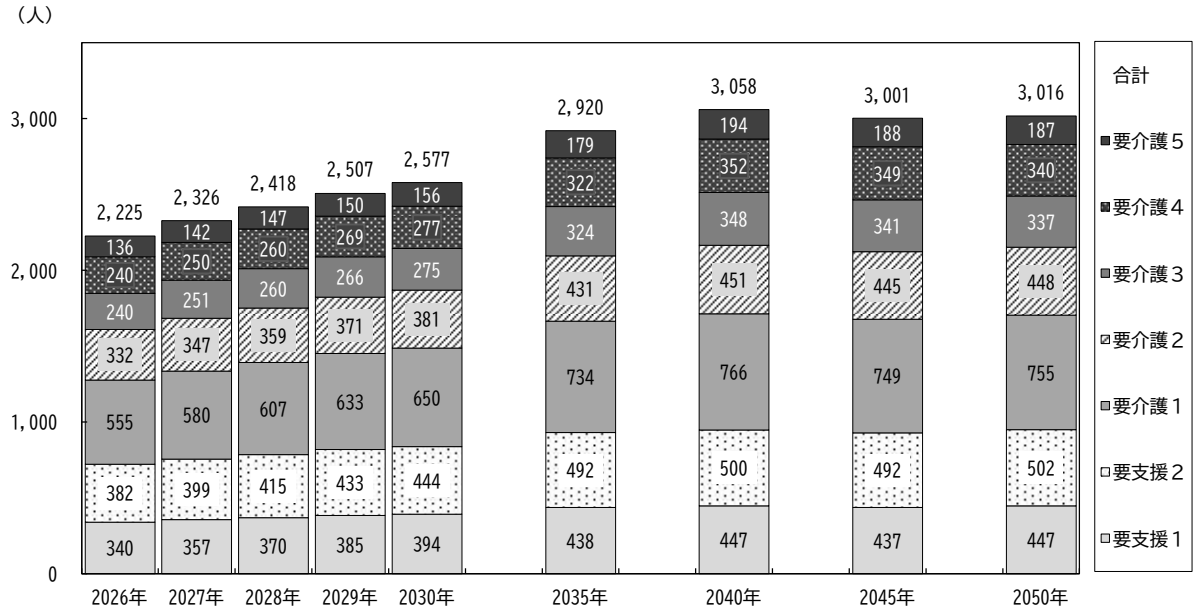

■認知症有病者数推計（各年 10 月 1 日時点）

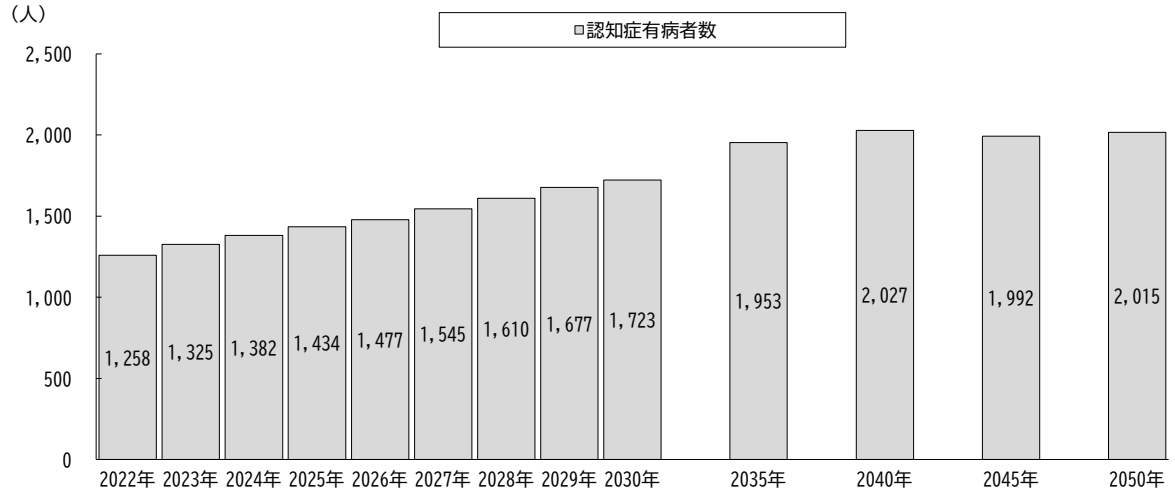

⑦六ツ美地区

■人口推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

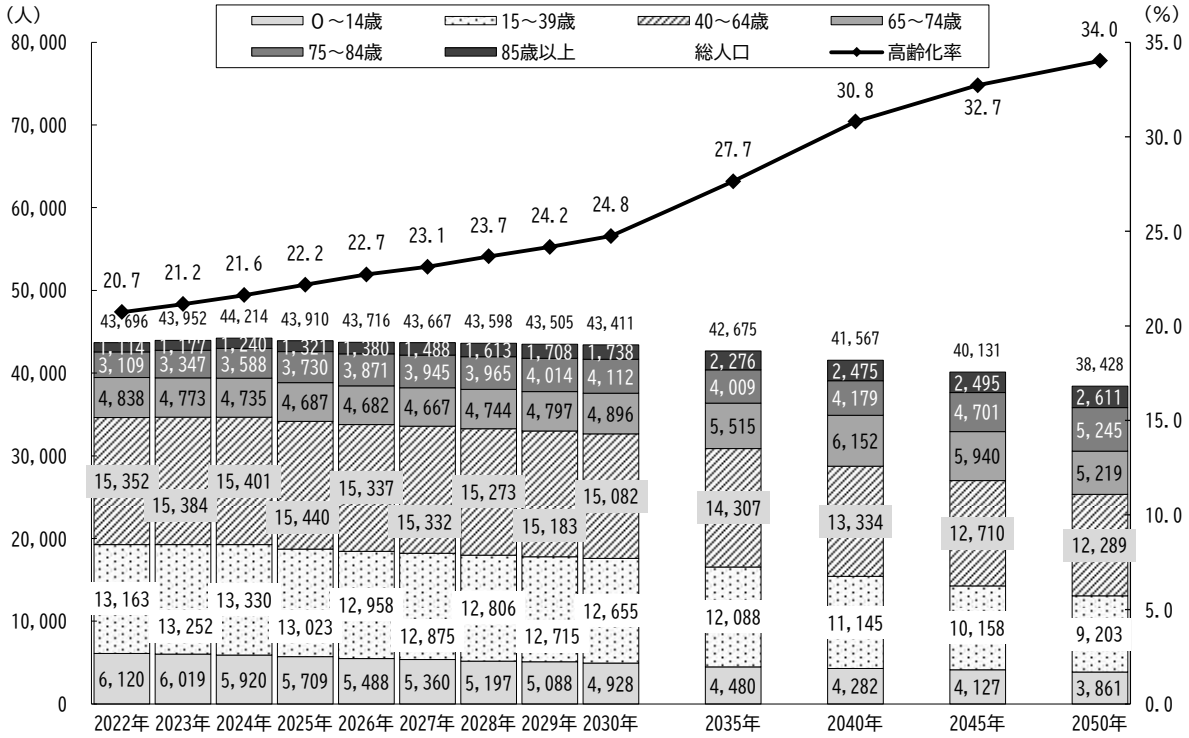

■年齢別人口割合推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

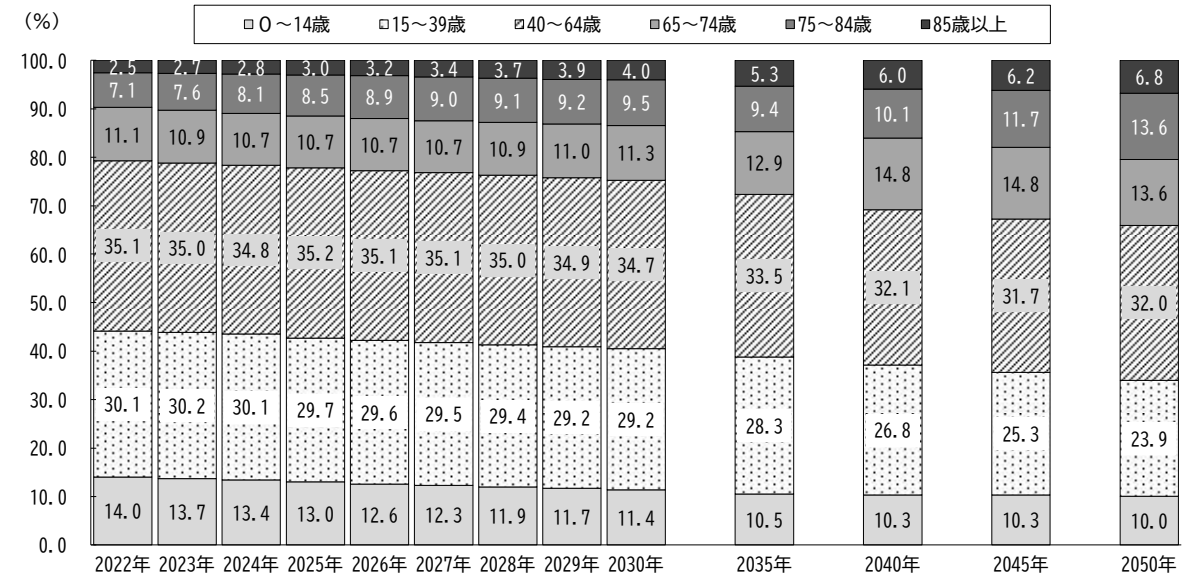

■認定者数推計（各年 9 月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

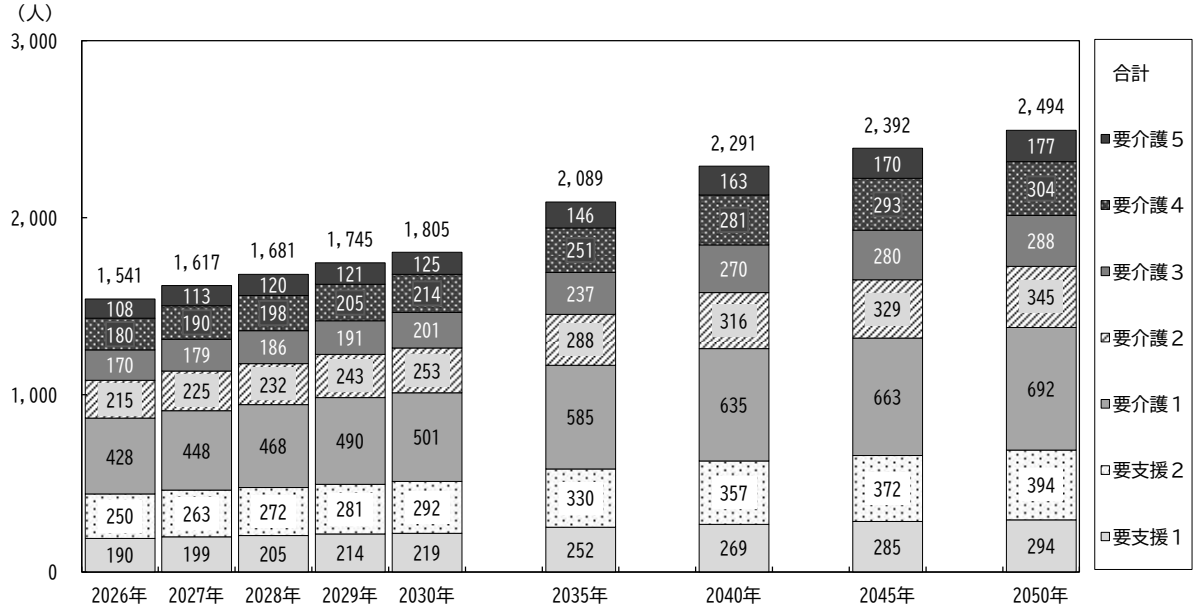

■認知症有病者数推計（各年 10 月 1 日時点）

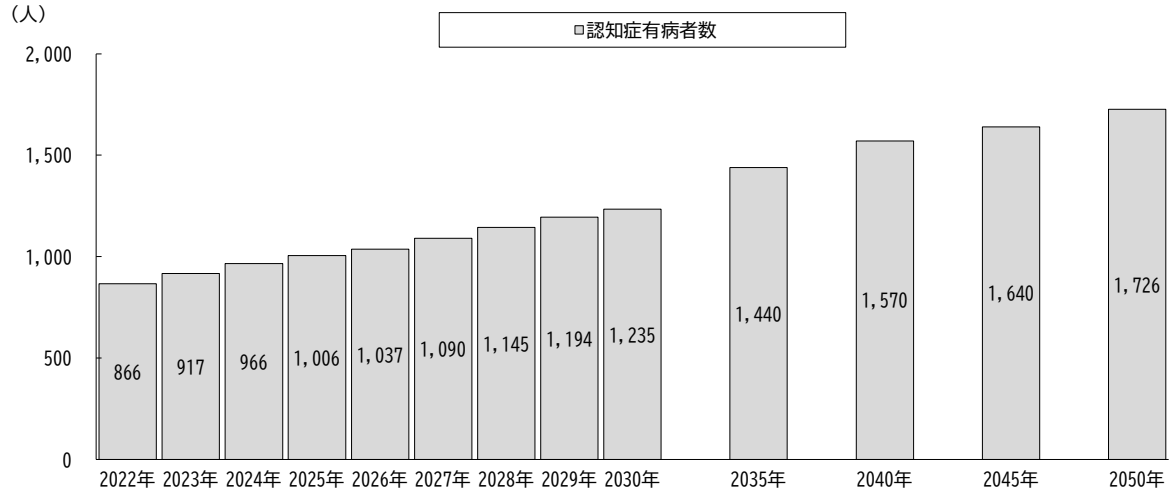

⑧額田地区

■人口推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

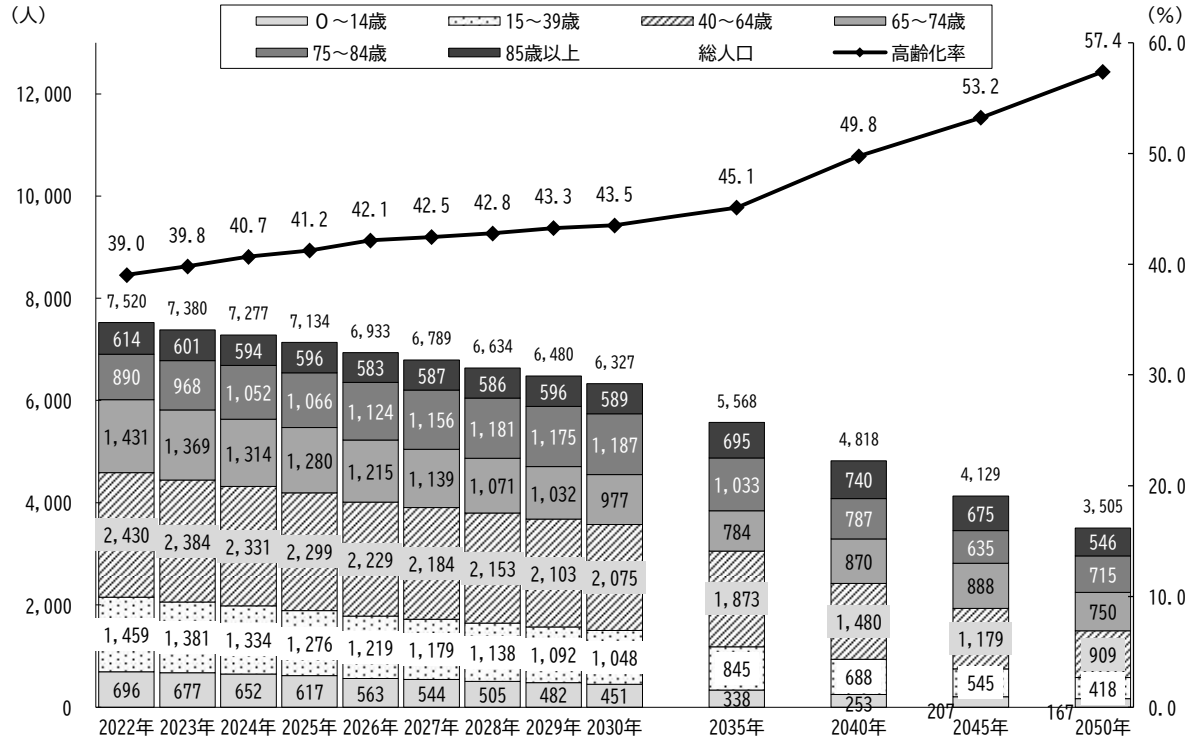

■年齢別人口割合推計（各年 10 月 1 日時点、2027 年以降が推計値）

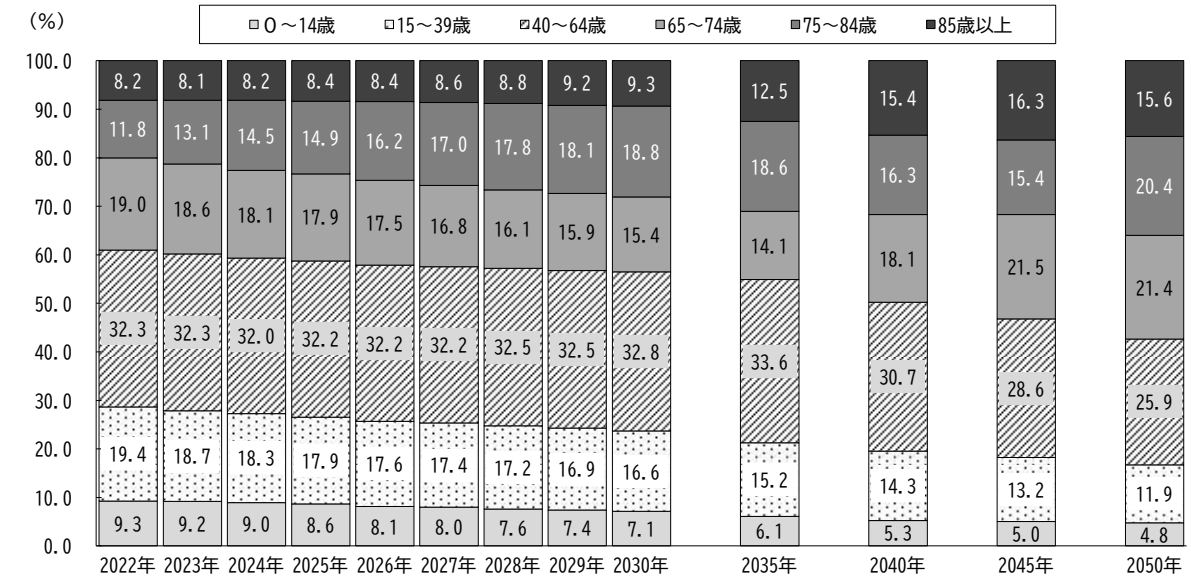

■認定者数推計（各年 9 月 30 日時点、2027 年以降が推計値）

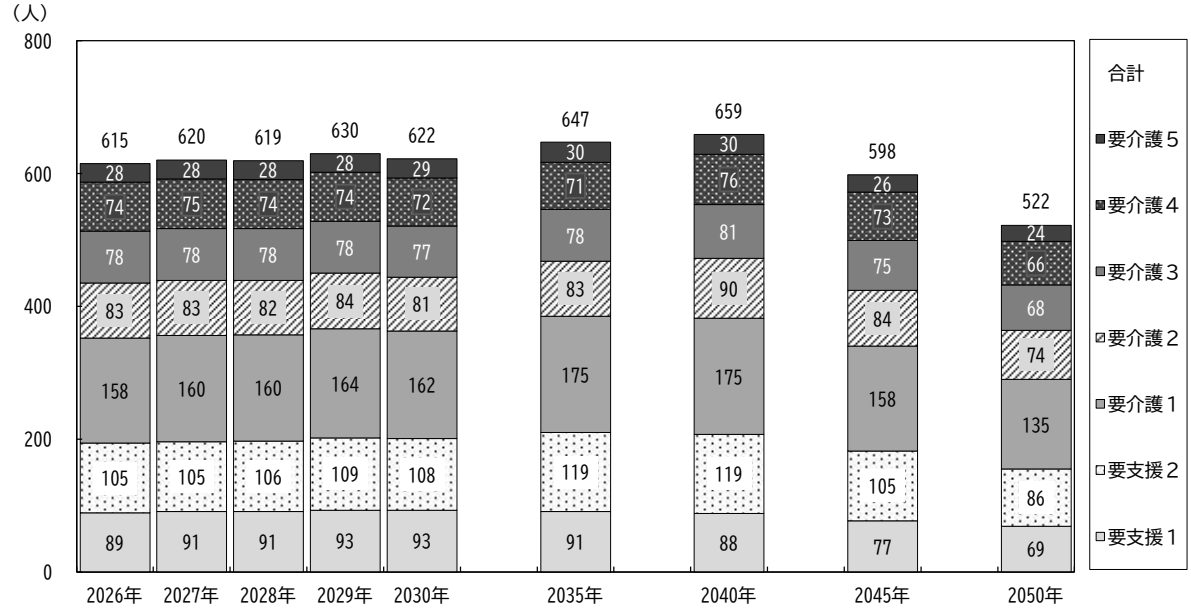

■認知症有病者数推計（各年 10 月 1 日時点）

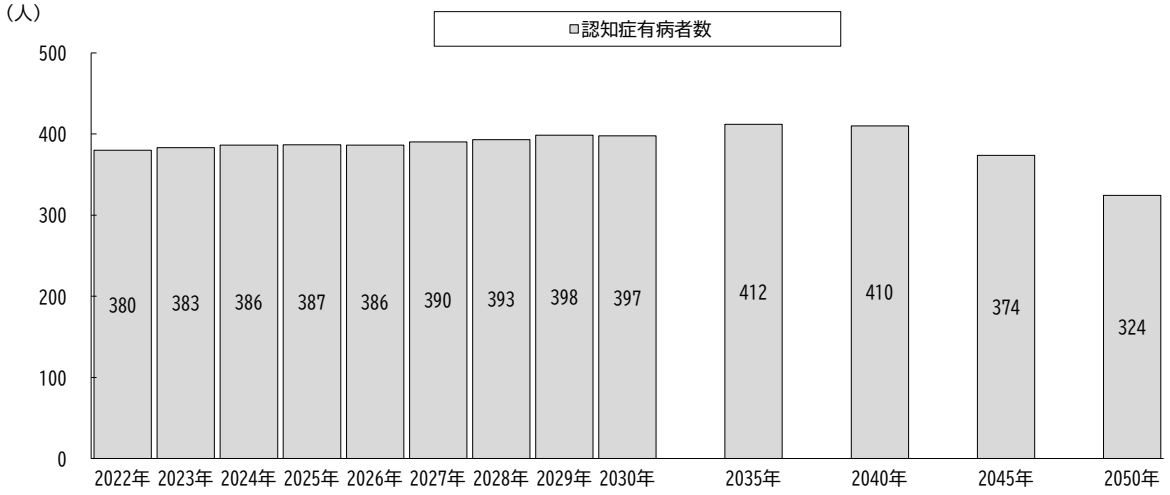

2 介護保険事業の状況

（1）第１号被保険者数と認定者数

第１号被保険者数は増加傾向となっています。年齢区分別にみると、65～74 歳は減少傾向、75～84 歳、85 歳以上は増加傾向で推移しています。

要介護認定者数についても、増加傾向で推移しています。2023 年から 2024 年にかけて、認定者数、認定率ともに増加幅が大きくなっていますが、これは新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い、新たに認定を受ける人が一時的に増加したことによるものと考えられます。

年齢区分別の認定率はほぼ横ばいですが、認定率の高い年代が増加していることから、第１号被保険者全体の認定率は上昇傾向となっています。第１号被保険者認定率は、国・県と比較すると低く推移しています。

■年齢別第１号被保険者数の推移（各年９月 30 日時点）

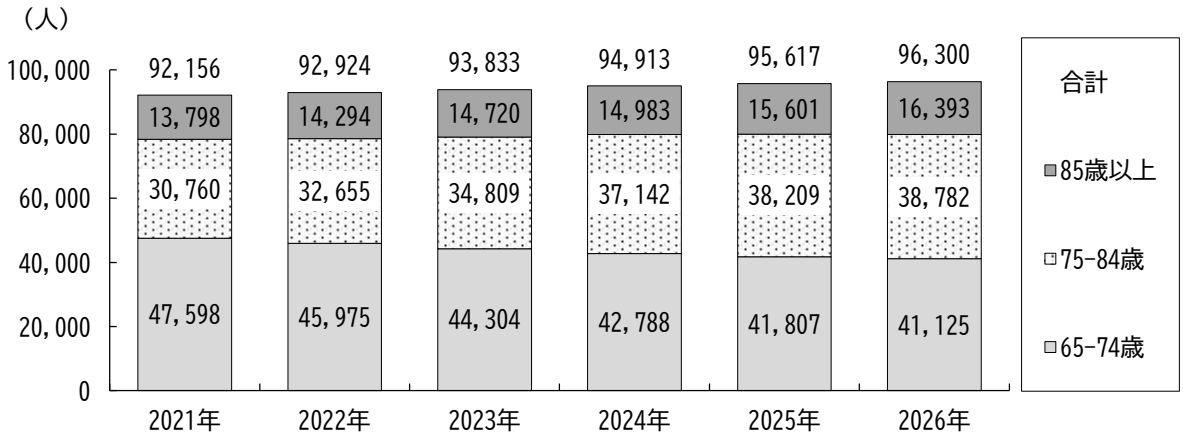

資料：介護保険事業状況報告

■年齢区分別要介護認定者数（第１号被保険者のみ）の推移（各年９月 30 日時点）

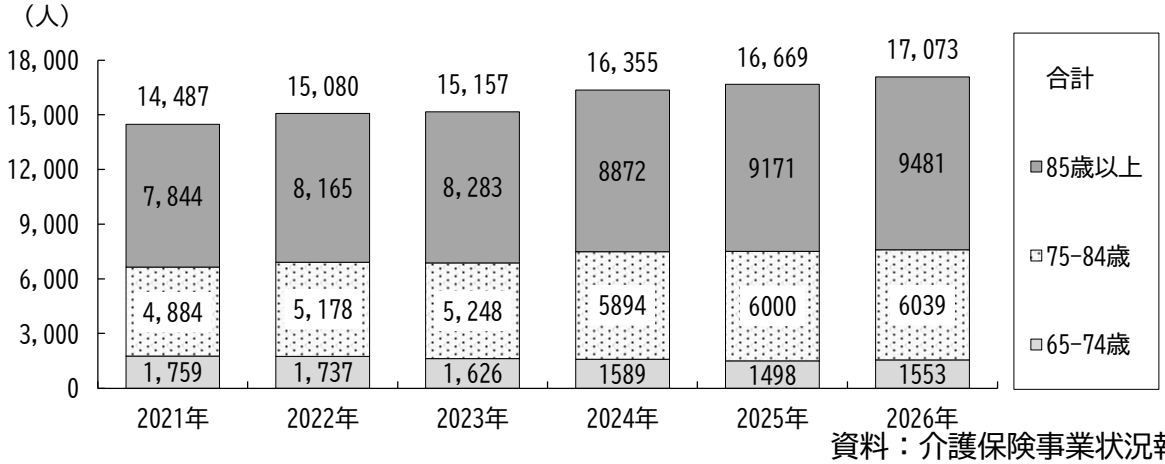

資料：介護保険事業状況報告

■年齢区分別認定率の推移（各年 9 月 30 日時点）

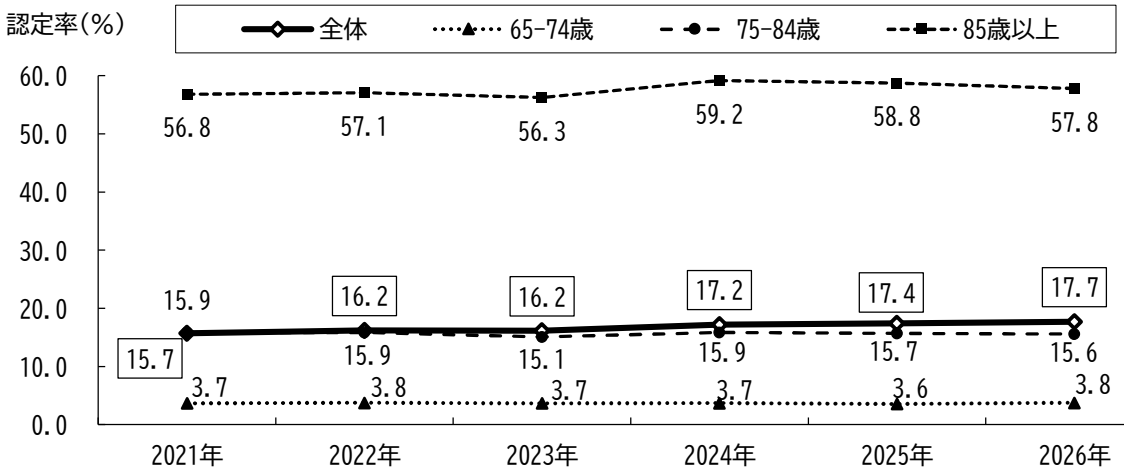

※認定率の分母には、各年齢区分の第 1 号被保険者数を用いて算出しています。

資料：介護保険事業状況報告

■第 1 号被保険者認定率の比較（各年 9 月 30 日時点）

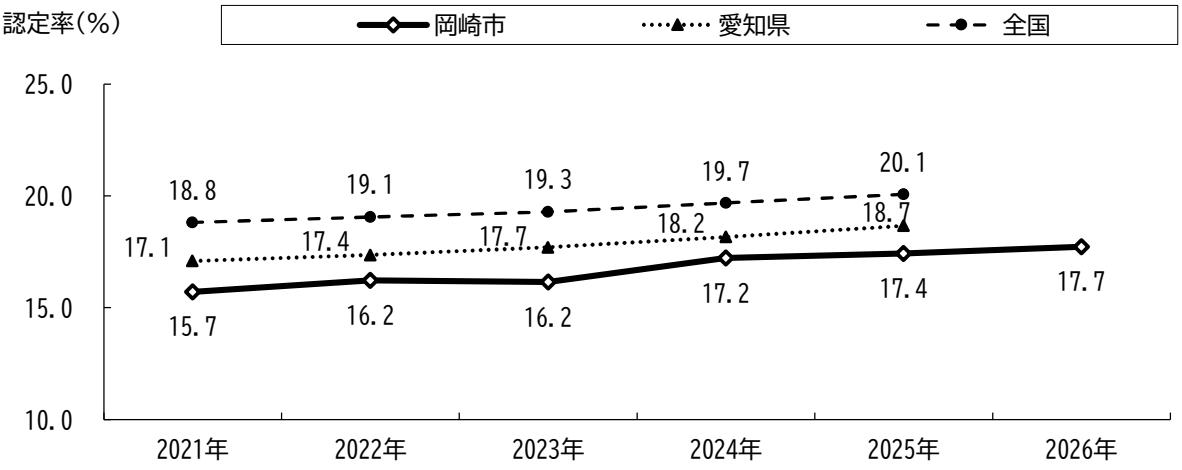

※認定率の分母には、第 1 号被保険者数を用いて算出しています。

資料：介護保険事業状況報告

（2）給付費の推移

認定者数の増加に伴い、介護保険サービス給付費は増加傾向となっています。サービス別給付費の割合を国・県と比較すると、本市は施設介護サービスが少なく、地域密着型サービスが多くなっています。

■介護保険サービス給付費の推移

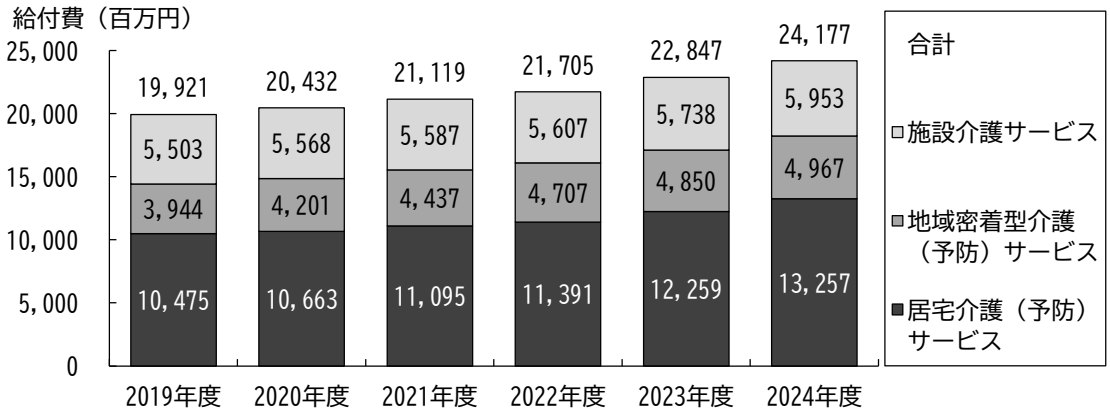

資料：介護保険事業状況報告

■サービス別給付費割合の推移

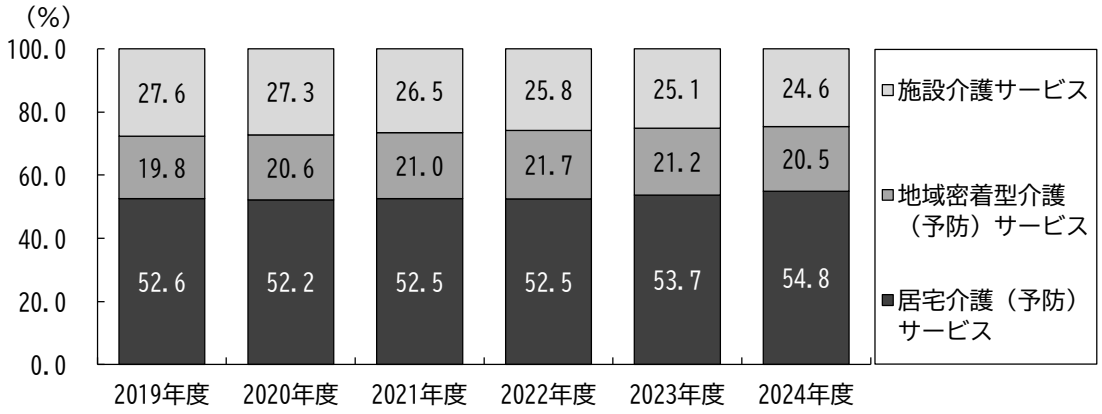

資料：介護保険事業状況報告

■サービス別給付費割合の比較（令和６（2024）年度）

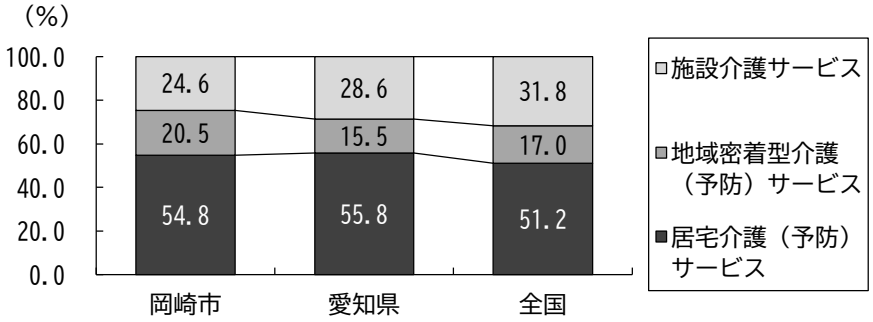

資料：介護保険事業状況報告

（3）サービス別受給者数

サービス別の受給者数は、居宅介護サービス、地域密着型サービスが増加傾向、施設介護サービスはほぼ横ばいで推移しています。受給者１人当たりの年間給付費は、施設介護サービス、地域密着型サービス、居宅介護サービスの順で高くなっています。

受給者１人当たりの年間給付費を国・県と比較すると、本市は居宅介護サービスの給付費がやや低くなっています。

■サービス別受給者数の推移

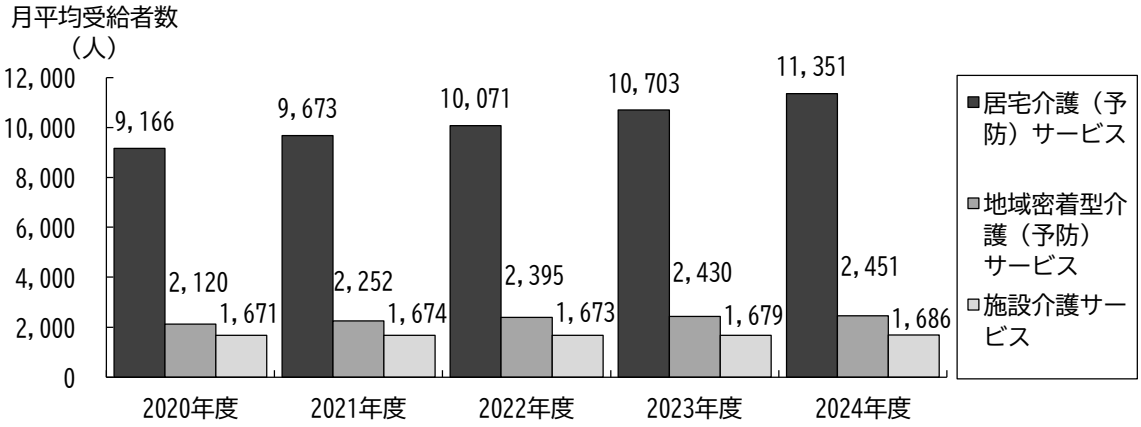

資料：介護保険事業状況報告

■受給者１人当たり年間給付費の推移

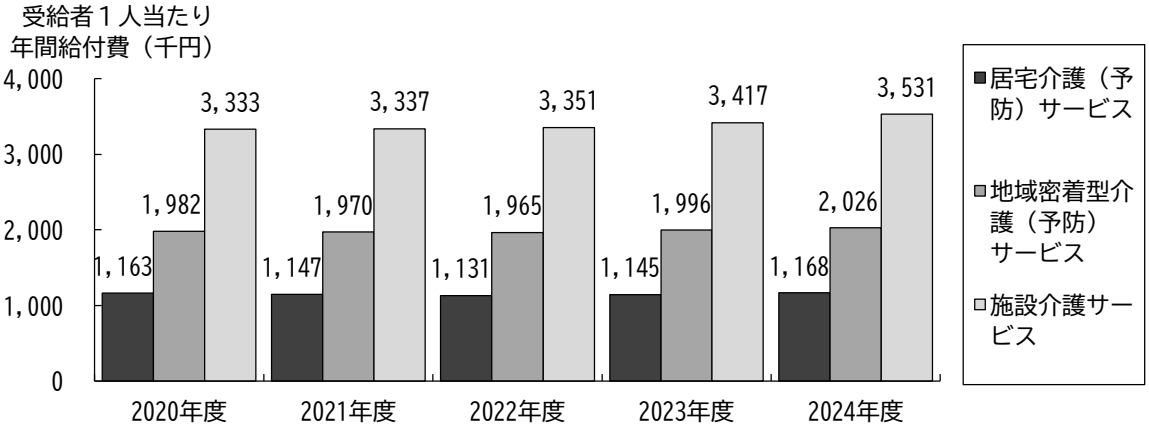

資料：介護保険事業状況報告

■受給者１人当たり年間給付費の比較（令和６（2024）年度）

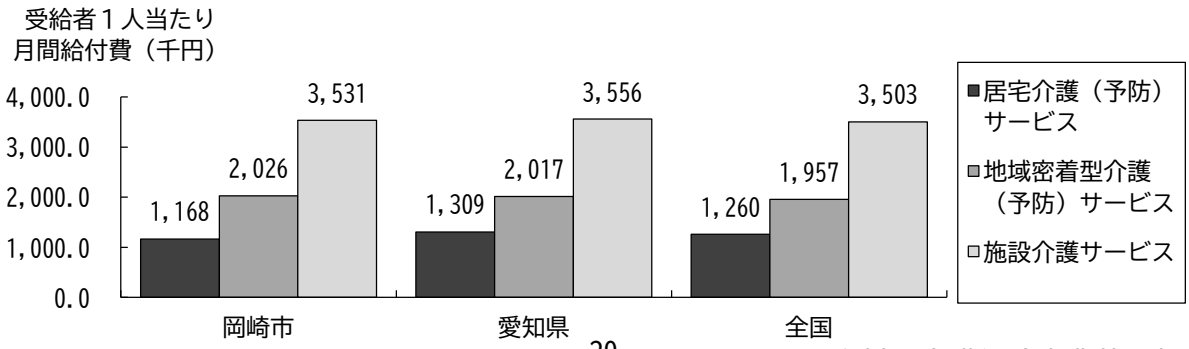

資料：介護保険事業状況報告

（４）介護保険サービスの利用状況（計画値と実績値）

第９期計画期間（令和６（2024）年度～同８（2026）年度）の介護給付サービスと介護予防給付サービスの利用状況は次のとおりです。

①介護給付サービス

■居宅サービス

区　　分		2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）
訪問介護	計画値（人／年）	32,212	33,152	34,015
	実績値（人／年）	32,274	34,892	39,200
	対計画比（％）	100.2	105.2	115.2
訪問入浴介護	計画値（人／年）	2,054	2,114	2,169
	実績値（人／年）	2,087	2,001	1,960
	対計画比（％）	101.6	94.7	90.4
訪問看護	計画値（人／年）	15,413	15,863	16,276
	実績値（人／年）	16,766	18,948	21,020
	対計画比（％）	108.8	119.4	129.1
訪問リハビリテーション	計画値（人／年）	6,257	6,440	6,607
	実績値（人／年）	6,103	6,120	5,850
	対計画比（％）	97.5	95.0	88.5
居宅療養管理指導	計画値（人／年）	46,657	48,019	49,268
	実績値（人／年）	53,746	60,512	66,080
	対計画比（％）	115.2	126.0	134.1
通所介護	計画値（人／年）	38,094	39,206	40,226
	実績値（人／年）	40,202	42,467	41,442
	対計画比（％）	105.5	108.3	103.0
通所リハビリテーション	計画値（人／年）	13,118	13,501	13,852
	実績値（人／年）	13,012	13,470	13,974
	対計画比（％）	99.2	99.8	100.9
短期入所生活介護	計画値（人／年）	9,783	10,069	10,331
	実績値（人／年）	9,493	9,155	9,340
	対計画比（％）	97.0	90.9	90.4
短期入所療養介護	計画値（人／年）	957	985	1,011
	実績値（人／年）	951	961	910
	対計画比（％）	99.4	97.6	90.0
特定施設入居者生活介護	計画値（人／年）	4,341	4,468	4,584
	実績値（人／年）	4,601	4,470	5,238
	対計画比（％）	106.0	100.0	114.3
福祉用具貸与	計画値（人／年）	62,778	64,611	66,291
	実績値（人／年）	62,864	65,613	68,544
	対計画比（％）	100.1	101.6	103.4
特定福祉用具販売	計画値（人／年）	974	1,002	1,029
	実績値（人／年）	1,070	1,000	1,086
	対計画比（％）	109.9	99.8	105.5

■地域密着型サービス

区分		2024年度	2025年度	2026年度（見込）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値（人／年）	1,711	1,761	1,807
	実績値（人／年）	2,118	2,304	2,222
	対計画比（％）	123.8	130.8	123.0
夜間対応型訪問介護	計画値（人／年）	0	0	0
	実績値（人／年）	0	0	0
	対計画比（％）	－	－	－
認知症対応型通所介護	計画値（人／年）	1,886	1,941	1,992
	実績値（人／年）	1,745	1,664	1,536
	対計画比（％）	92.5	85.7	77.1
小規模多機能型居宅介護	計画値（人／年）	691	711	730
	実績値（人／年）	727	717	736
	対計画比（％）	105.2	100.8	100.8
認知症対応型共同生活介護	計画値（人／月）	5,433	5,592	5,953
	実績値（人／月）	5,160	5,530	5,646
	対計画比（％）	95.0	98.9	94.8
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値（人／月）	1,296	1,334	1,369
	実績値（人／月）	1,268	1,290	1,232
	対計画比（％）	97.8	96.7	90.0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値（人／月）	5,843	5,843	6,191
	実績値（人／月）	5,386	5,507	6,372
	対計画比（％）	92.2	94.2	102.9
看護小規模多機能型居宅介護	計画値（人／年）	295	304	312
	実績値（人／年）	272	279	252
	対計画比（％）	92.2	91.8	80.8
地域密着型通所介護	計画値（人／年）	15,550	16,004	16,420
	実績値（人／年）	14,358	14,981	15,450
	対計画比（％）	92.3	93.6	94.1

■住宅改修

区分		2024年度	2025年度	2026年度（見込）
住宅改修	計画値（人／年）	770	793	813
	実績値（人／年）	718	715	1086
	対計画比（％）	93.2	90.2	133.6

■居宅介護支援

区分		2024年度	2025年度	2026年度（見込）
居宅介護支援	計画値（人／年）	87,301	89,849	92,186
	実績値（人／年）	88,624	91,789	94,370
	対計画比（％）	101.5	102.2	102.4

■介護保険施設サービス

区　　分		2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）
介護老人福祉施設	計 画 値（人／月）	10,341	10,341	10,653
	実 績 値（人／月）	10,685	10,489	10,020
	対計画比（％）	103.3	101.4	94.1
介護老人保健施設	計 画 値（人／月）	9,000	9,000	9,000
	実 績 値（人／月）	9,433	9,174	9,130
	対計画比（％）	104.8	101.9	101.4
介護医療院	計 画 値（人／月）	1,389	1,389	1,389
	実 績 値（人／月）	1,257	1,298	1,256
	対計画比（％）	90.5	93.4	90.4

②介護予防給付サービス

■居宅サービス

区　　分		2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）
介護予防訪問入浴介護	計 画 値（人／年）	21	22	22
	実 績 値（人／年）	14	3	0
	対計画比（％）	66.7	13.6	0.0
介護予防訪問看護	計 画 値（人／年）	1,791	1,843	1,891
	実 績 値（人／年）	2,419	2,769	3,180
	対計画比（％）	135.1	150.2	168.2
介護予防訪問リハビリテーション	計 画 値（人／年）	1,030	1,060	1,088
	実 績 値（人／年）	929	955	958
	対計画比（％）	90.2	90.1	88.1
介護予防居宅療養管理指導	計 画 値（人／年）	2,286	2,353	2,414
	実 績 値（人／年）	2,747	2,618	2,660
	対計画比（％）	120.2	111.3	110.2
介護予防通所リハビリテーション	計 画 値（人／年）	9,704	9,987	10,247
	実 績 値（人／年）	10,306	10,741	10,910
	対計画比（％）	106.2	107.5	106.5
介護予防短期入所生活介護	計 画 値（人／年）	392	403	414
	実 績 値（人／年）	263	274	234
	対計画比（％）	67.1	68.0	56.5
介護予防短期入所療養介護	計 画 値（人／年）	30	31	32
	実 績 値（人／年）	17	8	6
	対計画比（％）	56.7	25.8	18.8
介護予防特定施設入居者生活介護	計 画 値（人／年）	690	710	729
	実 績 値（人／年）	817	678	912
	対計画比（％）	118.4	95.5	125.1
介護予防福祉用具貸与	計 画 値（人／年）	23,325	24,006	24,630
	実 績 値（人／年）	22,545	23,649	24,522
	対計画比（％）	96.7	98.5	99.6
特定介護予防福祉用具販売	計 画 値（人／年）	367	378	388
	実 績 値（人／年）	432	381	450
	対計画比（％）	117.7	100.8	116.0

■地域密着型サービス

区分		2024年度	2025年度	2026年度（見込）
介護予防認知症対応型通所介護	計画値（人／年）	23	24	24
	実績値（人／年）	19	0	14
	対計画比（％）	82.6	0.0	58.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	計画値（人／年）	125	129	132
	実績値（人／年）	97	73	16
	対計画比（％）	77.6	56.6	12.1
介護予防認知症対応型共同生活介護	計画値（人／年）	109	112	115
	実績値（人／年）	73	45	42
	対計画比（％）	67.0	40.2	36.5

■住宅改修

区分		2024年度	2025年度	2026年度（見込）
介護予防住宅改修	計画値（人／年）	465	479	491
	実績値（人／年）	497	480	570
	対計画比（％）	106.9	100.2	116.1

■介護予防支援

区分		2024年度	2025年度	2026年度（見込）
介護予防支援	計画値（人／年）	28,231	29,055	29,811
	実績値（人／年）	28,940	30,306	31,382
	対計画比（％）	102.5	104.3	105.3

3 アンケート調査結果から見た現状と課題

（1）本市の高齢者の状況

○前回調査と比べて、回答者の年齢構成がやや高齢化し、単身世帯の割合がやや増加しています。在宅サービス利用者においても、高齢者のみの世帯の割合が増加しています。

○年齢構成の高齢化の一方で、「閉じこもり傾向」「口腔機能の低下」「認知機能の低下」「ＩＡＤＬの低下」等のリスク判定において、前回調査より要支援リスクに該当する人の割合が下がっています。

○外出については、前回調査で顕著にみられた感染症の影響が払拭され、高齢者の外出傾向が感染症拡大前の状況に回復してきていることがうかがえます。

■週に１回以上は外出していますか（一般高齢者）

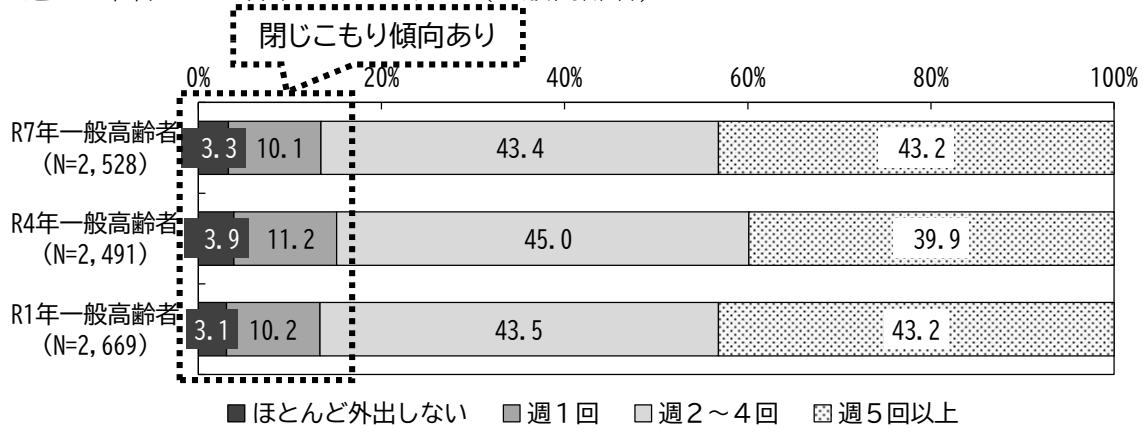

■心身の状態等により、外出を控えていますか。（一般高齢者）

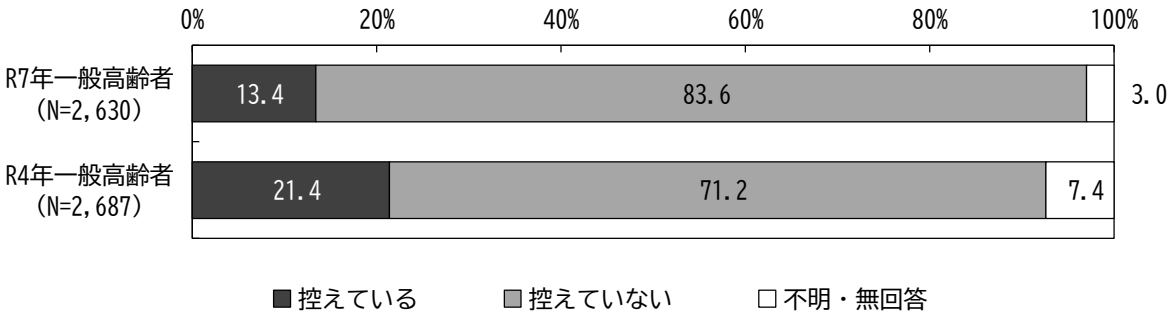

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年が過ぎ、人口の多い世代の高齢化に伴って高齢者の単身世帯の増加や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。一方で、要支援リスクの低下や外出傾向の回復は、感染症の影響からの回復や各種の介護予防の取組の成果を示唆するものとなっており、引き続き介護予防を推進していくことが重要となります。

（2）2040 年を見据えた若年者の状況

○ふだん気軽に話せる人がいない人は、若年者の中でも上の年齢ほど多い傾向となっており、高齢期を迎える前の段階で社会的な孤立が懸念される人がいることが示されています。

○相談窓口等については、若年者の中でも年齢が上になるほど認知度が上がっている一方、福祉の総合相談窓口「ふくサポ」を知っている若年者がわずかにとどまっている等、周知が進んでいない状況がうかがえます。

○若年者自身が受けたい介護については、施設入所を希望する人が最も多くなっており、在宅介護の継続を進めてきた近年の動向とは異なる傾向がうかがえます。

■あなたには、ふだん気軽に話せる相手はいますか。(若年者・年齢別)

単位（%）

	いる	いない	不明・無回答
全体（N=698）	90.7	8.5	0.9
40～44歳（N=101）	93.1	5.9	1.0
45～49歳（N=122）	94.3	5.7	0.0
50～54歳（N=168）	90.5	8.9	0.6
55～59歳（N=156）	90.4	9.0	0.6
60～64歳（N=144）	87.5	10.4	2.1

■福祉の総合相談窓口「ふくサポ」を知っていますか。(若年者)

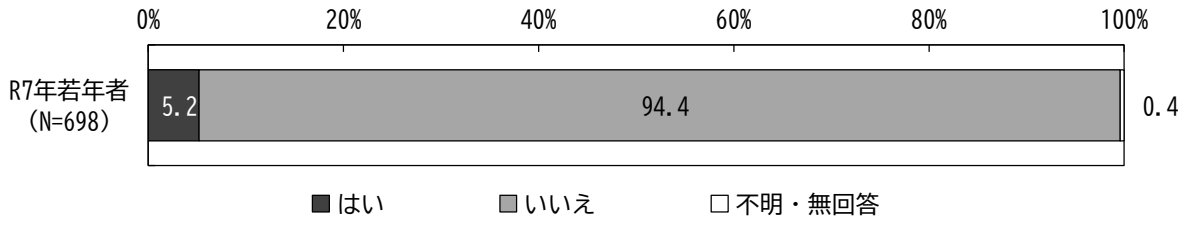

団塊ジュニア世代が 65 歳以上となっていく 2040 年を見据え、高齢期を迎える前の段階における社会的孤立の防止や、福祉分野の制度・理念の周知が課題となることが考えられます。

（3）認知症に関する意識の状況

○高齢者における認知症の相談窓口の認知が大幅に進んでおり、周知の成果が表れてきたことがうかがえます。

○いわゆる「新しい認知症観」に属する考え方については、高齢者においては４割台、若年者において３割台となっており、特に若年世代において認知症に否定的な見方をしている人が多いことが示されています。

○在宅介護において、介護者が不安に感じる介護では、「認知症状への対応」という回答が最も多くなっています。

■認知症に関する相談窓口を知っていますか。（一般高齢者）

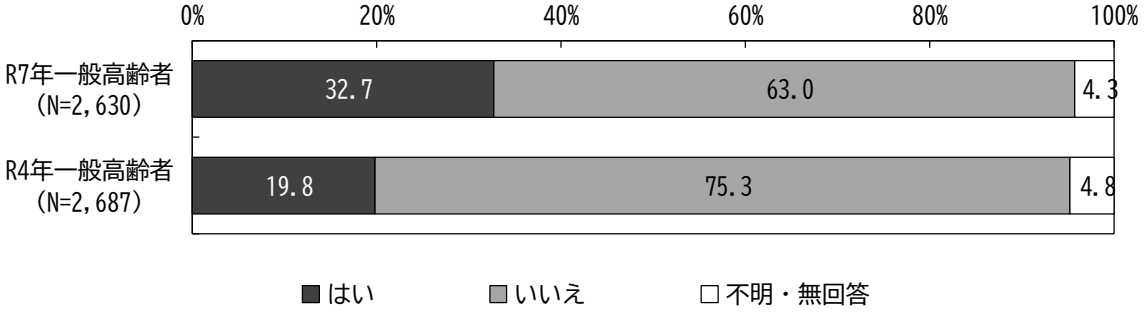

■あなたは認知症に対してどのようなイメージを持っていますか。あなたが思う最も近いものを１つだけお答えください。

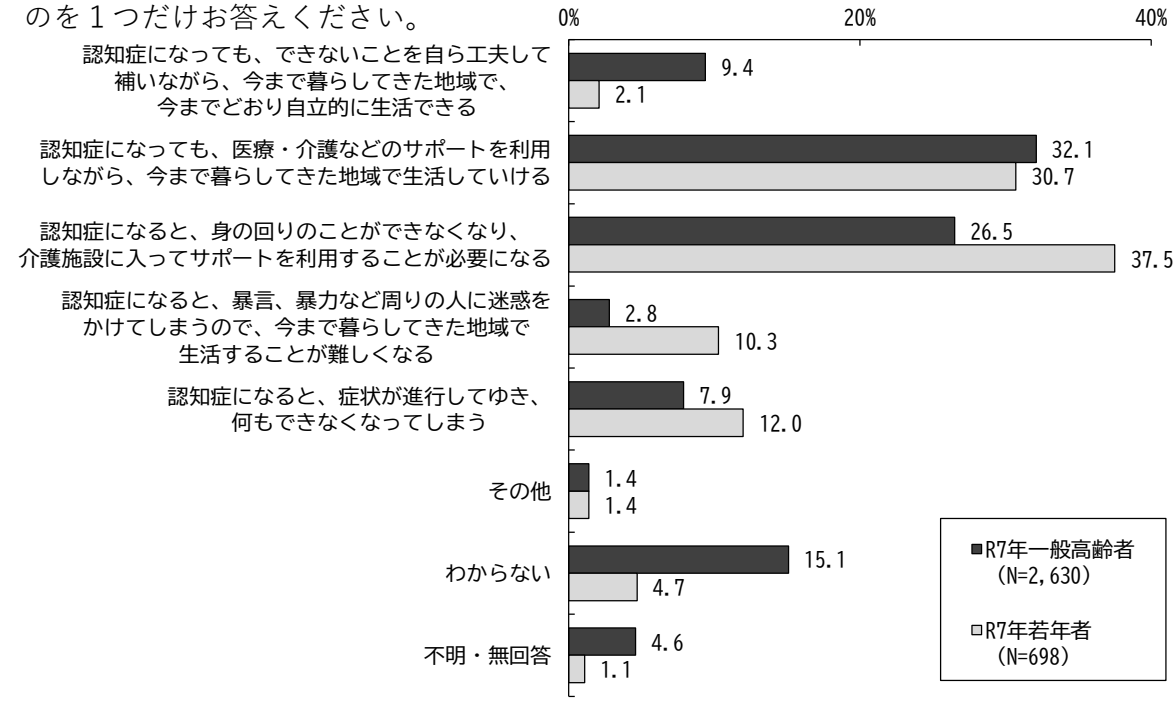

共生社会の実現を推進するための認知症基本法や同法に基づく国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、本市においても認知症施策推進計画の策定が必要となっています。新しい認知症観の普及・啓発や、認知症の人の在宅生活の支援の充実等について、今回の調査結果を踏まえた取組の充実が求められます。

（4）介護保険サービス等の状況

○在宅サービス利用者における家族・親族の主な介護者については、４割が 70 歳以上となっており、前回調査と変わらず、老老介護の状況が少なくないことが示されています。

○在宅サービス利用者の主な介護者については、フルタイムで就労している人が増加している一方、働きながらの介護を「問題なく続けていける」という回答が減少しています。

○介護保険サービスを提供する事業者においては、入所施設を含めて、介護職員が不足しているという回答が前回調査より増加しており、人材確保が困難な状況が拡大していることがうかがえます。経営面での課題についても、職員の確保や高齢化に関わる回答が多くなっています。

○供給が不足しているサービスについて、「訪問入浴介護」という回答が、事業者においても、ケアマネジャーにおいても大幅に増加しています。

○ケアマネジャーについては、続けていくことに不安を感じている人が全体の半数近くを占めており、特に業務の多様化・増加や必要な知識の更新といった、近年の変化について不安や不満を感じている人が多くなっています。

■主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。（在宅サービス利用者）

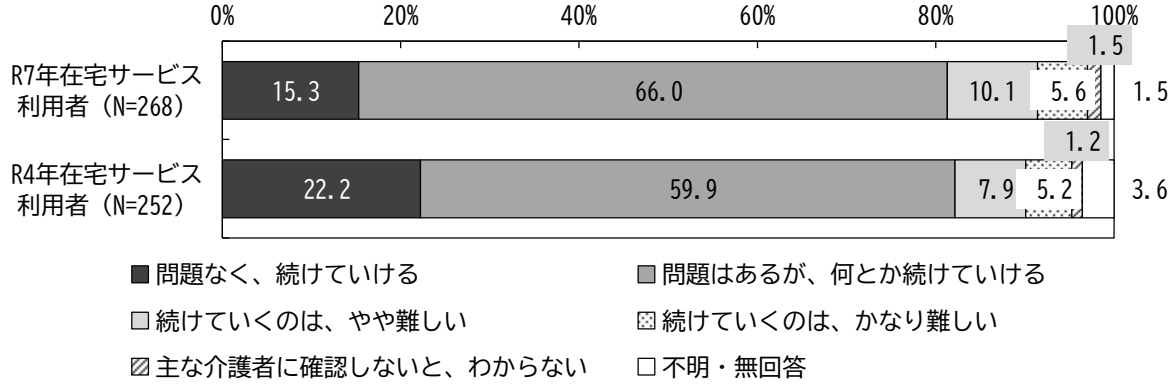

■現在の業務を行ううえで、介護職員（看護職・リハ職等を含む）の人数が不足していますか。（在宅介護サービス事業者、入所施設事業者）

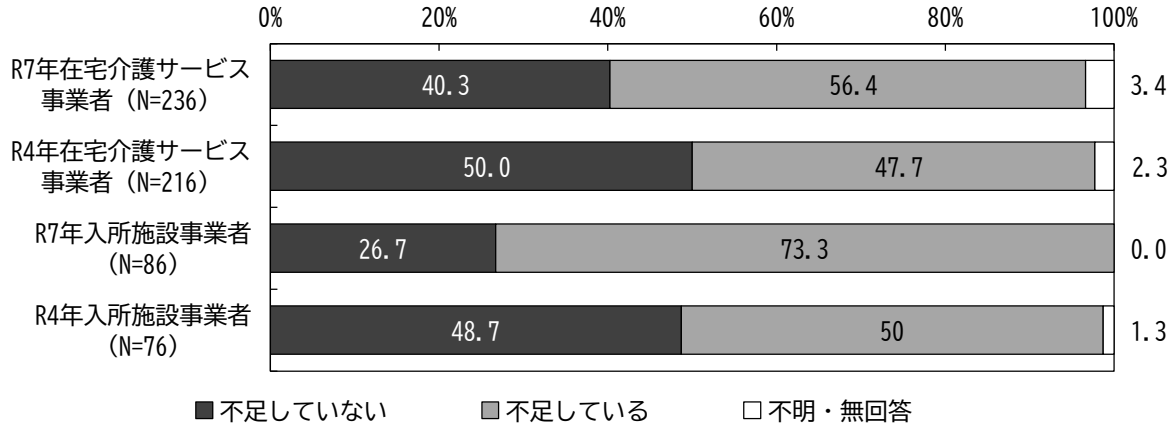

■引き続きケアマネジャーとして働くことをどう思いますか。（ケアマネジャー）

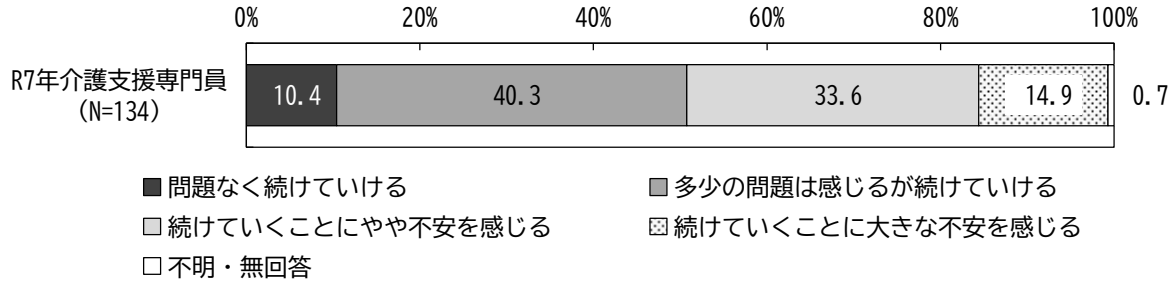

■ケアマネジャーとして働く上で、不安や不満を感じるのはどのようなことですか。

【複数回答】（ケアマネジャー）

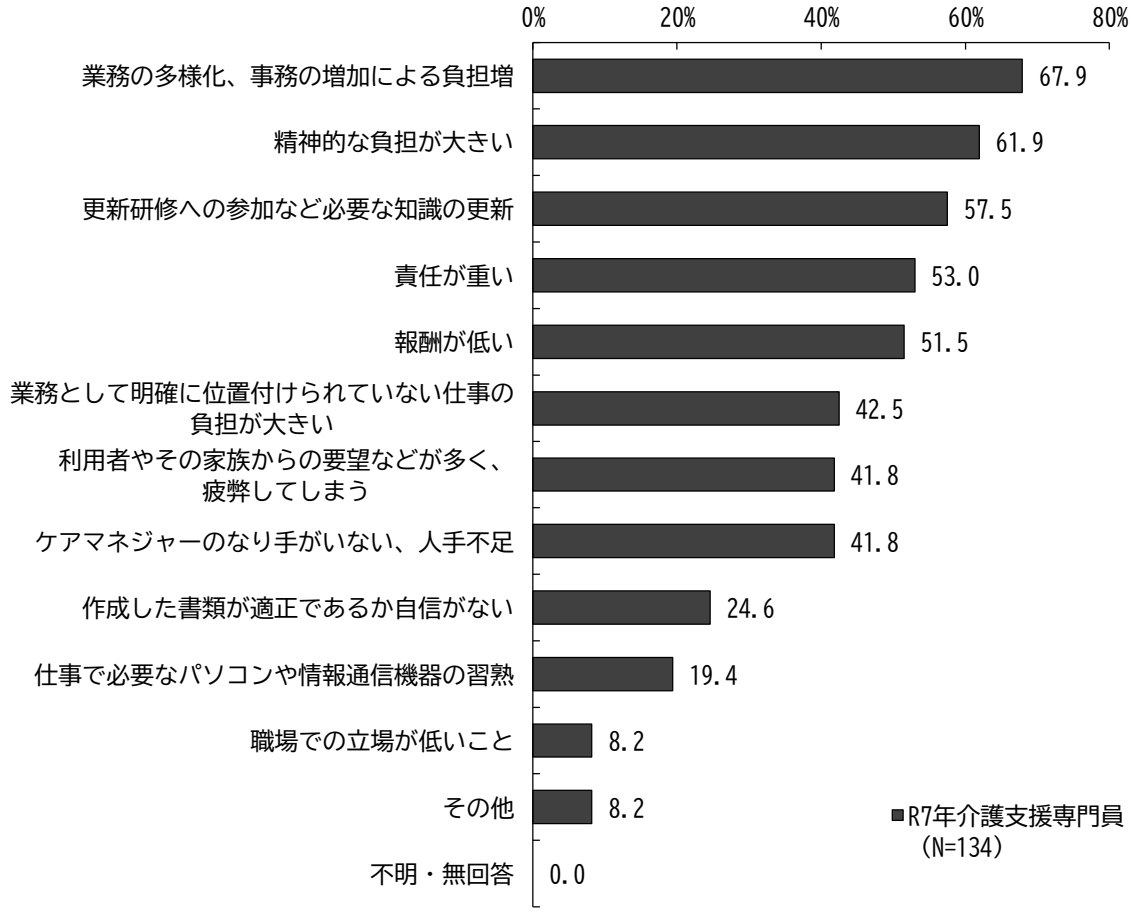

要介護となってからの在宅生活の継続については、働きながら介護をする家族の増加や老々介護といった状況を踏まえ、効果的なサービスの確保が課題となります。事業所における人材不足は深刻化していることがうかがえ、生産年齢人口が減少する 2040 年を見据えた取組が求められます。また、ケアマネジャーの負担軽減や知識更新等を支援していく取組も、人材確保における課題となります。

4 第９期計画の評価と課題

（１）計画の評価指標

第９期計画において評価指標として掲げた自立支援・重度化防止に向けた評価指標の状況は下表のとおりです。

■自立支援・重度化防止に向けた評価指標

評価指標		2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込み）	評価・課題等
①所管する介護サービス事業所への運営指導	目標 実績	295 件 144 件	295 件 205 件	295 件 125 件	運営指導の周期を、全サービス一律で３年に１回行っていたが、事業所数の増加により実施が困難になってきた。そこで国の基準どおりに居住系又は施設系サービスを除いて指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上行う方法に変更したことにより、１サービス当たりにかけられる時間が増え、改善状況の把握及び管理を計画的に行うことができた。
②地域包括支援センターの専門職一人当たり高齢者数	目標 実績	1,000 人 894 人	1,000 人 872 人	1,000 人 870 人	高齢者人口の増加に伴い、配置職員を増やしているが、人材確保が難しくなっている。地域包括支援センターの業務が増えているため、負担軽減の工夫が必要である。
③地域ケア個別会議（コミュニティケア会議）における多職種と連携した個別事例の検討回数	目標 実績	40 回 40 回	40 回 43 回	40 回 40 回	多職種参加の上で実施できた。専門職の負担が増えないよう回数の調整と内容の充実を図っている。
④居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の取得状況	目標 実績	2.85% 2.71%	2.85% 2.69%	2.90% 2.90%	病院又は診療所の入院・退院時において、心身の状況や継続中の医療、生活環境、家族の思い等の必要な情報提供を支援した。
⑤介護予防に資する住民主体の通いの場（週１回以上）への 65 歳以上の人の参加率（ごまんぞく体操の参加率）	目標 実績	4.8% 4.7%	5.1% 5.1%	5.4% 5.4%	立上げ支援や体操指導等を行い、各地域において運動と社会参加の機会の確保に向けた支援を行うとともに、定期的に口腔・栄養フレイル予防講座等の健康教育を実施することで、通いの場の定着と介護予防に向けた総合的なアプローチを図った。実施団体の更なる増加に向け、使用可能な会場を確保する必要がある。

評価指標		2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込み）	評価・課題等
⑥生活支援体制整備協議体の開催回数	目標 実績	170 回 205 回	170 回 156 回	170 回 160 回	小学校区を単位とした協議だけでなく、町内会や支所圏域等で課題に合わせて協議することができた。
⑦要介護認定者の要介護認定の変化率の状況	目標 実績	22.7% 23.4%	22.7% 25.1%	22.7% 25.7%	高齢者人口のうち 75 歳以上人口は 65～74 歳人口を上回っており、今後も 75 歳以上人口の割合は増加していく見込みである。高齢化が進むことにより、フレイルや慢性疾患の重なりが増加し、時間の経過とともに重度化率が増加したと思われる。そのため、ごまんぞく体操や介護予防教室等の介護予防事業への積極的な参加を案内し、健康寿命を延ばす必要がある。
⑧ケアプラン点検の実施状況	目標 実績	170 件 138 件	170 件 67 件	170 件 70 件	令和６（2024）年度までは運営指導の中で実施していたケアプラン点検について、令和７（2025）年度からは居宅介護支援事業所から対象ケアプランの写しの提出を求め、内容の点検及び口頭による助言等を行う方法へと見直した。運営指導から切り離したことで、より効果的な助言が可能となった。
⑨必要な介護人材を確保するための具体的な取組	目標 実績	70 人 69 人	70 人 64 人	70 人 42 人	介護職員のキャリアアップを支援し、定着促進や離職防止を図るため、資格取得・更新に係る費用の一部を介護サービス事業者に対し補助することができた。実績が減少傾向のため、周知と支援が必要である。
⑩在宅介護サービスの利用により身体状態が向上した人の割合（リハビリテーションサービスに関する目標）	目標 実績	－	73.8%から上昇 73.3%	－	訪問・通所リハビリテーションの利用実績は、ともに増加傾向にある。福祉用具貸与・購入や住宅改修等の在宅サービスと緊密に連携し、実際の生活動作の向上に直結する自立支援の強化が必要である。

（2）基本目標別の実施状況

【基本目標１】共生の地域づくりの推進

主な実施状況	・地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業における相談支援機関として高齢者以外の相談対応も増えています。 ・ヤングケアラーやごみ屋敷等複合課題のある世帯を、地域包括支援センター等においても包括的に相談を受け止め、多機関と連携して支援しています。専門分野以外の制度や他の専門職の役割について理解を深めるため、多職種研修等を実施しました。 ・高齢者等が支えられる側としてではなく支える側として役割や生きがいを持てる地域を目指して、アイデアソンや協議体により、企業や大学等との連携によるイベントの実施や個別避難計画作成による地域の見守り体制の強化、更なるごまんぞく体操の推進等地域づくりを実施できました。
課題と対応策	・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加する中で、介護保険サービス等のフォーマルサービスだけでなく、近隣同士の支え合いや民間サービス等多様な主体による見守りや生活支援を更に充実させていく必要があります。 ・身寄りのない高齢者の意思決定支援や緊急時の対応を含めた対応等を検討していく必要があります。

【基本目標２】介護予防と健康づくりの推進

主な実施状況	・生活支援型訪問サービスの従事資格が与えられる「介護に関する入門的研修」を毎年実施し、介護人材確保の底上げを図りました。 ・令和６年 10 月に「送迎付き介護予防教室事業」を新たに開始し、自力で通える範囲に「通いの場」がない対象者に対し、定期的な運動や社会参加の機会の提供を行いました。また、令和７（2025）年度末に額田地区で行われていた「ふれあいデイサービスセンター」が終了することに伴い、額田地区への送迎が可能な介護予防教室を３か所で開始しました。 ・地域住民による自主的な通いの場である「岡崎ごまんぞく体操」の立上げ支援や体操指導等を行い、各地域に定期的な運動と社会参加の機会の確保に向けた支援を行うとともに、定期的に口腔・栄養フレイル予防講座等を実施することで、介護予防に向けた総合的なアプローチを図りました。
課題と対応策	・生活支援型訪問サービスの利用が減少傾向であることについて、ニーズの乖離分析や人材確保に関する事業者支援、実施可能な事業者へ積極的に事業参入を働きかける等、利用促進とともに推進体制の強化が求められる状況です。 ・介護予防把握事業のフレイル該当者の接続先となる「送迎付き介護予防教室事業」について、現状、実施する事業所がない日常生活圏域が存在するため、事業

	所の増加を促進する必要があります。 ・高齢化していく既存の岡崎ごまんぞく体操団体の活動の継続を図るよう支援しながら、一方では今後も増加が見込まれる全ての団体に対する支援を持続可能にするための支援内容・方法を引き続き検討します。

【基本目標３】認知症と共に生きる施策の推進

主な実施状況	・主な通いの場である「岡崎ごまんぞく体操」の実施団体においては、定期的な運動や社会参加に向けたサポートに加え、市、地域包括支援センター等の専門職による口腔、栄養フレイル予防講座等を開催することで、認知面を含むフレイル予防に係る総合的なアプローチを実施しています。 ・各地域で認知症予防教室を開催し、脳トレやコグニサイズ、講座等を実施することで、認知症予防に係る活動を推進しました。 ・認知症についての理解を深めるため、パンフレットやリーフレットによる啓発を行いました。認知症サポーター養成講座は、３年毎に実施される民生委員児童委員の一斉改選に合わせ、新規に委嘱された委員向けに開催する等、サポーター数の増加に努めました。 ・認知症初期集中支援チームの設置により、専門職がチームとなって包括的に自立生活のサポートを行うことを目標にしていますが、地域包括支援センターの専門職による個別ケース対応力の向上等により、センターで完結できるケースも多くなっており、対応件数は減少となりました。 ・認知症による一人歩きで行方不明となった高齢者を発見するため、警察と連携し、メール配信事業「岡崎おかえりメール」を実施しました。
課題と対応策	・認知症高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り生活することができるよう、地域共生社会の実現を推進していく必要があるため、認知症サポーター養成講座等を引き続き実施し、市民意識の醸成を図る必要があります。 ・本人発信支援については、引き続き、認知症本人交流会を定期的に開催し、認知症本人及びその家族の声を聞いていきます。 ・「岡崎おかえりメール」の配信にあたり、認知症の高齢者を見守る協力者を増やすため、引き続き、認知症サポーター養成講座や各種啓発の機会に加え、これまで働きかけを行ってこなかった団体等に対しても登録を促進していきます。

【基本目標４】在宅生活の支援

主な実施状況	・見守り配食サービスについては、年々配食回数が増加する中、本事業の目的である高齢者の見守りという視点に立ち、令和７（2025）年度から、事業の対象要件を縮小したため、令和７（2025）年度の配食回数は、大幅に減少しました。 ・令和６年に岡崎市住まい支援センターを設置しました。岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会（住まいサポートおかざき）、生活困窮者自立支援事業（住まい相談支援員）、重層的支援体制整備事業（相談支援包括化推進員）の連携により、住まいに関する相談支援を実施しました。 ・災害時の支援体制と感染症対策の取組として、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センターや多職種による災害時机上訓練を実施するとともに、災害時の備えについてアンケート調査を実施しました。
課題と対応策	・在宅福祉サービスについて、高齢化の加速に伴い、支援を必要とする高齢者が増加する中、令和７（2025）年度から見守り配食サービスの対象要件を縮小しました。また、在宅で介護をする家族等の精神的かつ経済的な負担の軽減から、月額5,000円の金銭給付を行う「ねたきり高齢者等見舞金」について、高齢者人口及び介護認定者数の増加に伴い支給件数が増加する中、介護保険制度や本市が行う家族介護勉強会等の支援が整い、初期相談や早期支援に結びつく体制が構築されていることを踏まえ、令和６（2024）年度末で廃止することとしました。 ・支援が必要な人に在宅福祉サービスを提供するとともに、膨れ上がる予算の抑制を視野に、引き続きサービスの内容及び対象要件等の見直しの検討を行うとともに、民間サービスの情報提供も含め、代替サービス等について模索していく必要があります。

【基本目標５】介護保険制度の適正な運営

主な実施状況	・介護保険サービスの質の向上については、事業所を対象として、個別に行う運営指導、集団指導として行う指定事業者講習会、入所・入居系の施設を対象とした介護相談員の派遣等を実施しました。 ・業務効率化に向けた取組については、事業所が行う指定等に関する申請や届出の事業者側と保険者側双方の効率化が図れるよう、2025年11月から、「電子申請・届出システム」の稼働を開始しました。 ・介護人材の確保に向けた取組については、「福祉のおしごとパネル展」の開催、介護保険関係資格取得研修受講料等への補助、外国人介護人材活用講習会及び情報交換・交流会の開催、「介護に関する入門的研修」の実施等を行いました。 ・介護給付の適正化については、要介護認定調査点検を100％実施するとともに、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検等を実施しました。 ・施設整備計画に基づく施設の整備については、特別養護老人ホームに併設するショートステイ居室の特養居室への転換は実施できましたが、地域密着型特別養

	護老人ホーム１施設の整備は応募がなく整備はできませんでした。認知症高齢者グループホームについては、令和８（2026）年度に２施設が整備できる見込みです。
課題と対応策	・介護保険サービスの質の向上については、運営指導や指定基準違反・不正請求等に対する監査等に加え、苦情、相談、虐待の疑いに関する通報等が年々増加傾向にあり、利用者の保護と介護保険事業の運営の適正化を図るため、指導を実施する側の人員体制等、適正な業務体制を整えていくことが必要となっています。 ・業務効率化に向けた取組については、より一層、「電子申請・届出システム」が活用できるよう、受付可能な手続きの種類を増やしつつ、事業者からの相談に丁寧に対応します。 ・介護人材の確保に向けた取組については、少子化と生産年齢人口の減少に伴い、あらゆる業種での人材不足が全国的な課題となっており、介護業界も深刻な状況です。国（厚生労働省）は介護人材不足への切り札として、「介護現場の生産性向上」を最重要施策の一つとして強く提唱していますが、介護ロボット・ＩＣＴの導入促進や業務の切り分け等、働きやすい環境づくりに向けた事業所への支援や、国・県等と連携した取組の拡大が課題です。 また、介護職のしごとの魅力を広くＰＲするための取組を検討していくとともに、介護サービス事業者や教育機関等と更なる連携を進めていく必要があります。 ・介護給付の適正化については、認定者数の増加に伴う給付に係る業務量も増加しており、マンパワー不足による適正化事業の充実が困難なことが課題です。 ・施設整備計画に基づく施設の整備については、建築費（資材費や人工賃等）の高騰や整備後の施設運営に係る人材確保が課題と捉えています。これに対して、施設整備に係る県補助金を積極的に活用するとともに、人材確保対策に努める必要があります。

5 計画の見直しについて

統計やアンケート調査等の本市の現状を踏まえた見直しの視点

・今後は、医療と介護の両方のニーズを必要とする人が多くなる 85 歳以上人口の増加や、団塊の世代のさらなる高齢化に伴う高齢者のみの世帯やひとり暮らし世帯の増加が見込まれます。要支援・要介護認定者数がピークとなる 2040 年頃を見据えたサービス基盤の確保が求められます。

・アンケート調査では、高齢者の外出への新型コロナウイルス感染症の影響が払拭され、生活状況がコロナ禍以前に戻りつつあるとともに、閉じこもり傾向をはじめとする要介護リスクの状況も改善しています。

・認知症の相談窓口の認知度が上がっている等、これまでの施策の効果がみられる一方で、認知症に対する否定的なイメージを持つ人も多く、新しい“認知症観”の普及等の認知症施策の充実が求められます。また、若年者の孤立の状況等、今後、団塊ジュニア世代が高齢化していくことを見据えた取組も課題となります。

これまでの施策の実施状況を踏まえた見直しの視点

・本市がこれまで取り組んできた地域包括ケアの体制づくりや、地域共生社会の実現に向けた取組は、引き続き、深化・推進が求められており、医療・介護連携や地域ケア会議のさらなる充実・強化を進める必要があります。

・ごまんぞく体操の参加率の着実な上昇等、介護予防の取組の成果の一方で、要介護認定の認定率は上昇しています。今後、75 歳以上人口の割合のさらなる上昇が見込まれており、引き続き、介護予防の充実が課題となるとともに、若年者も含めた健康づくりにより、要介護状態になることを遅らせる取組が求められます。

計画の見直しの方向

・本計画期間だけでなく、中長期的な支援ニーズの見通しを踏まえ、必要な取組の充実を図ります。持続可能な介護保険サービス基盤の充実に向け、国の制度改正等を踏まえた見直しを行います。

・アンケート調査結果や各種統計情報、第９期計画の取組状況を踏まえ、これまで取り組んできた事業の見直しを行い、市民ニーズに即した事業展開を図ります。

・支援を必要とする人の増加と支え手となる生産年齢人口の減少が見込まれる 2040 年を見据え、今後、深刻化が予想される介護サービス事業所の人材確保の問題等、国・県や事業所と連携した取組を検討します。

第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

本市における本計画の上位計画となる第７次岡崎市総合計画（2021 年３月策定）は、将来都市像に「一歩先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」を掲げ、保健・医療・福祉分野の基本指針には「健康でいきがいをもって活躍できる社会づくり」を掲げています。また、福祉分野の上位計画として位置付けられる、「第４次岡崎市地域福祉計画」では、計画の基本理念を「みんなで築く　ホッとなまち　生き生きと暮らせる　支えあいのまち」とし、市民一人ひとりが「我が事」ととらえて支え合い、助け合う「地域共生社会」の実現に向けた挑戦を続けることをうたっています。

高齢者福祉においても、「地域共生社会」の実現を目指し、介護が必要な状態になっても、認知症になっても、住み慣れた地域でいきいきと暮らしを続けることができるよう、施策を推進していく必要があります。施策の推進にあたっては、行政だけではなく、高齢者自らが健康を維持する等の「自立・自助」の意識や、それを支える家族、地域社会の支え合いや助け合いといった「互助・共助」の意識も不可欠です。これまで以上に市民の意識を醸成し、協働により取り組むことが重要です。

このような状況を踏まえ、本計画の基本理念は、第９期計画を引き継いで次のとおりとし、市民、事業者、ＮＰＯやボランティア、行政等が協働しながら、介護保険サービスの効率的提供や多様な住まい方も踏まえつつ、必要な生活支援サービスの提供体制の構築、高齢者の生きがいづくりや社会参加に取り組むことにより、高齢者福祉施策の一層の推進を図っていきます。

また、2040 年を見据えた人口・世帯構成や地域社会の変化に対応できるよう中長期的な視点を持ち、限りある人材と資源で増大する支援ニーズに対応できるよう地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現を目指します。

だれもが　いつまでも　いきいきと　健やかに暮らすまちをめざして

2 基本目標

基本理念の「だれもが　いつまでも　いきいきと　健やかに暮らすまちをめざして」のまちづくりに向け、高齢者を取り巻く現状と課題（第２章）を踏まえ、次の５つの基本目標を定め、高齢者福祉施策の一層の推進を図ります。

基本目標１　共生の地域づくりの推進

要介護状態や療養中であっても、高齢者の尊厳を保持しながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、支え合いの地域づくりや在宅医療・介護連携の推進に取り組み、地域包括ケアの深化と推進を図ります。

■基本施策

（１）地域共生社会の推進と地域包括ケアの深化
（２）在宅医療・介護の連携の推進
（３）地域包括支援センターの機能強化
（４）権利擁護と虐待防止の推進

■目標指標

指標	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
コミュニティケア会議開催数（回）	43	40	40	40
いえやすネットワーク利用登録者数（人）	1,418	1,520	1,570	1,620
地域包括支援センター 総合相談支援実施件数（件）	126,020	128,000	128,000	128,000
「地域包括支援センター」を知っているかの質問に「知っている」と回答した割合（%）	59.5※1	－	上昇	－

※1　アンケート調査における要介護認定を受けていない 65 歳以上の市民の回答結果

基本目標２　介護予防と健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く元気で暮らせるよう、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を充実させ、高齢者自らの健康に対する意識を醸成しながら、健康づくりと介護予防の充実に取り組みます。

また、高齢者が地域社会でいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実による生きがいづくりの推進とともに、高齢者が社会の担い手として活躍できるような支援の充実に取り組みます。

■基本施策

（１）介護予防・生活支援サービス事業の充実
（２）一般介護予防事業の充実
（３）自立支援・重度化防止の推進
（４）生きがいづくりと社会参加の推進

■目標指標

指標	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
短期集中型通所サービス利用者数（人）	1,772	1,780	1,810	1,840
「岡崎ごまんぞく体操」参加者数(人)	4,875	5,475	5,775	6,075
第１号被保険者認定率（%）※1	17.5	18.0 未満	18.4 未満	18.8 未満
自宅以外で居場所（通いの場）はあるかとの質問に「どこにも行っていない」と回答した割合(%)	36.6※2	－	減少	－

※1　第１号被保険者認定率は、年齢段階別の認定率が変化しなかった場合に見込まれる認定率未満とすることを目標としています。それぞれ９月末時点の数字です。
※2　アンケート調査における要介護認定を受けていない 65 歳以上の市民の回答結果

基本目標３　認知症と共に生きる施策の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び国の「認知症施策推進基本計画」（2024 年 12 月）を踏まえ、認知症に対する周囲や地域の理解と協力のもと、認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で本来の生活を送ることができるよう、認知症との「共生」に関する総合的な施策の展開に取り組みます。

■基本施策

（１）認知症の正しい理解を深めるための啓発と本人発信の機会の確保
（２）認知症予防に資する活動と社会参加の推進
（３）認知症の人を主軸とした相談体制と医療・ケア・介護保険サービスの連携の強化
（４）認知症にやさしいまちづくり

■目標指標

指標	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
認知症サポーター養成数（人）	1,238	1,350	1,350	1,350
認知症カフェ開催回数（回）	72	90	90	90
認知症高齢者等見守りネットワーク事業協力者数（人）	1,505	1,650	1,700	1,750
「認知症に関する相談窓口」を知っているかの質問に「知っている」と回答した割合（%）	32.8※1	－	上昇	－

※1　アンケート調査における要介護認定を受けていない 65 歳以上の市民の回答結果

基本目標４　在宅生活の支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、支援が必要となっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう、在宅生活を送る上で必要な支援を行うとともに、家庭で介護を行う家族介護者の支援に関わる事業を実施します。

■基本施策

（１）在宅生活を支える支援の充実
（２）家族介護支援の充実
（３）住まいの充実
（４）災害時の支援体制と感染症対策

■目標指標

指標	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
見守り配食サービス延べ配食回数（回）※1	98,467	81,000※1	82,000	83,000
避難行動要支援者家具転倒防止金具取付件数（件）	28	40	40	40

※1　令和７（2025）年度からサービス利用の要件を見直したため現状値よりも目標値を下方修正した。

基本目標５　介護保険制度の適正な運営

高齢化のさらなる進展に伴う要介護・要支援認定者の増加を踏まえ、介護保険サービスの計画的な整備と円滑な提供に努めます。また、サービスを適切に利用できるよう、事業者への指導・監督等によりサービスの質の向上と制度の適正な運営を図ります。

■基本施策

（１）介護保険サービスの質の向上
（２）介護給付の適正化
（３）介護人材の確保

■目標指標

指標	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
介護相談員派遣施設数（施設）	72	74	74	75
「業務を行う上でケアマネジャーの人数が不足しているか」の質問に不足していると回答した割合(%)	38.3※1	－	減少	－
「業務を行う上で介護職員の人数が不足しているか」の質問に不足していると回答した割合（在宅介護サービス事業者）(%)	56.4※2	－	減少	－
「業務を行う上で介護職員の人数が不足しているか」の質問に不足していると回答した割合（入所施設事業者）(%)	73.3※3	－	減少	－

※1　アンケート調査における居宅介護支援事業者の回答結果
※2　アンケート調査における在宅介護サービス事業者の回答結果
※3　アンケート調査における入所施設事業者の回答結果

2 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
だれもが いつまでも いきいきと 健やかに暮らすまちをめざして	1 共生の地域づくりの推進	（1）地域共生社会の推進と地域包括ケアの深化 （2）在宅医療・介護の連携の推進 （3）地域包括支援センターの機能強化 （4）権利擁護と虐待防止の推進
	2 介護予防と健康づくりの推進	（1）介護予防・生活支援サービス事業の充実 （2）一般介護予防事業の充実 （3）自立支援・重度化防止の推進 （4）生きがいづくりと社会参加の推進
	3 認知症と共に生きる施策の推進	（1）認知症の正しい理解を深めるための啓発と本人発信の機会の確保 （2）認知症予防に資する活動と社会参加の推進 （3）認知症の人を主軸とした相談体制と医療・ケア・介護保険サービスの連携の強化 （4）認知症にやさしいまちづくり
	4 在宅生活の支援	（1）在宅生活を支える支援の充実 （2）家族介護支援の充実 （3）住まいの充実 （4）災害時の支援体制と感染症対策
	5 介護保険制度の適正な運営	（1）介護保険サービスの質の向上 （2）介護給付の適正化 （3）介護人材の確保

第4章

分野別施策の展開

基本目標
1

共生の地域づくりの推進

（1）地域共生社会の推進と地域包括ケアの深化

●●施策の概要●●

◇地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」をなくし、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（2017 年２月７日「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）です。

◇第４次岡崎市地域福祉計画では、「みんなで築く　ホッとなまち　生き生きと暮らせる　支えあいのまち」を基本理念として、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進しています。**⇒現在第５次計画（令和９（2027）年度～）の策定中のため、最終的にはそちらの表現に合わせます。**

◇高齢者等が住み慣れた地域において、自分らしい暮らしを続けるために、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの深化・推進が求められています。地域福祉、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者に対する福祉分野、自治振興、居住支援、農業振興、消費生活、防災、交通政策、健康づくり、多文化共生、教育等の様々な分野と連携を強化し、地域共生社会を見据えた取組を進めます。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	重層的支援体制整備事業	重層的支援体制整備事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の既存の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。 本計画に位置付けられている地域包括支援センターの相談支援や生活支援体制整備事業、一般介護予防事業といった地域づくりは、重層的支援体制整備事業の一部であり、他分野と一体的に取り組むことで、属性や世代を問わない包括的支援の実施体制を構築します。

No.	取組	内容
2	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置と生活支援体制整備協議体等のネットワークづくりを通じて、通いの場、見守り活動、多世代交流、認知症カフェ、地域資源等の広報活動、ボランティアや社会活動参加支援等を、地縁組織や民間企業、各種団体等と連携して創出、内容の充実等を図っています。第１層生活支援コーディネーターを基幹型地域包括支援センター及びＮＰＯ法人岡崎まち育てセンター・りたに、就労的活動支援コーディネーターを基幹型地域包括支援センターに配置しています。 また、第２層生活支援コーディネーターをすべての地域包括支援センターに配置することにより、地域ケア会議や医療介護連携、認知症施策等の他事業と一体的に実施し、小学校区や日常生活圏域を単位とした地域包括ケアを推進しています。

（２）在宅医療・介護の連携の推進

●●施策の概要●●

◇医療と介護の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者が増加する中、今後見込まれる在宅医療、在宅介護の需要増加に向けて、適切な医療・介護保険サービスの受け皿を確保するため、医療計画における在宅医療提供体制の構築と一体的に本事業を推進します。慢性期の患者が増加し、医療機関、介護保険施設等、居宅のいずれかでケアされる状況の中、高齢者救急や介護保険施設等における看取り等に関する協議を通じ、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化を推進します。

◇医療と介護の関係者がこれまで以上に密接な連携を図り、地域における医療・介護連携に関する諸課題について共通の認識を深めた上で、県の施策とも整合を図りながら、地域において様々な場面や当事者間で医療と介護が連携して取り組むことができる体制の構築を目指します。

●●主な取組●●

①日常の療養支援

高齢者等が自宅及び施設等の日常の療養場所において本人の望む日常の生活ができるよう医療と介護・福祉関係者が連携し、在宅での生活を中心に本人の希望に沿った医療・ケアの提供を進めるため、多職種連携を推進します。

多職種とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の医療関係職種と、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー)、地域包括支援センターの職員等の医療・介護関係職種だけでなく、保健師、精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、成年後見センター職員、弁護士、司法書士等、高齢者等の支援に携わっている専門職です。

No.	取組	内容
1	いえやすネットワーク等を活用した情報共有	いえやすネットワーク等の情報連携ツールを活用し、医療・介護・福祉間の情報共有や連携に係る業務効率の向上と負担軽減を図り、多職種連携を推進します。
2	在宅医療サポートセンターにおける相談支援	在宅医療サポートセンターを設置し、地域の在宅医療・介護関係者の連携支援を行います。
3	かかりつけ医、在宅医療、認知症、虐待防止、成年後見制度等の住民への普及・啓発	地域住民がかかりつけ医の重要性や、在宅医療、介護その他関係する制度等について理解できるよう、講演会の開催、パンフレットの作成等により周知を行います。
4	多職種研修の実施 【②３と重複】	地域包括ケアシステムにおける多職種の役割、在宅医療や介護等の知識を深め、連携強化や人材育成のため研修を実施します。また、介護・福祉現場における生産性向上のため、業務標準化やＤＸ化を推進するための研修を実施します。
5	コミュニティケア会議	高齢者の自立支援、多職種の異なる専門性の理解や、地域資源の情報共有、課題の把握を目的として事例検討を行います。また、地域課題については、生活支援体制整備事業等の各種事業につなげます。
6	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 **【基本目標２(2)1,(3)1 と重複】**	国保データベース（ＫＤＢ）システムから抽出された健康課題に対して、関係機関と連携して疾病の重症化予防と介護予防を一体的に実施します。健診を受診していない等の健康状態が不明である方や疾病の重症化リスクの高い方に対し、高齢者の保健部門と協力し、アウトリーチ活動による重症化予防や支援を行うとともに、地域ニーズに合わせて講演会や通いの場での保健指導等を実施します。

No.	取組	内容
7	近隣市町村との広域連携	西三河南部東医療圏内である幸田町と一体的に本事業を進めます。また、いえやすネットワークを活用して広域連携を図ります。

いえやすネットワークとは？

2015 年に岡崎市・幸田町から成る西三河南部東医療圏の保健・医療・福祉サービスの地域連携ネットワーク「岡崎市幸田町保健・医療・福祉ネットワーク協議会」を発足させました。

岡崎幸田いえやすネットワークは、岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会、岡崎市介護サービス事業者連絡協議会、幸田町介護サービス事業者連絡協議会、地域包括支援センター、岡崎市、幸田町が参加した岡崎市幸田町保健・医療・福祉ネットワークが運用する電子@連絡帳を活用した連携システムです。

在宅医療サポートセンターとは？

在宅医療サポートセンターとは、岡崎市と幸田町が岡崎市医師会に設置している医療と介護の連携を推進するための支援窓口です。

②入退院支援

高齢者等の日常の生活・ケアの状況を入院時に情報提供し、退院後の生活・ケアを踏まえた治療・ケアが提供され、退院後の自宅や施設における生活にスムーズに移行できるよう、切れ目のない支援に向けた多職種の情報共有・連携を進めます。

No.	取組	内容
1	医療機関と介護事業所等の情報共有を推進	いえやすネットワークを活用したケアマネタイム等による連携方法の共有、連携シートの活用を推進します。いえやすネットワークや関係機関の会議体、研修会の場を活用し、多職種連携に必要な情報共有を行います。
2	退院カンファレンスや個別ケア会議の開催の推進	多職種が高齢者等の入退院時にカンファレンスにおいて情報共有を行い、切れ目のない支援を行います。
3	多職種研修の実施 **【① 4 と重複】**	地域包括ケアシステムにおける多職種の役割、在宅医療や介護等の知識を深め、連携強化や人材育成のための研修を実施します。
4	後方支援病床の把握と入院調整	在宅療養患者のレスパイト、体調回復、リハビリ等を目的とした後方支援病床への入院調整支援を行います。

ケアマネタイムとは？

高齢者の支援をするために、介護支援専門員（ケアマネジャー）が他の専門職に連絡するための方法や時間帯を一覧にしたことがケアマネタイムの由来です。現在では、多様な専門職が互いに連絡を取り合うために、連絡するための方法を一覧にして連携推進に活用しています。

③急変時の対応、感染症や災害に対する対策

本人の意思を尊重した医療ケアを提供できるよう話し合いをしておく等、急変時に対応できる体制づくりに取り組みます。

また、医療・介護・消防（救急）等の多職種が急変時や災害時に連携・協働して対応できる体制を構築します。

No.	取組	内容
1	救急医療や災害時等に備えた情報共有等、地域住民への普及 【基本目標4⑷2と重複】	地域住民に対する避難行動要支援者支援制度、お薬手帳、１１９医療情報伝達カード等、急変時や災害時の備えについて周知します。
2	救急や災害、感染症対策等を含めた関係機関との連携強化 【基本目標4⑷3と重複】	救急医療と在宅医療や介護との連携、災害や感染症を含めた危機管理対策等、多職種の連携について、話し合いや研修会等を通じて理解を深めます。避難行動要支援者支援制度の登録情報や１１９医療情報伝達カード等により情報共有と連携を強化します。ＢＣＰに基づく訓練、災害ケースマネジメントや介護サービス事業所相互の協力体制の検討等、災害や感染症発生等の有事に連携できる体制づくりを推進します。

ＢＣＰとは？

Business Continuity Plan（業務継続計画）の略で、自然災害や感染症等の緊急事態が発生した際にも中核となる事業（サービス）を継続するための行動計画です。全介護事業所で策定が義務づけられています。

④看取り支援

本人の意思を尊重した医療ケアを提供できるよう話合いをしておく等、住民が人生の最終段階について考え、備えることができるよう取り組みます。

本人の医療ケアについて医師等から十分な説明がなされ、本人と医療ケアに関わる多職種の話し合いが繰り返し行われ、本人の意思決定を基本とした人生の最終段階における医療やケアが提供できるよう体制づくりを推進します。

No.	取組	内容
1	多職種による人生会議（ＡＣＰ）の理解と推進	高齢者等の人生会議（ＡＣＰ）を推進するため、多職種が支援者の人生会議（ＡＣＰ）実施に向けて積極的に携わるよう周知します。 多職種研修、退院カンファレンス、個別ケア会議等を通じて、本人の意思に寄り添う支援体制の構築を推進します。看取りに係る取組について関係各所が共有・協議する機会を設けます。
2	住民への人生会議（ＡＣＰ）の説明と意思決定支援の推進	住民が人生の最終段階における意思決定について考え、身近な人と共有し、希望に沿ったケアを受けられるよう人生会議（ＡＣＰ）や権利擁護について講演会等で周知します。

人生会議とは？

もしものとき（人生の終末期）のために、本人が望む医療やケアについて家族や大切な人、医療や介護に携わる人と繰り返し話し合い、共有する取組をＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）または人生会議と言います。

（３）地域包括支援センターの機能強化

●●施策の概要●●

◇地域包括支援センターが行う包括的支援業務は、主に「第１号介護予防支援」、「総合相談支援」、「権利擁護（高齢者の虐待防止・早期発見を含む。）」、「包括的･継続的ケアマネジメント支援」の４つです。本市では、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携事業、地域ケア会議推進事業、認知症施策推進事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の５事業の一部を地域包括支援センターが担うことにより、地域包括ケアの中心として、地域ケア個別会議（コミュニティケア会議）や多職種研修、認知症カフェ、多職種交流イベント等を包括的・効果的に取り組める体制をとっています。地域包括支援センターの相談機能や地域づくり事業は、重層的支援体制整備の一環でもあり、地域共生社会の構築に向けた地域包括支援センターの果たす役割が大きくなっています。

◇地域包括支援センターの相談対応件数は増加しており、単身世帯、認知症、８０５０問題やヤングケアラー等の複合課題に加え、頼れる身寄りがいない高齢者の対応等、個別支援の内容も多様化、複雑化しています。重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業でもある地域包括支援センターの業務は、高齢者支援以外のスキルも求められるため、職員の確保、人材育成が課題となっており、適切な職員配置と業務負担の軽減が必要となっています。様々な課題に対応できるよう地域のネットワークを強化し、各種専門機関や多職種のみならず民間事業者やボランティア、住民等と協働する体制が必要です。

◇包括的に取り組むことによる業務の効率化・効果的な実施、既存事業の見直しによる負担軽減を進めるとともに、三職種だけでなく多様な専門職、事務職を含めた職員の確保と人材育成を推進し、社会福祉協議会が運営する基幹型地域包括支援センターとともに地域包括支援センターの機能の強化と支援の充実を図ります。

●●主な取組●●

○地域包括支援センターの業務（包括的支援業務）

No.	取組	内容
1	第１号介護予防支援	事業対象者（基本チェックリストに該当し、地域包括支援センターによるアセスメントの結果把握された対象者）及び要支援者に対し、要介護状態等になることを予防するための介護予防ケアマネジメントを行います。 「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかけ、単に運動機能の改善等を目指すのではなく、家庭や社会への参加を促し、生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指したプランを作成します。
2	総合相談支援	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な機関･制度の支援を可能にするため､①地域における様々な関係者とのネットワークの構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的･専門的な相談支援(支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）を行います。 今後も適切に事業を継続していくため、主に以下の取組を行います。 ・地域ごとに総合的・重層的なネットワークを構築し、総合的な相談に応じるとともに、高齢者の状況を適切に把握し、必要なサービスの提供に努めます。 ・地域包括支援センター職員の研修受講やセンターごとの横のつながりを強化し、人材育成に努めます。

No.	取組	内容
3	権利擁護	本人や家族からの総合相談、民生委員等の支援の中で、特に権利擁護の観点からの支援が必要な場合は、関係機関と連携して各種制度の活用やサービスの調整等の支援を実施しています。また、消費生活被害の防止や認知症の理解を普及するための啓発活動も実施しています。 これまで、地域ケア会議における個別ケア会議、高齢者虐待防止ネットワーク等において、困難事例等について対応しており、引き続き権利擁護事業を的確に推進していくため、主に以下の取組を行います。 ・高齢者虐待や困難事例への対応に加え、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応について、多職種・地域と緊密に連携しながら解決を図ります。 ・成年後見制度の利用について、日常生活自立支援事業とともに成年後見支援センターや法テラス等と連携して制度の活用を図ります。 ・地域包括支援センター運営法人に対し、高齢者支援が適切に実施されるよう指導を徹底します。また、成年後見制度の活用や老人福祉施設への措置にあたっては、市と密接な連絡をとる必要があるため、適切に対応するよう要請します。
4	包括的･継続的ケアマネジメント支援	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめとする医療や介護の多職種を対象とした学習会や交流会の実施、ケアプラン作成技術の助言、日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への後方支援等、医療機関を含む関係施設やボランティア等様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備等、包括的･継続的なケア体制の構築を行います。 ・地域ケア個別会議（コミュニティケア会議）を充実させ、地域のネットワークづくりや課題の把握に努めます。 ・民生委員等の会議に出席したり、地域で実施される行事やサロン活動に参加・協力したり、地域と顔の見える関係づくりに努めます。 ・ケアマネジャーや介護サービス事業者等の多職種が参加できる交流会や学習会を実施し、課題の検討や情報交換、関係づくりに努めます。

（4）権利擁護と虐待防止の推進

●●施策の概要●●

◇今後、ひとり暮らしや頼れる身寄りがいない高齢者等の増加が予想されており、財産管理や契約行為等において、支援が必要となる高齢者の増加が見込まれます。権利擁護のための制度の一つとして、成年後見制度や権利擁護支援の普及・促進に関係機関と連携して取り組んでいます。

◇高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応の体制整備をはじめとして、生活の様々な面で高齢者の権利と尊厳が守られる社会づくりに向けた取組を推進します。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	高齢者成年後見制度利用支援	高齢者が認知症等で判断能力が著しく低下し、かつ、親族による申立てができない場合に、市が家庭裁判所へ制度開始の審判の申立ての支援を行います。また、制度利用者の収入等に応じて、申立て費用及び成年後見人等への報酬を助成します。 大きく見直された後見制度に関する周知啓発を行い、制度の有効的利用を促進するとともに、日常生活自立支援事業等とあわせて、認知症高齢者等の自立した生活の支援を図ります。
2	老人保護施設等措置業務	環境上の理由または経済的理由等で在宅において養護を受けることができない高齢者等に対して養護老人ホームへ入所する措置、介護認定を受けていてもやむを得ない事由により入所することが著しく困難な高齢者等に対する特別養護老人ホームへ入所する措置または在宅介護（ショートステイ）等への措置を行います。 関係機関と密接に連携し、入所判定委員会の判定や高齢者虐待防止協議体の意見に基づきながら適切な措置を図ります。
3	高齢者短期保護業務	緊急に施設入所が必要と判断される高齢者等を養護老人ホームにおいて一時的に保護することで、高齢者及びその家族に対し精神的安定を図る事業です。 関係機関と密接に連携し、高齢者虐待により養護者と分離することが必要な高齢者に対する支援として、適切に事業継続を図ります。

No.	取組	内容
4	虐待防止ネットワーク会議の運営	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（2005 年法律第 124 号)」の規定に基づき設置された「虐待防止ネットワーク会議」の開催を通じ、関係機関との連携を図り、高齢者虐待の早期発見、早期対応をはじめとする高齢者の権利擁護に係る事業を円滑に推進します。 高齢者虐待の困難事例に対応するために、会議を通じて意見交換を行い、「高齢者虐待対応マニュアル」等により適切な対応に努めます。
5	高齢者虐待防止対策の推進	高齢者虐待についての講演会の開催や、パンフレットを作成して市民に配布する等の取組を行い、継続することで、高齢者虐待の防止や早期発見に関して、広く市民や民間事業所、介護事業所等関係機関等に周知を図ります。 また、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、養護者による高齢者虐待及び要介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、PDCA サイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組みます。

成年後見支援センターとは？

岡崎市成年後見支援センターでは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、自分ひとりでは契約や財産管理等をすることが困難な状態にあっても、安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用に関する相談や調整の支援を行っており、岡崎市社会福祉協議会が運営しています。

基本目標
2

介護予防と健康づくりの推進

（1）介護予防・生活支援サービス事業の充実

●●施策の概要●●

◇平成 26（2014）年６月の介護保険法の改正により、要支援者を対象とした介護予防・生活支援サービスは、市町村が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業として実施することとなりました。本市においても、平成 29（2017）年４月から「岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます。）を開始し、利用者のニーズに応じた訪問型サービス及び通所型サービスを提供しています。

◇総合事業は、支援を必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれるとともに、団塊ジュニア世代が概ね 65 歳以上となる 2040 年を見据え、従来のサービス提供事業所によるサービスに加え、地域住民、ボランティア、ＮＰＯ、民間企業等の参画により多様なサービスを提供し、高齢者の社会参加や生きがいの創出を通じた介護予防の強化と、できる限り自立し、健やかに暮らし続けられる地域づくりを目指しています。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	訪問型サービス	訪問型サービスは、従来の訪問介護事業所が提供する「①予防専門型訪問サービス（従前相当サービス）」、日常のごみ出しや買い物支援等生活の支援を提供する「②生活支援型訪問サービス（訪問型サービスＡ）」、電球の交換、草取り等の日常生活の困りごとに対応する「③困りごと支援型訪問サービス（訪問型サービスＢ）」の３種類のサービス提供体制により事業を開始しました。 生活支援型訪問サービス等の新たなサービスを提供する事業者が少ないこともあり、予防専門型訪問サービス以外のサービスの利用拡大が課題となっています。実施可能な法人や団体に対し積極的に働きかけるとともに、利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）へのサービスの周知を図ります。また、困りごと支援型訪問サービスについては、生活支援体制整備協議体等を通じてサービスを創出します。

No.	取組	内容
2	通所型サービス	通所型サービスは、従来の通所介護事業所が提供する「予防専門型通所サービス（従前相当サービス）」と、リハビリテーションを中心としたプログラムにより生活機能の改善を図ることで自立支援を目指す「短期集中型通所サービス（通所型サービスＣ）」を実施しています。
3	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントは、利用者の自立した生活を目的として、介護予防及び生活支援等、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて適切なサービスの利用や民間サービスを含めた生活支援の利用だけでなく地域活動への参加やセルフケアを含めて専門的視点から必要な援助を行います。 地域ケア個別会議（コミュニティケア会議）における検討や地域リハビリテーション活動支援事業における専門職ケアマネジメント支援事業の利用により、多職種の連携推進と専門的視点からの助言が得られるよう支援していきます。

（２）一般介護予防事業の充実

●●施策の概要●●

◇介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、年齢とともに心身の活力が低下して要介護状態に近づくフレイルを予防するためには運動、栄養、社会参加が重要であり、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防を目的とした総合的な介護予防教室を開催し、出前講座等により自らの健康状態を把握する機会の提供とともに、専門職による生活習慣病予防や社会参加の必要性等を普及啓発することにより、健康づくりに対する意識の醸成と、身近な地域で自ら継続的に健康づくりに取り組むことができる環境の形成を図ります。

◇生活習慣病をはじめとする疾病予防・重症化予防と、高齢者が要介護状態や、その前段階であるフレイルとなることを予防するための介護予防の取組は密接に関連していることから、両者を一体的に実施し総合的な取組とすることで、効果的・効率的な事業実施と施策効果の増大を図ります。

フレイルとは？

健康な状態と介護が必要な状態との中間の段階で、年をとって体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指します。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性がありますが、適切な取組を行うことで進行を防ぐことができるとされています。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	介護予防把握事業 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 **【基本目標１⑵①４、２⑶１と重複】**	国保データベース（ＫＤＢ）システムから抽出された健康課題に対して、関係機関と連携して疾病の重症化予防と介護予防を一体的に実施します。健診を受診していない等の健康状態が不明である方や疾病の重症化リスクの高い方に対し、高齢者の保健部門と協力し、アウトリーチ活動による重症化予防や支援を行うとともに、地域ニーズに合わせて講演会や通いの場での保健指導等を実施します。 また、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年を見据え、高齢者となる前の段階における健康づくりや介護予防、地域のつながりの重要性について、啓発・情報発信を強化します。
2	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット・リーフレット等の作成・配布、出前講座や介護予防教室等を実施します。 出前講座や介護予防教室等の各種講座を通じて、介護予防についての知識を普及するだけでなく、継続的な介護予防の取組につながるよう支援します。また、岡崎ごまんぞく体操等の地域の通いの場等に対し、介護予防の必要性を周知し、高齢者の健康づくりを積極的に支援します。さらに、老人クラブや生涯学習等の活動と連携を図り、高齢者が生活の中で生きがいを持ちながら介護予防を継続できるよう支援します。 なお、地域の通いの場が身近なところに無い、交通手段が無い等介護予防につながることが困難な高齢者には、「送迎付き介護予防教室」による支援を実施します。
3	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する地域活動団体の育成・支援を図り、住民主体の通いの場として介護予防の推進を図ります。年齢や心身の状況等によって、高齢者を分け隔てることなく、だれでも一緒に参加することができる介護予防活動の地域展開を目指して、地域の実情に応じて効率的かつ効果的な支援を行います。

No.	取組	内容
4	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業における達成状況の検証を行うとともに、介護予防教室等を受けた結果の参加者の満足度や生活の質（ＱＯＬ（Quality of Life））の改善効果等について評価し、一般介護予防事業の事業評価を実施します。 また、総合事業の事業評価として、地域づくりの視点から、事業全体を評価した上で、要支援者等に対する介護予防・生活支援サービス事業について事業評価を行います。評価については、「岡崎市社会福祉審議会　高齢者福祉専門分科会」において審議します。
5	地域リハビリテーション活動支援事業 **【(3)3と重複】**	住民主体の介護予防活動である「岡崎ごまんぞく体操」に岡崎リハビリテーションネットワークの専門職を派遣し、協働して支援を行います。 また、2019年より専門職ケアマネジメント支援事業を開始し、ケアプラン作成担当者にリハビリテーション専門職や管理栄養士が専門的観点から支援をしています。

国保データベース（ＫＤＢ）とは？

国保データベース（ＫＤＢ）システムは、国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療を含む。）」、「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的としたシステムです。

（3）自立支援・重度化防止の推進

●●施策の概要●●

◇高齢化や人口減少が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者である本市が地域課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていくための取組を進めることが必要です。

◇自立支援・重度化防止の取組として、多職種が連携した取組を推進するとともに、個別支援や地域ケア会議等で把握された地域課題の解決に取り組む協議の場を設け、各種事業と連動させて必要な支援や施策を検討し、本市の取組の底上げを図ります。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 **【基本目標１⑵①４、２⑵１と重複】**	国保データベース（ＫＤＢ）システムから抽出された健康課題に対して、関係機関と連携して疾病の重症化予防と介護予防を一体的に実施します。健診を受診していない等の健康状態が不明である方や疾病の重症化リスクの高い方に対し、高齢者の保健部門と協力し、アウトリーチ活動による重症化予防や支援を行うとともに、地域ニーズに合わせて講演会や通いの場での保健指導等を実施します。
2	地域ケア会議 （地域包括ケア推進協議会・コミュニティケア会議・個別ケア会議）	個別ケア会議では、対応困難ケースの個別支援に向けた検討を通して多職種の連携や対応力強化を図ります。 地域ケア個別会議（コミュニティケア会議）では多職種や地域の支援者等が個別の高齢者ケースの課題に関して検討を行い、個人に対する支援の充実を図るとともに、ケース検討の蓄積から、多職種の各機能や役割の再認と連携強化、自立支援や尊厳ある生活の継続に向けたケアマネジメントの質の向上、地域の高齢者等に影響を与える地域課題の抽出の機会とします。 把握された地域課題は、地域包括ケア推進協議会や生活支援体制整備協議体等で共有、課題解決に向けた具体策の検討を行います。 それぞれの会議や事業等から常に地域の実情を把握しながら、今後一層増加する身寄りのない高齢者や複数課題のある世帯等への対応ができるよう、介護保険等の公的サービスだけでなく、住民同士の支え合いや身近な通いの場等のインフォーマルサービスの活用も含めて、地域包括ケアの実現を目指します。

No.	取組	内容
3	地域リハビリテーション活動支援事業 **【(2) 5 と重複】**	住民主体の介護予防活動である「岡崎ごまんぞく体操」に岡崎リハビリテーションネットワークの専門職を派遣し、協働して支援を行います。 また、2019 年より専門職ケアマネジメント支援事業を開始し、ケアプラン作成担当者にリハビリテーション専門職や管理栄養士が専門的観点から支援をしています。

■自立支援・重度化防止の推進体制

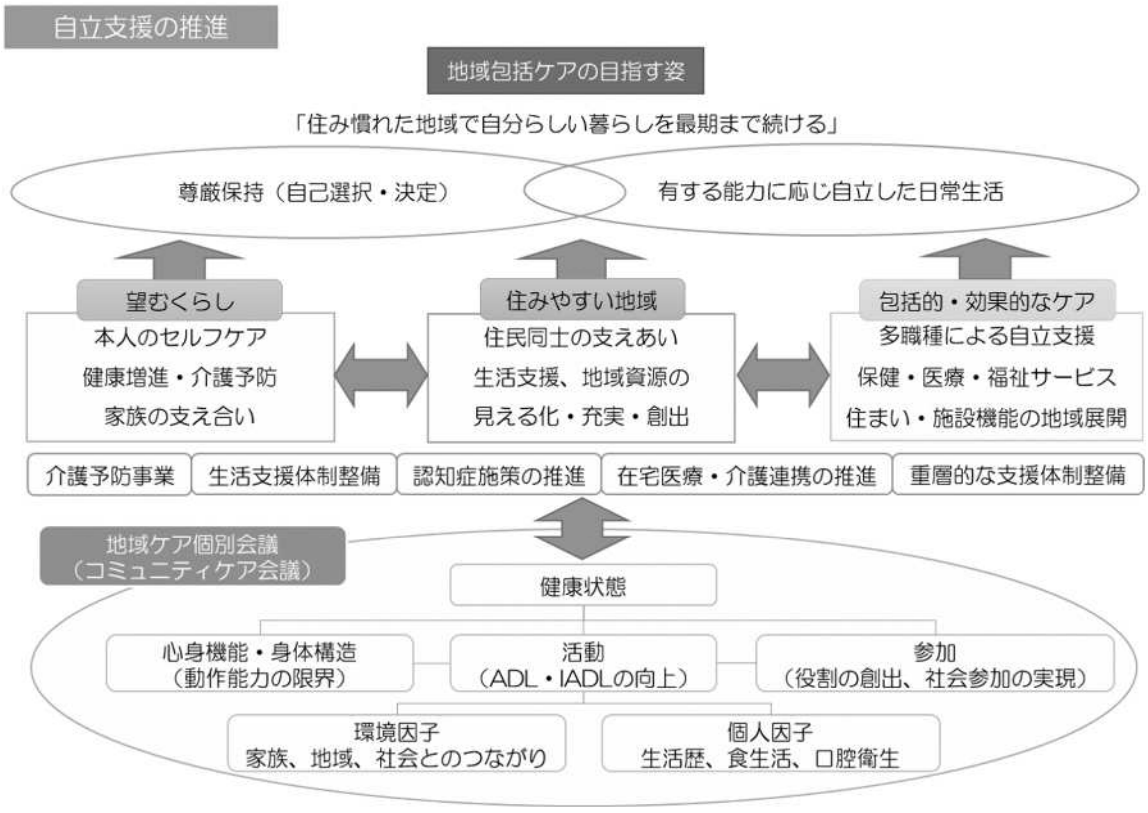

（4）生きがいづくりと社会参加の推進

●●施策の概要●●

◇高齢者が元気に生きがいを持って地域で活動し続けることができるよう、老人クラブの支援や高齢者の活動の場となる施設の管理・運営、生涯学習の支援等の取組を推進します。

◇収入のある仕事に従事する高齢者の割合は増加しており、高齢者の社会参加における就労が重要な位置を占めています。シルバー人材センターをはじめとする高齢者の就労機会の充実に資する取組を支援し、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	老人クラブの支援	老人クラブの活動としては、高齢者自らの生きがいを高める趣味活動等のほか、ひとり暮らしの人等の自宅を訪ねる友愛訪問や、地域を豊かにする奉仕活動を行っており、高齢者自身だけでなく地域にも大きく貢献しています。また、地域のクラブの集まりである「岡崎市老人クラブ連合会（はつらつクラブ岡崎）」は、会員数約 14,000 人（2026 年現在）の全市的な組織として各種行事を行っています。高齢者の生活様式や考え方の変化等により、新規会員の減少や役員のなり手不足に苦労しているクラブも多く、その対応が課題となっています。本市は、老人クラブの活動に対する事業費用の補助を行うとともに、老人クラブに対するよりよい支援のあり方の検討も含め、継続して老人クラブ活動を支援します。
2	地域福祉センターの多世代型施設への移行	「高年者センター岡崎」、「地域福祉センター」（５か所）は、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションの場を提供し、生活・健康に関する各種の相談に応じるとともに、お互いの親睦と各種活動を行う施設として、老人福祉センターを運営しています。年間延べ約 36 万人以上の方に利用されており、高齢者の憩いの場、交流の場として親しまれている施設です。 令和５（2023）年度からは世代間交流を推進するため、60 歳未満の方も施設を利用できるようにする等条件を緩和し、多世代化を図りました。また、令和７（2025）年度からは子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する地域子育て支援拠点事業も開始し、地域共生社会の更なる推進に取り組んでいます。

No.	取組	内容
3	高齢者の生涯学習	生涯学習は、健康増進と教養の向上を図るとともに、趣味や健康づくりを通して高齢者が仲間づくり、生きがいづくりを行うために有効な手段であるため、市内６カ所の老人福祉センターにおいて、教養講座等の定期講座を開催します。
4	敬老祝金の支給	市内在住の満 99 歳以上の長寿者に対して、敬老祝金を贈呈します。今後、贈呈対象者の増加及び現役世代の減少が見込まれること等から、対象年齢や贈呈内容等について見直しを検討します。
5	学区敬老会事業補助	75 歳以上の高齢者の長寿を祝福する事業の振興を図るため、学区社会教育委員会が主催する「学区敬老会」の運営にかかる費用を助成します。今後、対象者の増加及び現役世代の減少が見込まれること等から、助成内容等について見直しを検討します。
6	シルバー人材センター運営事業補助	シルバー人材センターは、原則 60 歳以上の健康で働く意欲のある高齢者を対象とし、豊かな知識、経験、技能を生かすことのできる「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」を企業、一般家庭、公共機関から引き受け、登録会員に提供しています。また、登録会員による自主グループの活動やボランティア活動等様々な形での社会参加を実践することで、高齢者が健康で生きがいのある生活を送るための支援を行うとともに、地域福祉の向上及び活性化に貢献しています。本市は、シルバー人材センターの安定した事業継続のため、運営費の補助を実施します。 高年齢者雇用安定法の改正による定年年齢の引き上げや継続雇用制度の拡大等の影響で、高齢者になっても就労を継続しているかたが増加傾向にあること等、雇用環境の変化に伴い会員数が減少傾向となっていることを踏まえ、時代に合った新たなニーズを見据えた事業のあり方を模索する必要があります。

基本目標
3

認知症と共に生きる施策の推進

（岡崎市認知症施策推進計画）

我が国において、今後、急速な高齢化の進展に伴い、認知症の高齢者の増加が見込まれる中、令和６年１月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）が施行されました。

この法律は、認知症の人を含めた国民一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としたものです。また、同年 12 月には、認知症施策推進基本計画が閣議決定され「新しい認知症観」が示されました。

本市では、こうした認知症基本法や国の基本計画の内容を踏まえ、認知症施策に関連する他の計画と調和を保ちつつ、本計画の基本目標３「認知症と共に生きる施策の推進」の内容を、共生社会の実現を目指し認知症施策の推進をはかるための計画（岡崎市認知症施策推進計画）として位置づけています。

「認知症　共に笑顔で暮らせる　岡崎市」を本市が目指す姿として掲げ、認知症になっても自分の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現を目指し、**「認知症の正しい理解の促進」、「認知症の人やその家族等の経験や意見に基づく施策の推進」、「認知症の人の社会参加の促進」**を重点施策として、今後の認知症施策を総合的に推進します。

新しい認知症観とは？

新しい認知症観とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりができることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方で、認知症の人を、共に生きる仲間と位置付けるものです。

従来の認知症観

- 他人事、自分には関わりがない
- 本人には分からない、できない
- 介護の対象
- 支援が必要な人
- 周囲が決める、本人の声を聴かない

新しい認知症観

- 自分ごと、自分にも関わりがある
- 本人なりに分かる、できることがある
- 地域社会の一員として暮らす
- 支え手でもある、支え合う
- 認知症の人の意思を尊重、声を聴く

（1）認知症の正しい理解を深めるための啓発と本人発信の機会の確保

●●施策の概要●●

◇認知症になると、身の回りのことができなくなるといった考えが、根強く残っています。今後、高齢化に伴い認知症の人の増加が見込まれる中、認知症の人を含めた誰もが尊重しつつ支え合う共生社会を実現するには、誰もが「自分ごと」として理解を深めることが必要です。ＭＣＩも含め、認知症の正しい理解と、認知症の人に関する正しい理解を深められるよう、啓発を推進します。

ＭＣＩとは？

ＭＣＩ（軽度認知障害）とは、記憶力や注意力等、認知機能の低下が見られるものの、日常生活に支障をきたすほどではない、認知症の手前の状態を言います。ＭＣＩになると必ず認知症に進行するというわけではなく、生活習慣の改善等によって、認知機能の回復や維持が期待できると言われているため、早期の診断と適切な予防が重要です。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	認知症の正しい理解の促進	認知症について、講演会、出前講座、認知症予防教室等、様々な機会を通し、若い世代も含め啓発します。 認知症講演会は、岡崎市、岡崎市民病院認知症疾患医療センター、一般社団法人岡崎市医師会との共催で開催し、市民の他、地域包括支援センターや民生委員等、幅広く参加を呼びかけます。 出前講座では、「認知症すごろく」を活用することにより、子どもから高齢者までゲームをしながら楽しく認知症の知識を深める活動を展開していきます。
2	認知症月間に合わせた啓発	認知症基本法では、９月を認知症月間、９月 21 日を認知症の日と定めています。この期間中、殿橋、明代橋、岡崎城を認知症普及啓発のシンボルカラーのオレンジ色にライトアップし、市民意識の醸成に努めます。また、市内各所でパネル展やオレンジプロジェクト等認知症について理解を深めるイベントを地域包括支援センター等の協力のもと実施します。

No.	取組	内容
3	認知症ケアパスによる啓発	認知症ケアパスとは、認知症の備え、予防の段階から、いつ、どこで、どのような医療や介護のサービスを受けることができるのか、認知症の人やその家族の人が分かるようにまとめたものです。医療機関や地域包括支援センターから、本人やその家族に配布します。
4	耳の聞こえに関する啓発	耳の聞こえにくさを放置すると、認知症の発症リスクが高くなるため、「加齢性難聴」について、40 代等早い段階から啓発し、医療機関の早期受診の必要性や補聴器の有効性等、周知に努めます。
5	認知症サポーター、キャラバンメイトの養成	「認知症サポーター」は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。 認知症の人との接し方や、認知症の人の不安な気持ちや葛藤が理解できる人が増えれば、認知症の人は前向きな気持ちになることができます。そのため、地域の中で共に生きる仲間として、地域住民、企業、小中学校、高校、大学等幅広く認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人にやさしい地域づくりに努めます。 また、認知症サポーター養成講座の講師を務めることができるキャラバンメイトの養成を推進し、認知症の正しい理解の促進を図るとともに、地域における活動の場が広がる取組を支援します。
6	本人発信の機会の確保	認知症の人を含めた一人ひとりが、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する社会を実現するには、認知症の人の生活におけるハード面と「心」のソフト面のバリアフリー化を推進する必要があります。 認知症の人の声が発信される機会を確保し、丁寧に耳を傾け、認知症施策への反映に努めます。

認知症すごろくとは？

認知症すごろくは、認知症とその予防に関する正しい知識の習得や、岡崎市で利用できる制度、支援等の周知を主な目的として作成したものです。「ゆっくりとマスを進めることで症状の進行を抑えられる」ことをテーマに「誰が一番ゆっくり進められるか？」というすごろくになっています。「認知症 123（知って・支えて・予防する）」という補助教材を通して、認知症の病態や症状、接し方のポイント等の基礎知識を得た上で、ゲームを通して認知症についての理解をより深めることができるものです。

（2）認知症予防に資する活動と社会参加の推進

●●施策の概要●●

◇共生社会の実現を推進するには、地域社会や家族の助けといった「互助」の他、認知症の人が自ら健康を維持しようとする「自助」の意識が必要不可欠です。これは、将来における介護給付費の抑制に通ずるものであり、今後より一層、市民意識の醸成を図る必要があります。認知症の人が、地域や家庭の中で孤立することなく、ＱＯＬを高めることができるよう、認知症の予防（認知症になるのを遅らせる。認知症になっても進行を緩やかにする。）に資する活動として、ごまんぞく体操等の地域の「通いの場」の推進と社会参加の機会の確保を推進します。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	認知症地域支援推進員の配置 **【（3）3と重複】**	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療や介護等関係機関の連携体制の構築の他、認知症の人やその家族等への相談支援や処遇困難事例の個別支援を行います。成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を必要とする認知症の人や家族から相談があった場合には、成年後見支援センターや社会福祉協議会等、関係機関につなぎ適切な支援が受けられるようにします。また、地域の認知症施策の推進役として、地域の特徴に応じて、認知症カフェや家族交流会の運営や支援等、社会参加の取組を行います。
2	認知症カフェの推進	認知症カフェ（オレンジカフェ）は、認知症の人やその家族、介護や医療の専門職、地域の人、認知症に関心のある人等誰でも参加することができ、認知症の啓発の場・参加者同士の交流ができる場です。 認知症の人には社会参加の場として、認知症ではない人には認知症を「自分ごと」と考える機会として、開催を推進します。
3	本人交流会の開催	認知症の人が集い、これからやりたい事や悩み等、当事者同士が想いを率直に語り合う場を開催します。
4	介護予防普及啓発事業の実施	出前講座や介護予防教室（認知症、運動、栄養、口腔、うつ、閉じこもり）等、各種講座を通じて、介護予防についての知識の啓発と、地域の通いの場への参加の契機作りに取り組みます。
5	通いの場等の地域介護予防活動の推進と支援	住民主体の通いの場として、「岡崎ごまんぞく体操」や「岡崎モグザえもん体操」による口腔体操等、認知症予防に資する介護予防活動の育成と推進を図ります。
6	市政だより等による情報発信	市政だよりや広報誌において、運動、口腔、栄養等の認知症予防に資する活動や、本人交流会、家族交流会に関する情報を発信します。

No.	取組	内容
7	認知症リスクの高い人への支援	保健事業と介護予防の一体的実施事業の中で「高齢者の質問票」の結果から認知症のリスクの高い人を認知症予防等のサービスにつなげるとともに早期発見、支援につとめます。

（3）認知症の人を主軸とした相談体制と医療・ケア・介護保険サービスの連携の強化

●●施策の概要●●

◇認知症は、早期発見と受診、相談・支援が大切です。地域での「かかりつけ医」の重要性を啓発するとともに、認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療や介護の関係機関と連携し、サービスの提供基盤の強化に努めます。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	認知症疾患医療センター	認知症疾患医療センターは、認知症の速やかな鑑別診断や、認知症の行動・心理症状（ＢＰＳＤ）と身体合併症への対応、地域の医療機関はじめ関係機関との連携、認知症に関する情報の収集・発信、研修会の開催等の役割を担っており、岡崎市民病院が指定されています。 認知症疾患医療センターとの連携により、適切な医療・サービス・認知症の人にやさしい地域づくりに努めます。
2	認知症初期集中支援推進事業	認知症の早期診断、早期対応に向けて、「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。 かかりつけ医や地域包括支援センターからの要請により、認知症の専門的な知識・技能を有する医師の指導のもと、認知症疾患医療センターと連携を図りながら、医療と介護の専門職がチームとなって認知症と疑われる人や認知症の人の支援を包括的･集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

No.	取組	内容
3	認知症地域支援推進員の配置 **【（2）1と重複】**	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療や介護等関係機関の連携体制の構築の他、認知症の人やその家族等への相談支援や処遇困難事例の個別支援を行います。成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を必要とする認知症の人や家族から相談があった場合には、成年後見支援センターや社会福祉協議会等、関係機関につなぎ適切な支援が受けられるようにします。また、地域の認知症施策の推進役として、地域の特徴に応じて、認知症カフェや家族交流会の運営や支援等、社会参加の取組を行います。
4	権利擁護の普及啓発	認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活と社会生活を営むことができるよう、認知症の人への意思決定支援の適切な支援と権利利益の保護を図ることが重要です。認知症の人を支援する地域包括支援センター等の専門職や市民を対象に、権利擁護に関する普及啓発に努めます。

■認知症の相談・受診のイメージ

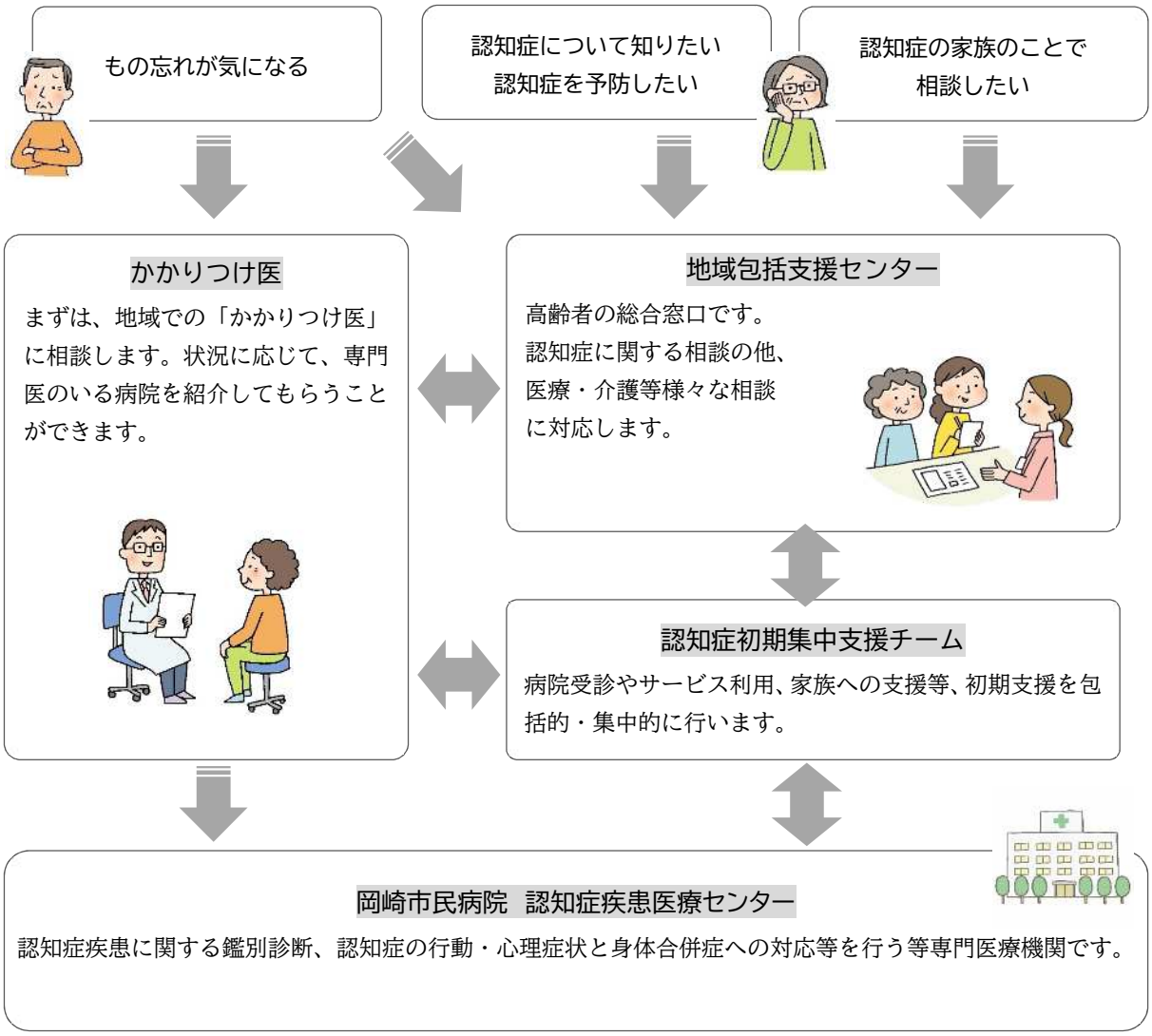

（4）認知症にやさしいまちづくり

●●施策の概要●●

◇在宅で介護する家族が最も不安を感じているのが認知症状への対応であることは、アンケート調査においても示されています。認知症の人が、地域で自分らしい生活を継続できるよう、本人や家族を見守り、支援する体制づくりを進めます。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	認知症高齢者等事前登録制度	行方不明になる恐れのある高齢者に関する情報をあらかじめ登録する「認知症高齢者事前登録制度」を実施しています。 登録した情報は、地域包括支援センターや警察と共有することで、日頃からの見守りにも生かします。あわせて、避難行動要支援者支援制度への登録を促し、「岡崎市あんしん見守りキーホルダー」を持つことで、行方不明時等の緊急時に備えます。
2	おかえりメールの配信	認知症による行方不明となった高齢者を発見するため、警察と連携し、メール配信事業「岡崎おかえりメール」を実施しています。 見守り協力者に行方不明時の状況をメールで配信し、できる範囲で捜索や情報提供の協力を得て、早期発見を目指します。
3	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	認知症高齢者等が誤って電車等を運行不能にさせたり、偶発的な事故で他人の財物に損害を与える等の不測の事態に備え、賠償責任保険料の支援を行います。
4	認知症による一人歩き・声かけ模擬訓練の実施	暮らしの中での見守りに役立てるため、認知症地域支援推進員によるネットワークを活用し、地域住民と協働して一人歩き・声かけ模擬訓練を行うことにより、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。
5	家族に合わせたサポートの推進	認知症カフェ（オレンジカフェ）の開設を支援することにより、認知症の人と共に生きる地域社会の推進を図ります。また、認知症介護勉強会及び介護者の交流会を開催し、認知症の知識の習得や仲間づくり、個別相談等、日頃の悩みの相談や情報交換により、それぞれの家族に合わせたサポートを行います。
6	家族交流会、介護勉強会の開催	認知症の人を支える家族は、日常生活を送るうえで、様々な不安や悩みを抱えています。地域の身近な場所で気軽に相談し合えることができる家族交流会や、介護勉強会を開催します。
7	ＯＮＥアクション研修の推進	愛知県では、地域で働く人たちが、認知症の人にやさしい企業サポーターとなるために、ＯＮＥアクション研修の開催を推進します。 認知症の人への接遇等を学ぶ研修であるため、地域包括センターとともに企業の参加を働き掛けていきます。

No.	取組	内容
8	地域における見守り活動の推進	民間事業者が、事業活動を通じて見守りを行う「見守り支援事業所」の登録数を増やします。 また、地域での見守り活動に寄与している民生委員との連携を強化します。

基本目標
4

在宅生活の支援

（1）在宅生活を支える支援の充実

●●施策の概要●●

◇地域で支援を必要とする高齢者世帯の増加が見込まれる中、支援が必要となっても住み慣れた地域での生活を続けられるよう、配食サービスや見守り支援等の事業を実施します。在宅で介護保険サービスを利用している市民を対象とした調査では、市が実施する介護保険対象外のサービスについて、利用者が増加しているサービスもある一方で、多くのサービスについて知らないと回答した人が増加しており、事業の周知も課題となります。

◇経済的に厳しい状況にある人が、必要な介護保険サービスを利用することができるよう、各種の負担軽減策を実施します。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	見守り配食サービス	75歳以上のひとり暮らし高齢者のうち、一定の要件を満たす高齢者に対して、弁当配達の際に見守り体制の一つとして安否確認を行います。
2	在宅高齢者通報システムの管理運用	65歳以上のひとり暮らし高齢者のうち、健康面等から不測の事態が発生する恐れの高い高齢者に対し、24時間体制のコールセンターにつながる機器を、無料で自宅に設置します。緊急時の対応に備えるとともに、見守り体制の一つとして、定期的に状況確認等のためにコールセンターから電話をかけることで安否確認を行います。固定電話の無い方には、無線型の装置を提供します。
3	高齢者見守り支援	「岡崎市高齢者見守り支援事業所」として登録した民間事業者が、業務活動を通じて、高齢者への声かけ、安否確認等を行うことで、高齢者のちょっとした変化に気づき、市や地域包括支援センターに連絡することにより、早期に効果的な支援へとつなげます。 地域の高齢者の異変に速やかに気付き、適切な機関につなげられるよう、見守り支援事業者の登録を随時行っています。
4	低所得者在宅介護サービス利用者の負担軽減	低所得者に対して、在宅介護サービス利用時の費用負担の軽減を行います。負担軽減により、在宅介護サービスの適切な利用につながるため、今後も事業の着実な実施を図ります。

No.	取組	内容
5	社会福祉法人等利用者負担軽減事業補助	経済的な理由で介護保険サービスの利用が困難な低所得者に対し、社会福祉法人等がその負担を軽減する制度があり、この実施を申し出た社会福祉法人等に対し、その軽減した費用の一部に対し補助を行います。これにより、低所得者でも躊躇せずにサービスを利用できる環境を整えるとともに、適切なサービス提供が図られるよう、社会福祉法人等に対して定期的に周知を図ります。
6	特別地域訪問介護利用者負担軽減事業補助	離島や中山間地域等の「特別地域」（本市では額田地域）で「訪問介護」を利用した際、上乗せされる加算（特別地域訪問介護加算）による利用者の自己負担増を抑え、サービスの利用を促進するため、「訪問介護」について一定の条件に該当する利用者の負担額を軽減した場合に、その法人に対して補助を行います。利用者が躊躇せずサービスを利用できる環境を整えるとともに、適切なサービス提供が図られるよう、事業を実施します。

（2）家族介護支援の充実

●●施策の概要●●

◇要介護認定を受けて在宅で生活する高齢者の半数以上が、家族・親族からの介護が「ほぼ毎日ある」と回答しており、支援が必要となっても住み慣れた地域での生活を続けられるためには、支援や介護を行う家族の負担を軽減していくことも必要となります。家族介護者の支援に関わる各種の事業を実施し、在宅での生活を支援します。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	家族介護用品の給付	自宅において介護を受けている人で一定の要件に該当する人に、紙おむつ等の購入助成券を支給します。 本事業は、介護保険制度の中で市町村が実情に合わせて独自にサービスを定める、市町村特別給付として実施します。
2	訪問理美容サービス	65 歳以上で一定の要件に該当する人に対し、自宅で調髪及び顔そりができるよう訪問理美容サービス利用券を支給します。

No.	取組	内容
3	介護保険暫定サービス利用者負担助成	介護保険制度において、認定申請後、認定調査の実施前に本人が死亡された場合、認定結果が出せません。申請後すぐに介護保険サービス（暫定サービス）を利用していた場合、その費用は全額利用者負担となってしまいます。そのため、申請後に躊躇なくサービスが利用できるよう、暫定サービスの保険給付分に相当する費用への助成を実施します。
4	家族介護支援	高齢者を介護している家族等を対象に、各地域包括支援センターで家族会の開催や介護知識・技術の習得等のための介護講座を開催しています。また、各地域包括支援センターでは、土日祝日等に実施する認知症カフェや地域サロンへの参加、24 時間携帯の携行、平日就労している人等への相談対応等を実施し、相談・連携しやすい環境づくりに努めています。 家庭介護について学ぶ場をつくり、介護負担の軽減を図るとともに、身近な地域で介護者同士が交流し情報交換できる場を提供します。

（3）住まいの充実

●●施策の概要●●

◇高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加する中、安全で暮らしやすい住まいづくりや、支援が必要な高齢者の住まいの確保のための環境整備に取り組みます。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	避難行動要支援者の家具転倒防止	65 歳以上の高齢者のみの世帯または要介護認定３以上の認定を受けている人（入院･入所中の人を除く。）、障がい者、65 歳以上で生活保護を受けている人を対象に、地震時における家具の転倒による事故を防止するため、家具転倒防止金具の取り付けを行い、高齢者が安心して生活できる環境を整備します。 市政だよりへの掲載や、居宅介護支援事業者や民生委員等を通じて制度に関する周知を図り、引き続き高齢者が安心できる生活環境を確保し、制度が有効的に活用されるよう努めます。
2	養護老人ホーム	概ね 65 歳以上の高齢者であって、環境上の理由または経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な人が入所して養護を受けることを目的とした施設です。地方公共団体（市）及び社会福祉法人により設置されるもので、美合町に 1 箇所設置しています。 基本的には自分の身の回りのことができる人を対象とし、自立した生活を営むことができるよう支援し、社会復帰の促進に資するよう助言・指導に努めていく施設です。身体状況等により、自分の身の回りのことに支障をきたすようになった人は、介護保険事業に基づくサービスも利用できます。 施設の適切な運営の確保に努めるとともに、入所判定委員会の判定に基づく適切な入所を実施します。
3	老人ホーム入所者生活補給金の支給	養護老人ホームに入所している高齢者のうち、収入が給付額に満たない人に対して生活補給金を支給します。
4	軽費老人ホーム（ケアハウス）への入居	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる人で、家族による援助を受けることが困難な人が、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要な便宜の提供を、低額な料金で受けられることで、安心していきいきと明るく生活できるようにすることを目的とした施設です。対象者は 60 歳以上の人ですが、その配偶者や三親等内の親族等については、60 歳未満でも入居が認められます。現在市内に５箇所設置されています。

No.	取組	内容
5	軽費老人ホーム利用料の補助	軽費老人ホームの入居者が、安心して安定した生活を送れるよう、利用料の一部への補助を行います。
6	有料老人ホームへの入居	高齢者が入居し、食事の提供やその他日常生活上の支援を受ける施設です。老人福祉施設には該当せず、株式会社や社会福祉法人、ＮＰＯ法人等の民間事業者が、本市へ設置の届出をして設置・運営しています。要介護認定の有無にかかわらず、利用者の多様なニーズや選択に応じます。 高齢者の心身の状況や利用ニーズに応じて、より質の高い施設運営が行われるよう、運営事業者に対して適切な指導・監督を実施します。
7	サービス付き高齢者向け住宅への入居	高齢者が安心して暮らせるよう、状況把握（安否確認）や生活相談等のサービスを提供する賃貸住宅です。主に、60 歳以上の方、または要介護認定を受けた 60 歳未満の方を対象としており、国の基準を満たした住宅が本市の登録を経て運営されています。事業者からの相談対応や適切な指導を行うにあたっては、住宅部局と福祉部局が緊密に連携し、安心・安全な住環境の確保と質の高いサービスが提供されるよう努めます。
8	住まい支援センター	住宅の確保に特に配慮を要する高齢者や低額所得者等のいわゆる住宅確保要配慮者のための相談窓口を設置し、民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進等に向けた取組を行っています。地域包括ケアシステムを構築する上で「住まい」は重要な要素であるため、岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会の取組と生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業が一体となった体制を構築することで、住宅確保要配慮者の入居支援と居住継続支援を行います。

（４）災害時の支援体制と感染症対策

●●施策の概要●●

◇防災防犯協会、民生委員児童委員、学区福祉委員会等と連携し、災害時に一人で避難することができず支援が必要な方（避難行動要支援者）を支援するための体制づくりを進めます。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	避難行動要支援者支援制度の促進	家族等の援助が困難で避難行動の助けを必要とする人が、地域内で普段からの見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりとして、避難行動要支援者支援制度の名簿を整備し、個別避難計画の作成を推進します。また、登録された人に個別番号（見守りナンバー）と、消防本部・警察署の連絡先が記載された「岡崎市あんしん見守りキーホルダー」を配付します。
2	救急医療や災害時等に備えた情報共有等、地域住民への普及 **【基本目標1(2)③1と重複】**	地域住民に対する避難行動要支援者登録制度、お薬手帳、１１９医療情報伝達カード等、急変時や災害時の備えについて周知します。
3	救急や災害、感染症対策等を含めた関係機関との連携強化 **【基本目標1(2)③2と重複】**	救急医療と在宅医療や介護との連携、災害や感染症を含めた危機管理対策等、多職種の連携について、話し合いや研修会等を通じて理解を深めます。避難行動要支援者登録情報や１１９医療情報伝達カード等により情報共有と連携を強化します。ＢＣＰに基づく訓練、災害ケースマネジメントや介護サービス事業所相互の協力体制の検討等、災害や感染症発生等の有事に連携できる体制づくりを推進します。
4	介護サービス事業所に対する非常時への対応支援	近年、甚大な被害を及ぼす地震や集中豪雨等による災害、新型コロナウイルス等の感染症が発生し、利用者の生命や生活に重大な影響を及ぼしています。日頃から、職員をはじめ利用者やその家族への啓発に努めるとともに、事業所における避難訓練の実施や感染拡大防止の対策、介護サービス事業所・施設に義務付けられている業務継続計画（ＢＣＰ）の策定支援等、各種取組を支援します。 また、非常時に必要な衛生用品等の備蓄や提供、サービス事業者や関係機関との連携によるサービス継続支援等、利用者とその家族の生命や生活の安心・安全の確保に努めます。

基本目標
5

介護保険制度の適正な運営

（1）介護保険サービスの質の向上

●●施策の概要●●

◇介護保険サービスの適切な提供のため、事業所への指導・監督や業務効率化に向けた支援等を通じたサービスの質の向上に取り組みます。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	指導・監督による介護保険サービスの質の向上	定期的に実施する事業所への運営指導や指定事業者講習会を通じて、介護保険サービスの適切な提供とサービスの質の向上に取り組んでいます。 事業所への運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上、ただし、居宅系又は施設系サービスについては３年に１回以上の頻度で行い、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ります。
2	住宅改修理由書作成支援事業	住宅改修は、在宅での生活を支える上で重要ですが、安易な住宅改修は利用者の状態を悪化させる恐れもあるため、適切な改修の実施が望まれます。そこで、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、「居宅介護支援」または「介護予防支援」を受けていない要介護認定者（ケアプランを作成していない人）に対し、住宅改修等に関する助言を行い、居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費の支給申請にかかる「住宅改修必要理由書」を作成した場合、助言等にかかる経費を助成します。また、ケアマネジャーが適切な助言を行いながら理由書を作成するよう、指導します。
3	介護相談員派遣事業	本市から委嘱された介護相談員が、介護保険サービスを提供している入所・入居系の施設等を訪問し、サービス利用者や施設職員から話を伺い、疑問、不満及び不安の解消を図るとともに、サービスの質の向上を図ります。介護相談員受入施設、介護相談員及び保険者（市）の三者による連絡会を開催し、情報共有・意見交換等を行い、サービスの質の向上を図ります。また、新たに開設される施設には、介護相談員の受入れを働きかけます。

No.	取組	内容
4	業務効率化に向けた取組	介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめ介護関係者の業務に対する不安として「業務の多様化、事務の増加による負担増」を挙げる割合が高くなっており、これが介護人材の確保を困難にする要因の一つとなっています。申請書類の作成等における負担軽減や運営指導の標準化・効率化、「電子申請・届出システム」の活用等のデジタル技術の導入支援等の取組により、事業者及び介護保険サービス従業者の負担の軽減が図られるよう努めます。 また、令和８(2026)年４月１日から、全国で「介護情報基盤」というシステムが稼働開始となりました。これは、保険者が管理する介護情報を電子化し、利用者・介護事業者・医療機関の間で迅速に共有・活用することで、手続きや連携の効率化を図る仕組みです。インターネット上の「介護情報基盤ポータル」から利用が可能ですが、本市においては、令和９(2027)年 12 月 15 日から利用できるよう準備を進めていきます。

（２）介護給付の適正化

●●施策の概要●●

◇介護保険制度の目的である「尊厳の保持」と「自立支援」を踏まえ、サービスの提供が、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに医療との連携に十分配慮して行われ、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されたものとなるよう、介護給付の適正化を図ります。

◇介護給付適正化事業については、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③医療情報との突合・縦覧点検が給付適正化主要３事業として位置づけられています。これらを行うにあたり、保険者（市町村）は都道府県と一体となって「介護給付適正化計画」を策定することとなっており、本市においては本計画の第５章２（９）において示しています。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	要介護認定の適正化	要介護認定の申請に係る認定調査の結果について、点検を実施することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

No.	取組	内容
2	ケアプラン等の点検	介護支援専門員（ケアマネジャー）や指定介護予防支援事業所職員が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画等の内容について、点検及び助言等を行います。 また、住宅改修の施工状況や、福祉用具の必要性及び利用状況について、訪問調査等を実施し確認します。
3	医療情報との突合・縦覧点検	介護報酬の請求内容が適正であるかを確認するため、医療保険の診療報酬明細書（医療情報との突合）や過去の請求データ（縦覧）と付き合わせてチェックする取組です。国保連合会から提供される情報に基づき、確認・点検を書面で行います。

（3）介護人材の確保

●●施策の概要●●

◇団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年に向け、高齢者の看護や介護を支える世代の人口が減少する一方、支えられる高齢者の人口が増加するため、介護職員が一層必要となる状況にあり、その人材をどのように確保していくのかが深刻な課題です。

◇本市においては、①介護のしごとのイメージアップを図る取組、②外国人材を含む多様な人材の介護分野への就職支援の取組、③潜在的有資格者等の再就業を促進するための取組、④ハラスメントのない職場環境づくりへの支援を中心に対策を講じます。

●●主な取組●●

No.	取組	内容
1	介護のイメージアップを図るための取組	介護を含めた福祉のしごとの魅力についてＰＲします。
2	介護保険関係資格取得研修受講料等補助事業の実施	介護職員のキャリアアップを支援し、定着促進や離職防止を図るため、介護サービス事業所が所属する職員に対し、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の資格取得や資格更新に係る費用の全部又は一部を助成した場合に、その費用の一部に対し、補助を行います。
3	就職相談等に向けた取組	介護を含めた全般的な福祉人材の不足に対し、職業紹介の機会として就職相談会等の支援をします。

No.	取組	内容
4	「介護に関する入門的研修」の実施	介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身に付けるとともに、介護の仕事に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施することにより、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ります。
5	働きやすい環境づくり（ハラスメント対策）の支援	ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりに向け、事業所への情報提供等の支援を行います。

ウィズ認証とは？　～岡崎市多様な働き方推進事業者認証制度（呼称：ウィズ認証）～

性別にかかわりなく誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内事業者を申請に基づいて認証する制度です。事業者の「女性活躍推進」「ワーク・ライフ・バランス」「多様な人材の活躍」等の多様な働き方に関する取組を評価し、認証するもので、外国人材の働きやすい環境づくりや、ハラスメント防止措置に関しても評価しています。この制度を推進することで、介護職員の働きやすい職場環境づくり、ひいては、介護人材の確保にもつなげてまいります。

第5章

介護保険事業の運営

1　介護保険事業費等の推計手順

本計画期間（令和９（2027）年度～同 11（2029）年度）における介護保険サービスの見込量や介護保険事業費等の推計は、以下の手順で行います。

１．人口推計

要介護認定者数推計の基礎となる計画期間における人口推計を行います。推計結果は、既に第２章で示しています。65 歳以上の推計人口が、第１号被保険者数の推計値となります。

↓

２．要介護認定者数推計

本市のこれまでの男女別、年齢別の高齢者人口と、要介護認定の認定率に基づき、要介護認定者数を推計します。推計結果は、既に第２章で示しています。

↓

３．介護保険サービス利用者数の推計

要介護認定者数の推計と、本市における将来的な利用見込み等を勘案して作成した施設等整備計画（123 ページ）に基づき、入所・入居系サービスの利用者数を推計します。また、その他の居宅サービス、地域密着型サービスについても、これまでの本市における利用状況や今後の整備の見通しに基づき、利用者数・利用回数を推計します。

↓

４．介護保険事業費等の推計

各種介護保険サービスの利用者数・利用回数の推計に基づき、計画期間における介護保険サービス給付費を推計します。また、地域の状況に応じて市が実施する介護予防事業等の地域支援事業費をはじめとして、介護保険事業に必要な各種の費用について、要介護認定者数の見込み等を踏まえて推計します。

↓

５．介護保険料の算定

介護保険事業費等の見込額に対する第１号被保険者の負担割合と、第１号被保険者数の所得段階別人数の推計、報酬改定等の影響額を算定した上で、第１号被保険者１人当たりの介護保険料を算定します。

2 介護保険サービス量の実績と見込み

介護保険サービス別の第９期計画期間の実績と、人口・認定者数推計、サービスごとの利用状況及び施設整備方針を踏まえて算出された第 10 期計画期間の見込量は、次のとおりです。中長期的な推計として、令和 22（2040）年度の見込量も併せて示しています。表の「区分」に記載の「介護」は要介護１～５を対象とした介護給付、「予防」は要支援１・２を対象とした予防給付です。

※本市では、前回計画（第９期介護保険事業計画）まで、計画の見込値を本市が把握しやすい毎月の国保連合会への報告数に基づく数値で記載していましたが、本計画においては見込量の算出に用いる国の地域包括ケア見える化システムに基づく数値を用いています。そのため、本章における第９期計画の実績値は、第２章（40～43 ページ）で示した実績値（国保連合会への報告数に基づく数値）とは異なっています。

（1）居宅介護サービス

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、利用者へ食事、入浴、排泄等の世話やその他の日常生活上の世話を行います。食事・入浴・排泄の介助、通院の介助等を行う「身体介護」と、調理や掃除・洗濯、生活必需品の買い物や受取り等、本人または同居家族が家事を行うことが難しい場合の生活の世話を行う「生活援助」があります。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	28,162	30,336	33,816	36,432	38,820	40,248	47,112

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護職員・介護職員が移動式の簡易浴槽を持参して自宅を訪問し、自力での入浴や自宅の浴室を使うことが難しい利用者へ、入浴の介助を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	1,995	1,963	1,848	1,824	1,824	1,896	2,268
予防	14	3	0	12	12	12	12

③訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションや診療所等から保健師や看護師等が家庭を訪問し、利用者の病状の観察や褥瘡（床ずれ）の手当等心身機能の維持回復のために療養生活の支援を行います。病院等を拠点に、患者のフォローアップや継続看護の一環として行われる場合もあります。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	16,024	18,102	20,904	23,148	24,984	25,788	30,264
予防	2,006	2,336	2,772	3,060	3,228	3,336	3,684

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指導に基づき、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、利用者へ心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるために理学療法や作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	5,880	5,972	5,712	6,036	6,336	6,672	7,788
予防	893	935	1,020	1,068	1,104	1,140	1,248

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士等の医療専門職が家庭を訪問し、利用者へ医学的・専門的な見地から療養上の指導や管理、アドバイスを行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	30,740	33,686	36,840	40,668	44,028	45,564	53,448
予防	1,686	1,643	1,728	1,764	1,812	1,824	2,016

⑥通所介護（デイサービス）

利用者が、日帰りでデイサービスセンター（定員 19 名以上）に通い、入浴、排泄、食事等の介護、その他のレクリエーション等、日常生活上の世話を受け、機能訓練を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	36,439	37,479	38,172	39,372	40,536	41,496	48,240

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

利用者が、介護老人保健施設や医療施設等に通い、心身機能の維持回復・日常生活の自立援助のための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	12,672	13,161	13,596	13,692	13,908	14,124	16,356
予防	10,154	10,562	10,764	11,304	11,904	12,444	13,716

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

利用者が、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所施設等に短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話を受け、機能訓練を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	8,939	8,640	8,400	8,484	8,616	8,904	10,344
予防	247	257	228	240	252	264	288

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

利用者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理下における看護や介護、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受け、機能訓練を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
介護	938	936	840	828	864	900	1,044
予防	16	8	12	12	12	12	12

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している利用者へ、事業所が作成したケアプランに基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
介護	4,341	4,256	4,104	4,032	3,996	4,044	4,764
予防	785	665	636	636	648	672	732

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具であって、自立した日常生活を支援する福祉用具・福祉機器の貸与を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
介護	60,494	63,335	66,852	70,848	74,760	78,312	91,344
予防	22,114	23,219	24,060	25,200	26,460	27,648	30,576

⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴や排泄等に使用する、肌に直接触れるため貸与になじまない福祉用具の購入費の一部を支給します。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	1,072	1,004	1,092	1,128	1,212	1,260	1,452
予防	430	377	432	456	468	480	528

（２）地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期的な巡回訪問と通報に応じた随時対応・随時訪問を 24 時間体制で行うサービスです。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	2,023	2,238	2,184	2,388	2,556	2,640	3,084

②夜間対応型訪問介護

夜間から早朝の時間帯において、定期的な巡回訪問や通報に応じて随時訪問し、利用者へ排泄等の介助を行います。

※　令和９（2027）年３月 31 日をもって廃止され、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に統合されることとなったため、第 10 期計画の見込量の設定はありません。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績		
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）
介護	0	0	0

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症の利用者が、日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事等の介護、その他のレクリエーション等日常生活の世話を受け、機能訓練を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	1,577	1,533	1,380	1,392	1,440	1,488	1,740
予防	19	0	0	12	12	12	12

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況や環境等に応じ、中・重度となっても継続して在宅生活を送れるよう支援を行います。「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、利用者へ入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	704	698	852	504	504	504	792
予防	95	71	12	12	12	12	12

※第 10 期計画における見込量の、実績値からの大幅な減少は、提供事業所数の変更が予定されていることに伴うものです。

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の人であって共同生活を営むことに支障のない利用者へ、少人数（１ユニット９人程度）の共同生活住居において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。家庭的な環境のもとで過ごすことにより、認知症の進行緩和を促すことを目的としています。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	5,050	5,238	5,820	6,252	6,252	6,468	7,620
予防	69	44	36	36	36	36	36

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 30 人未満の小規模な介護専用型特定施設（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム等）に入居している利用者へ、施設が作成したケアプランに基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	1,215	1,229	1,284	1,308	1,368	1,392	1,632

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している利用者へ、施設が作成したケアプランに基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	5,254	5,451	5,832	5,832	5,832	5,832	7,740

⑧看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護（通い・泊まり・訪問）」と「訪問看護」を組み合わせて提供するサービスで、医療的なケアを必要とする利用者へ、住み慣れた家や地域で安心して生活を継続できるよう支援を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	257	268	240	588	588	588	660

※第 10 期計画における見込量の実績値からの大幅な増加は、提供事業所数の変更が予定されていることに伴うものです。

⑨地域密着型通所介護（デイサービス）

利用者が、日帰りでデイサービスセンター（定員 18 名以下）に通い、入浴、排泄、食事等の介護、その他のレクリエーション等日常生活上の世話を受け、機能訓練を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	13,158	13,681	14,136	14,652	15,252	15,816	18,312

（３）住宅改修

①居宅介護住宅改修費・介護予防住宅改修費

本人の自立を助け、介護者の負担軽減を図るために必要な住宅改修（手すりの取付け、段差の解消等）の費用の一部を支給します。

保険給付の対象となるのは、既存の浴室、便所、玄関等について本人が使用する部分に限られており、新築・増築等に伴う工事は対象となりません。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	726	717	624	636	576	612	708
予防	489	478	576	588	636	624	672

（4）居宅介護支援等

①居宅介護支援・介護予防支援

介護サービス及び介護予防サービスの適切な利用ができるよう、心身の状況・環境・本人や家族の希望等に応じて、利用するサービスの種類や回数等の計画（ケアプラン）を作成します。サービス提供の確保に向けて事業者等との連絡調整等を行い、施設等への入所が必要な場合には施設の紹介等を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	85,521	88,990	91,068	94,836	98,724	102,072	118,860
予防	28,478	29,937	31,248	32,736	34,284	35,868	39,636

（5）施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要であり、在宅での生活が困難な人が入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話等を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	10,102	9,993	9,948	9,948	9,948	9,948	12,108

②介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院治療の必要はないものの、リハビリや看護・介護を必要とする人が入所し、医学的管理の下での看護・介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話等を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	8,920	9,150	9,084	9,180	9,180	9,180	11,172

③介護医療院

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設において、長期にわたり療養が必要な人が入所し、主治医の管理のもと、長期療養のための必要な医療、看護・介護、日常生活上の世話等を行います。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護	1,252	1,282	1,344	1,344	1,344	1,344	1,668

【参考】介護保険サービス外の高齢者向け住まいについて

施設サービス等の見込みを検討する上では、介護保険サービス外の高齢者向け住まいの状況を把握し、施設等整備計画に勘案することが求められています。

本市における高齢者向け住まいの近年の開設状況は以下のとおりとなっています。

施設種別		2025 年３月末	2026 年３月末	2027 年３月末（見込み）
住宅型有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を除く）	定員（人）	697	950	1,058
サービス付き高齢者向け住宅（特定施設を除く）	定員（人）	717	738	768
	戸数（戸）	579	600	630

（6）介護予防・生活支援サービス

市が地域の実状に応じて実施する「地域支援事業」に位置付けられ、事業対象者として判定された人及び要支援認定者を対象に実施する、介護予防・生活支援サービスの第 10 期計画期間の見込量は、次のとおりです。

①訪問型サービス

訪問介護員が家庭を訪問し、利用者へ掃除・洗濯・調理等の生活支援や身体介護を行います。介護予防訪問介護相当のサービス（「介護予防訪問介護）の提供は、平成 30（2018）年３月 31 日まで」、緩和された基準によるサービス（訪問型サービスＡ）、住民主体によるサービス（訪問型サービスＢ）を実施します。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
介護予防訪問介護相当サービス	8,674	8,681	8,870	9,048	9,348	9,648	10,920
訪問型サービスＡ	117	46	48	84	84	84	84
訪問型サービスＢ	213	216	216	225	232	239	263

サービス提供事業所数（事業所）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
介護予防訪問介護相当サービス	63	63	65	77	77	77	77
訪問型サービスＡ	40	39	39	49	49	49	49
訪問型サービスＢ	1	1	1	1	1	1	1

②通所型サービス

利用者が、日帰りでデイサービスセンター等に通い、機能訓練や食事・入浴などの日常生活上の支援、集団でのレクリエーション等を受けます。介護予防通所介護相当のサービス(「介護予防通所介護）の提供は、平成 30（2018）年３月 31 日まで)、短期集中型のサービス（通所型サービスＣ）を実施します。

年間利用者数（人）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護予防通所介護相当サービス	10,770	11,201	12,038	11,496	11,880	12,252	14,268
通所型サービスＣ	1,997	1,772	1,650	1,780	1,810	1,840	2,300

サービス提供事業所数（事業所）

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
介護予防通所介護相当サービス	105	103	104	109	113	116	128
通所型サービスＣ	15	16	15	16	17	17	19

（7）介護予防・生活支援サービス以外の主な地域支援事業

介護予防・生活支援サービス以外の主な地域支援事業について、第９期計画期間の実績と第 10 期計画期間の量の見込みは以下のとおりです。

①地域包括支援センター

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
包括的支援事業 事業費 （千円／年）	514,731	521,539	551,378	573,839	582,662	588,343	660,576

②総合相談支援

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
訪問相談件数 （件／年）	39,834	41,174	42,000	42,989	43,650	44,075	44,434
来所相談件数 （件／年）	8,967	8,776	8,700	9,416	9,561	9,654	9,732
電話相談件数 （件／年）	73,149	76,070	78,000	79,187	80,404	81,188	81,849

③生活支援体制整備

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
協議体開催回数 （回／年）	205	156	200	200	200	200	200

④在宅医療・介護連携推進

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
いえやすネットワーク多職種研修開催回数（回／年）	15	15	14	15	15	15	15
かかりつけ医フォローアップ研修開催回数（回／年）	5	5	5	5	5	5	5
いえやすネットワーク利用登録者数（人/年度末時点）	1,340	1,418	1,470	1,520	1,570	1,620	2,000

⑤高齢者成年後見制度利用支援

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
審判申立件数（件／年）	13	10	15	17	18	20	25
利用助成件数（件／年）	28	47	50	50	55	60	75

⑥介護予防把握事業

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
後期高齢者の質問票実施件数（件／年）	39,857	41,333	43,206	43,085	43,748	44,174	44,534
うちフレイル該当者数（人／年）	5,403	5,438	5,656	5,753	5,841	5,898	5,946

⑦岡崎ごまんぞく体操

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
参加者数（人／年）	4,480	4,875	5,175	5,475	5,775	6,075	7,000

⑧地域リハビリテーション活動支援事業

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
専門職派遣回数（回／年）	146	170	160	170	170	170	200

⑨認知症サポーター

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
養成者数（人／年）	1,183	1,238	1,250	1,350	1,350	1,350	1,350

⑩認知症初期集中支援推進事業

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
相談支援件数（件／年）	3	1	1	3	4	5	8

⑪認知症カフェ

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
開設数（箇所／年）	16	12	12	13	14	15	20
開催回数（回／年）	81	72	72	78	84	90	120

⑫認知症高齢者等見守りネットワーク事業

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
協力者数（人／年）	1,017	1,505	1,600	1,650	1,700	1,750	2,000
事前登録者数（人／年）	461	471	482	500	520	540	700

⑬介護相談員派遣事業

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2040 年度
派遣施設数（箇所／年）	72	72	72	74	74	75	75

（８）特別給付

特別給付は、介護保険制度の中で市町村が実情に合わせて独自にサービスを定めることができるものです。財源は、すべて 65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料です。

基本目標４の(2)家族介護支援の充実に係る取組のうち、「家族介護用品の給付」事業を特別給付として実施します。

①サービスの内容

自宅において介護を受けている人で一定の要件に該当する人に、紙おむつ等の購入助成券を支給します。

②利用見込み

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
利用者数（人／年）	726	674	619	729	750	767	927
給付費（千円／年）	23,509	21,846	20,055	23,607	24,287	24,863	30,016

（９）岡崎市介護給付適正化計画

第４章の基本目標５（２）介護給付の適正化で示した事業の推進にあたり、各事業の見込みを次のように設定します。

①要介護認定の適正化

要介護認定調査の結果は、市職員による書面点検を行っており、これまで直営・委託とも100%実施しています。今後も全件チェックを継続していきます。

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
書面点検（%）	100	100	100	100	100	100	100

②ケアプランの点検等

ケアプラン点検は、令和６（2024）年度まで事業所への運営指導の中で実施していましたが、令和７（2025）年度から、居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所からケアプランを事前提出いただく方法に切り替え、点検後、事業所を訪問し、文書及び口頭での助言等を行っています。

住宅改修実態調査は、改修後に写真による確認のほか、利用者に対してアンケート調査を行っています。

また、本市が共同で実施している岡崎市介護サービス事業者連絡協議会の居宅介護支援事業者部会勉強会は、毎月１度、市内の全居宅介護支援事業所が集合し、情報交換や処遇困難事例等の研修会を行っています。

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
ケアプラン点検（件／年）	138	67	70	100	100	100	100
住宅改修アンケート調査（件／年）	98	61	100	100	100	100	100
居宅介護支援事業者部会勉強会（回／年）	12	12	12	12	12	12	12

③医療情報との突合・縦覧点検等

医療情報との突合・縦覧点検については、介護報酬の請求内容が適正であるかを確認するため、医療保険の診療報酬明細書（医療情報との突合）や過去の請求データ（縦覧）と付き合わせてチェックするもので、国保連合会から提供される情報に基づき、確認・点検を書面で行っています。

また、本市が共同で実施している岡崎市介護サービス事業者連絡協議会の各部会・小部会勉強会は、市内の介護事業者がサービス種別ごとに定期的に集合し、情報交換や処遇困難事例等の研修会を行っています。

区分	第９期計画の実績			第 10 期計画の見込			中長期的推計 2040 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度（見込）	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
医療情報との突合・縦覧点検（件／年）	27,918	32,095	34,625	37,030	37,783	38,715	45,222
各部会・小部会勉強会（件／年）	26	27	35	35	35	35	35

（10）施設等整備計画

施策の概要

◇第 10 期計画期間における施設等の整備については、本市における将来的な利用見込みや市内の他の施設等とのバランス、事業者の参入意欲等も考慮し、令和９（2027）年度から同 11（2029）年度までの計画として、次のとおりの整備を進め、適切な施設等のサービスの提供に努めます。

■第 10 期計画期間における施設等整備計画　（単位：床数）

区分	第 10 期施設等整備計画								第 10 期計画合計	第９期終了時整備済床数(見込含む。)
	本　庁	岡　崎	大　平	東　部	額　田	岩　津	矢　作	六ツ美		
介護老人福祉施設	計画なし								0	746
介護老人保健施設	計画なし								0	806
介護医療院	計画なし								0	107
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画なし								0	464
認知症対応型共同生活介護	令和 10（2028）年度(18) 令和 11（2029）年度(18) 圏域なし（ただし地域性等を評価の上選定）								2 施設 36	504
特定施設入居者生活介護	計画なし								0	462
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画なし								0	108
第 10 期計画	（第 10 期の整備予定床数合計）								36	－
第９期実績（見込含む。）	介護老人福祉施設：26（大平） 認知症対応型共同生活介護：36（大平 18、岩津 18）								－	－
第９期終了時整備済床数（見込含む。）	842	453	537	406	152	400	248	159	－	3,197

第6章

計画の推進に向けて

1　介護保険制度持続のために（共助・公助）

本市の将来人口推計では、引き続き高齢化率の上昇が見込まれており、64 歳以下の現役世代の数は減少していくと見込まれています。また、75 歳以上の高齢者の割合や 85 歳以上の高齢者の割合が高くなっていく見込みであり、医療や介護の必要な人は確実に増加していくことが予想され 2040 年を踏まえた中長期的な視点での体制整備が必要です。

医療や介護のニーズが増加しても現役世代が増えない中では、病院や介護施設での人材確保及び財源確保は極めて難しくなると考えられます。限りある人材・財源・資源の中で、介護現場の生産性を向上するため、医療や介護、福祉の専門職が、連携強化と情報共有のための研修会や勉強会等に取り組むほか、いえやすネットワークによる連携、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）への対応を進めています。病院や介護施設ではなく、住み慣れた地域で最期まで暮らすことを実現するため、在宅の限界点を高める努力や施設も含めた多様な住まい方への柔軟な対応、自立支援や看取りに向けた検討や関係機関や多職種が連携する体制整備に向けた取組も重ねており、保険者として介護保険サービス提供基盤を確保するとともに地域包括ケアシステムの深化・推進をめざします。

本市では、岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会、岡崎リハビリテーションネットワーク、岡崎市介護サービス事業者連絡協議会、愛知県看護協会、岡崎栄養士会等と連携して、保健・医療・福祉という広い視点で協議、検討をしています。一人ひとりが地域包括ケアシステムをつくる一員としていきいきとした日常生活を送る高齢者を増やしていくために、データや活動を見える化し、資源や課題を共有するとともに、つながりや話し合いの場づくり、伴走的支援を実施し、計画の実現に向けた地域づくりを推進します。

2　一人ひとりができること（自助）

介護保険法の第４条には、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため（中略）その有する能力の維持向上に努めるものとする」としています。国民は、デイサービスやヘルパーなど介護保険サービスを利用することができますが、利用を通じて介護予防や能力の維持向上に努める義務もあります。「介護を受ける」のではなく、「住民同士の助け合いや民間サービス、介護保険サービス等を利用して、住み慣れた岡崎でふつうの暮らしを続ける」という姿勢が必要です。一人ひとりが仕事や生きがいを持ったり、日々、体操や運動を心掛けたり、バランスのよい食事を心掛けたりすることで、健康づくりや介護予防をすることができます。市民一人ひとりの健康づくりや社会参加が介護保険の給付費の増加を抑え、介護保険制度の維持につながります。

家庭や職場、地域に居場所や役割があることは、こころとからだの健康につながります。どう生きていきたいか、どのような最期を迎えたいか、一人ひとりが考え、家族や大切な人

と話し合うことが重要です。感染症の流行や地震・豪雨などの災害に備えた対策をしていくことも求められます。

本市は、一人ひとりが望む暮らしを続けることができるよう、専門職による包括的なケアの提供体制をつくり、自助を支えることができる地域づくりに取り組みます。

3 住民主体の取組による地域づくり（互助）

高齢化や人口減少の中、子どもから高齢者まで住民全体がいきいきとした暮らしを続けていくためには年齢や病気や障がいの有無を超え「支える側」「支えられる側」という関係ではなく、地域に住む一員として「ともに暮らす、自分ができることをする」という発想の転換が必要です。

全国一律、市内一律で同じ制度やサービスを提供しても、住んでいる人の数も商店の数も走っているバスの数も違う中では同じ環境を提供することは困難です。本市は、額田地区を代表とする山林が多い地域、東岡崎駅の周辺などの公共交通機関が利用できる地域、大型商業施設や商店がある地域、大規模に住宅が建てられた団地など、地域によって住んでいる人の年齢構成も資源も大きく異なっているのが実情です。限りある人材、限りある財源、相次ぐ災害の発生、感染症の流行等の中で、地域に暮らす住民の手で豊かな自然と文化や歴史を活かしながら、地域ごとのニーズに合わせた取組を進めていくことが必要です。

町内、団地、小学校区、中学校区など地域のコミュニティの中で、市民一人ひとりが、自分たちの住んでいるまちの課題や良さに気づき、共有し、できることをするという地域での取組が増えています。「岡崎ごまんぞく体操を立ち上げたい」、「世代間交流をしたい」、「認知症高齢者の声かけ訓練をしたい」という声から、総代、民生委員・児童委員、学区福祉委員会、老人クラブ、医療機関、介護事業者、民間事業者等の協働で実現している地域が多くあります。

今後も住民の皆様の望む暮らしができるまちをめざし、子ども、障がい者、高齢者といった世代や制度を超えて、人と人をつなぎ、人と資源をつないで地域共生社会をめざした地域づくりを伴走支援します。

4　計画の進捗管理

この計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のＰＤＣＡサイクルに基づき、進捗管理していく必要があります。

計画の進捗管理にあたっては、「岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」に進捗状況を報告し、第３章で定めた基本目標ごとの目標指標に基づく実施状況とその評価を示すとともに、利用者・事業者・医療などの各観点から地域包括ケア「見える化」システムや国保データベースシステム等のデータを活用しながら事業を分析・評価していきます。そのほか、岡崎市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会等の各検討会議においても適宜検証を行い、現場の担当者も含めた重層的な評価・検討体制を築くとともに、個々の業務についても、市担当課において毎年度事務事業評価を行い、その内容や実施方法について、分析・評価し、改善・改革を図ります。さらに、評価結果の公表により、行政活動の透明性の向上と市民への説明責任を果たし、市政への理解や共通認識を深めます。

また、計画の進捗や効果の評価の結果、社会状況の変化や新たな国・県の施策、市内の動向などに柔軟に対応し、保険者機能の強化、必要に応じて計画の見直しを行います。

5　保険者機能の強化に向けた評価指標

介護保険事業の推進にあたっては、各市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むことが求められており、データに基づく課題分析と対応、適切な指標による実績評価を行う必要があるとともに、その実施状況に応じたインセンティブ交付金の付与が制度化されています。

本市では、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進するため、これまでの計画においても評価指標に基づく事業評価を実施しており、本計画期間においても同様に評価指標を定め、毎年度評価を行うことにより、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実による計画の推進に努めます。

■自立支援・重度化防止に向けた評価指標

評価指標	実績	目標			備考
	2025年度	2027年度	2028年度	2029年度	
①所管する介護サービス事業所への運営指導	205件	70件	180件	270件	保険者として計画的な指導監督を評価 【運営指導件数（指定有効期間中に1回以上実施）】
②地域包括支援センターの専門職一人当たり高齢者数	872人	1,000	1,000	1,000	地域包括支援センターの人員配置状況を評価 【高齢者人口÷包括支援センター専門職】
③地域ケア個別会議（コミュニティケア会議）における多職種と連携した個別事例の検討回数	43回	45回	45回	45回	地域ケア会議において、多職種連携や個別事例の検討を評価 【コミュニティケア会議開催回数】
④居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の取得状況	2.69%	2.75%	2.75%	2.80%	入院時・退院時の医療・介護連携に係る介護報酬上の加算の取得率を評価 【入院時情報連携加算及び退院・退所加算の取得率】
⑤介護予防に資する住民主体の通いの場（週1回以上）への65歳以上の人の参加率（ごまんぞく体操の参加率）	5.1%	5.7%	5.9%	6.2%	介護予防に資する通いの場（週1回以上）への参加状況を評価 【通いの場への参加率＝通いの場の参加者実数÷高齢者人口（9月末時点）】
⑥生活支援体制整備協議体の開催回数	156回	160回	160回	160回	協議体について、単なる設置にとどまるものではなく、具体的な取組を行っていることを評価 【会議開催回数】
⑦要介護認定者の要介護認定の変化率の状況	25.1%	22.7%	22.7%	22.7%	要介護状態の維持・改善の状況として、認定を受けた者について要介護認定の変化率を測定 【更新時に前回の介護度より重度となった者の率】
⑧ケアプラン点検の実施状況	67件	100件	100件	100件	ケアプラン点検の実施状況を評価【ケアプラン点検件数】
⑨必要な介護人材を確保するための具体的な取組	64人	70人	70人	70人	介護人材の確保に向けた保険者の取組を評価介護保険関係の資格取得のための研修受講料等を補助することにより離職防止・定着促進を図る。 【更新及び新規資格取得者数】
⑩在宅介護サービスの利用により身体状態が向上した人の割合（リハビリテーションサービスに関する目標）	73.3%	－	73.3%から上昇	－	3年に1回実施する在宅サービス利用者に対するアンケートによる。介護保険サービスを利用する前と比べて身体の状態が「良くなった」、「やや良くなった」または「変わらない」と回答した割合。